

# 刑 政

第 四 號

四 月 號

第 五 十 卷

刑務官か人間か (卷頭言)	中尾文策	二
少年受刑者の適性分類と 作業成績 (二・完)	高瀬安貞 牧村進	五
明治監獄年譜 (一)	辻敬助	九
現実に於ける行刑の今昔観	戸田作造	三
横濱刑務所に於ける刑務委員 會制度の試行 (中)		三
假釋放は社會を防衛するの道	アーネスト・ バーヂェス	四
今後の少年行刑に就ての綱領 (一)	ローランド・ フライスラー	五
資料 (○米國刑務作業に對する公正 競争に關する規定 ○新刊紹介)		七
雜報 ○陸軍記念日に際して (小菅刑務所に於ける櫻井 忠温少將の講演) ○浦賀支所職員の人命救助 ○作業の乘 ○室内體操圖式		

財團法人 刑務協會 發行

# 刑政

四月號

第五十卷

第四號

刑政官公人同

## 刑務官か人間か

刑務官が常に刑務官としての修練を積み、ひたすらに刑務官としての全きを念じつゝあるのは、たしかに人として尊敬に値することである。けれ共此の尊敬せらる可き熱心さの方向が、果して無條件に正しいかと反問せられるならば、遺憾乍ら言下に之を肯定する勇氣は涌かないのである。其處に多少反省の餘地がある様に思はれるからである。

それはよき刑務官たらんとする一方的熱心の餘りに、よき人間たらんとするの努力と注意とが閑却せられ勝ちに成る虞れはないかと言ふことである。語を換へて言ふならばともすれば人間としての一部分にのみ修養の重點が置かれることの爲に、彼に於ける全體としての人間性其物が、或は不幸にして修養と向上とを阻止せられることが無いかと言ふことである。

蓋しわれわれは刑務官ではあるが、同時に又人間でもある。否、實に、刑務官である前に先づ人間である。われわれは刑務官たるが故に人間と成つたのではなく、人間なるが故に刑務官と成つたのであり、刑務官たることは人生の一部であるが人間たることは人生の全部である。されば大きな人生の問題として見るならば、刑務官は其の全價值生活を獨り行刑の領域に限局す可きではないのである。よき刑務官たる外にも、否常にそれに先立つて、よき家庭人と成りよき社會人と成り又よき修養人と成ることに努力が向けられる可きであらう。

次に視野を限つて行刑の擔任者としての刑務官の立場を考へて見るに、此處にも亦刑務官が寧ろ先づ人

間でなければならぬ理由が強い。抑、行刑の目的は、ランザ言ふが如く受刑者をして人に還らしめると言ふ點に在るが、其の、人に還すと言ふことの能否は、之に當る刑務官の技術的能力の如何よりも、寧ろ彼の人間たることの深さの如何によつて左右せられる所が多いのは、既に萬人之を認めて居るのである。これ、行刑は人と人の關係であると言はれて居る所以である。

思ふに行刑は、從來餘りに技術的なるものとして考へられ過ぎて居り、其の技術の上になつては、技術をして技術たらしめて居るところの人間のなるもの即ち人的要素が忘却又は輕視せられて來た嫌ひがあつた。最近世紀に於ける行刑改良の歴史に於て、分類と言ひ作業と言ひ教化と言ひ、およそ行刑上の技術は殆ど限なく研究と試みとの視野に入つたが、何故か行刑に於ける人的要素の問題は未だ完全には掘下げられる迄に至つて居ない。随つて、刑務官に要求せられる所も單に刑務官としての素養に重點が置かれて居るのであり、人間としての修養とか教養とか言ふことは、さ迄重要視せられては居らないのである。故に各所に於ける職務研究會等に於て毎回行刑の問題を専門に研究することが推賞せられても——勿論之はそれ自身推賞に値しないことではない——例へば文學乃至は映畫等により深刻なる人生の地理歴史と、而してその理解の方法を學ぼうとすることは、必ずしも推賞せられては居らないのである。

その結果として、所謂よき刑務官はともすれば行刑以外に世界を知らぬこと、成り、社會に疎く、人に遠い者と成ることが多い。三メートルの壁が除かれても、尙よく其の優秀性を持續し、人間としての客觀的價値を主張し得る者が、所謂此のよき刑務官の中に幾人あるかは疑問であらう。これ、假に刑務官が刑務官として成功したりとするも、人間としては遺憾乍ら失敗せるものと言ふ可く、尙嚴密に言ふならば、もともと人間として失敗した者は刑務官としても成功した者とは言ひ得ないのみでなく、前述の如く、人

間としての實のりを持たない刑務官の行刑には、決して効果の多きを望み得ないのである。

さり乍ら斯く言ふことは、決して刑務官の刑務官としての修練を積み研究を重ねて行くことを無價値なりとするものではない。行刑には幾多の専門的技術があることであり、之に對しては不斷の研究が行はれなければならぬことは言ふ迄も無い。唯此の場合、自己の刑務官たることのみを意識して人間たることの自覺を薄くするが如きことがあつてはならぬと言ふのである。換言すれば刑務官は唯刑務官として價値があるのではなく、人間としてはじめてそれがあるのだと言ふことが忘れられてはならないと言ふのである。故に、刑務官としての自己を磨く場合、それはあく迄も人間としての側面を磨くものであること、刑務官としての精進は人間としての精進たる意味に於て其の價値が肯定せられるものであることを、常に深く留意す可きである。

たしかに近世の行刑改良運動はよき刑務官を作ることには成功した。これ、以前の行刑には殆ど刑務官の名に値する者が無かつたのに比較して著しき進歩ではある。けれ共今後の行刑に於ては、此のよき刑務官を更に止揚するものとして、よき「人間」としてのよき刑務官の續出が切に待望せられて居るのである。

昭和十二年三月二十七日

中尾文策

### 少年受刑者の適性分類と作業成績 (二・完)

—— 行刑技術に對する心理學的寄與の一方面 ——

高瀬安貞  
牧村進

- 一 序論
- 二 適性及技能度の分類
- 三 適性分類と作業賦課の現状(以上前號)
- 四 適性と作業成績との關係
- 五 結論

#### 四

##### (一) 技能度より分類した各人の現在就業別作業成績表に就て

當刑務所に於ける作業中、砂利採取、耕耘、便捨、掃除、炊事、洗濯は半技能的作業と考へ、この點より一應除外し、智能、性能上比較的技能を要する洋裁工、印刷工(機械、植字、文撰、石版)、木工(指物、大工)に就て就業者の適性技能度と作業成績との關係を個別的に照合して見たのであるが、各工場全員に就いて表示することは煩雜なる故省略し、例を第二(印刷)工場のみにとれば第五表となる。而して此の表は昭和十一年六月現在に於ける人員によつて作つたものである。

第 六 表

級 別	一 級	二 級	三 級	四 級	平 均
工場別					
一 工	3.30 (3)	2.46 (15)	2.23 (11)	2.06 (8)	2.39
二 工	2.89 (4)	2.75 (7)	2.57 (9)	2.42 (4)	2.57
三 工	3.30 (5)	2.65 (5)	2.48 (21)	1.83 (2)	2.51
四 工	3.54 (4)	2.88 (16)	2.32 (23)	2.30 (7)	2.52
營 繕	3.00 (2)	3.02 (9)	2.14 (7)	2.25 (5)	2.49
土 工	2.58 (5)	2.45 (33)	2.40 (6)	1.50 (1)	2.41
耕 耘	3.00 (2)	2.44 (9)	2.22 (9)	(0)	2.39
炊 場	(0)	3.10 (6)	2.71 (2)	2.44 (2)	2.85
洗 濯	(0)	2.83 (2)	2.17 (5)	1.75 (1)	2.17
便 捨	2.33 (1)	3.13 (2)	3.00 (1)	2.47 (3)	2.71
掃 除	3.00 (1)	2.76 (3)	2.16 (1)	(0)	2.87

表中作業成績欄は累進處遇令によつて規定された作業得点(作業成績と勉否、満点六點)であるが、只一ヶ月のみの得点にて技能度と相關することは機會が多分に含まれる處が多い故に、昭和十一年一月より六月に至る即十一年度前半期の毎月の作業得点の平均を以て各人の作業成績としたのである。

更にこの作業得点と技能度との關係を見る場合でも兩者を直接比較することは正確でない。何故ならば作業得点とは累進級別により相違し、更に又各工場に於て採点する擔當看守や技手の相違により、又業種別により評價を異にするからである。今各工場別、作業種別並びに累進級別により作業得点如何に異なるかを具體的に示せば第六表となる。即昭和十一年一月より六月に至る半年間に於ける各工場別、作業種別及級別による全收容者の一ヶ月作業平均得点である。(各点数の右括弧内は各工場の累進級別の人員を示す)。

かくして各人の作業成績はこの一ヶ月の平均得点の上下によつて價值付け得るに至り従つて適性の技能進歩可能度との相關關係を考察し得らるゝわけである。第五表各人の作業成績欄右の「+」は平均得点より

第 五 表

例 番 號	累 進 級	作 業 成 績	平 均 ノ 上 下	心 理 考 査 ノ 査 定			作 業 技 手 ノ 査 定	
				第 一 性 第 適	第 二 性 第 適	技 能 度 (第 一)	器 用 サ	速 サ
37	一	2.58	-	印 刷	洋 裁	技 能	稍 秀	普 通
36	一	2.91	+	印 刷	洋 裁	技 能	稍 秀	稍 秀
8	一	3.08	+	印 刷		普 技	稍 秀	稍 秀
285	二	3.00	+	印 刷	木 工	普 技	稍 秀	稍 秀
25	二	2.75	○	印 刷		半 技	稍 秀	普 通
90	三	2.66	+	印 刷	洋 裁	技 能	稍 秀	普 通
158	三	2.58	+	印 刷	鍛 冶	技 能	普 通	稍 秀
67	三	2.75	+	印 刷	洋 裁	普 技	稍 劣	普 通
71	三	2.50	-	印 刷	洋 裁	普 技	稍 秀	稍 秀
242	三	2.58	-	印 刷		半 技	査 定 時 死 亡	
282	四	2.40	-	印 刷	鍛 冶	技 能	稍 秀	稍 秀
16	二	2.50	-	洋 裁	印 刷	普 技	査 定 時 看 病 夫	
154	二	2.62	-	洋 裁	木 工	技 能	普 通	稍 秀
21	二	2.62	-	土 耕		半 技	劣	劣
209	三	2.50	-	洋 裁	印 刷	技 能	稍 劣	普 通
61	三	2.50	-	洋 裁		半 技	普 通	普 通
185	三	2.60	-	洋 裁		半 技	稍 劣	稍 劣
310	四	2.50	+	木 工	印 刷	技 能	普 通	稍 劣
196	四	2.50	+	木 工		半 技	普 通	普 通

上を示し、「○」は平均點を、「一」は平均點以下であることを示してゐる。

心理考査に於て査定せられた技能度と作業成績との關係は以上により大體窺ふことが出来るけれども、元來作業得點は作業成績とその勉否三點宛よりなり、純技能的點數でなく、殊に勉否の査定は主觀的に偏する處が多い。そこで各個人の純技能的なるものを知る必要上、作業技手並びに擔當看守に各就業者の作業の器用さと速さとを「秀」「稍秀」「普通」「稍劣」「劣」の五段階に分つて査定を依頼し、之と適性及その技能度との關係を見たのである（第五表「作業技手の査定」欄参照）。この査定は昭和十一年十一月十日より十三日に至る間に於て行はれたものである。

適性の技能度と作業成績との關係を見易く簡單に纏めると第七表となる。第八表は同様に洋裁工、印刷工、木工の全工場を綜括したもので、第一適性にして技能度普通以上のものは作業得點、器用さ、速さ三者共に總體的に最も良、次に第二適性にして技能度普通以上なるもの並びに第一適性の半技能なるもの之に次ぎ、他型に屬し不適性なものは最悪と見ることが出来る。

第七表

第一適性	技能普通以上	人員	作業得點			器用			速					
			平均以上	平均	平均以下	秀	稍秀	普	稍劣	劣	秀	稍秀	普	稍劣
第一適性	技能普通以上	9	6		3		7	1	1			6	3	
第一適性	半技能	2		1	1		1					1		
第二適性	技能普通以上	3	1		2			1	1			1	1	
他型	不適性	5	1		4		3	1	1		1	2	1	1

第八表

第一適性	技能普通以上	人員	作業得點			器用			速						
			平均以上	平均	平均以下	秀	稍秀	普	稍劣	劣	秀	稍秀	普	稍劣	劣
第一適性	技能普通以上	29	18	1	10		14	13	1			13	15		
第一適性	半技能	10	4	1	5		3	2		1		2	3	1	
第二適性	技能普通以上	18	8		10		7	9	1			2	12	3	
他型	不適性	43	12		31		3	16	9	2		6	17	6	1
	計	100	42	2	56		27	40	11	3		23	47	10	1

(二) 木工實習夫の實習成績と適性及技能度との關係

猶前述の關係を一層精確に實證するため、去年八月一日から實施しつゝある第八回木工實習夫の第一期試験成績と適性の關係を見ると第九表となる。蓋し前述した様に作業成績の良否を判斷するには出来るだけ同一條件に於て採點されたものでなければならぬ。而して木工實習夫の實習成績は最も適切に此の要件を満す資料であるからである。今實習成績八〇點以上、七〇點臺、六五點以下の三段階に分ち適性と他型とに於ける各段階の頻數を示せば第十表となる。明瞭に第一適性のもに成績よきもの多く、他型のものに於ては成績良なるものなく成績不良なるもの極めて多きを示してゐる。殊に五七例及三四三例の如きは智能が低い上に必要性能の或ものに、著明なる缺陷があり、特に木工には不適性なることを證明し得るものである。又三四四例、五五例の様な智能缺陷者は訓練のため轉入當初に技能習得の見込のないことを豫言した通り成績極めて劣等であつて科學的診査をしないために大きな浪費をしつゝある好

由がない限り、當然該作業に對し適性を有つものでなければならぬのである。然るに上記第八回木工實習夫の適性分類を見ると、第十一表の如く木工型のは二十五名中僅か一〇名であり、第二適性のものを入れて漸く一四名に過ぎない。尙特に木工技術を訓練するために選抜する以上、少くとも普通の職業能力者となり得る可能性あるものを選抜すべきものであるから、半技能者以下のものは實習夫としては適當ではない。従つて之を省けば、木工實習夫として適當なのは二五名中僅か第一適性の六名と第二適性の四名、計一〇名に過ぎない。而も二名の低能にして職業訓

第十表

	木工第一適性	木工第二適性	他型	計
80 點以上	5	2	0	7
70 點 臺	4	1	3	8
65 點以下	1	1	8	10
計	10	4	11	

第十一表

	技能	普技	半技	無技	計
洋裁工型	2		3		5
印刷工型	(1)	3 (2)			3 (3)
木工型	2	4 (4)	4		10 (4)
革靴工型		1 (2)	1		2 (1)
鍛冶工型		(1)	2		2 (1)
土耕型				1	1
雜業型					
特殊處遇				2	2
計	4 (1)	8 (9)	10	3	25

例である。

かゝる作業實習夫は該作業訓練のために全國刑務所より選抜移送されるものであるから、彼等は個人的に特殊の理

例番號	第一期實習成績	擔當ノ判斷		心理考査ノ査定		
		器用サ	速サ	第一適性	第二適性	技能度
340	95	普通	普通	木(上)	革(中)	技能
338	75	普通	稍劣	木(上)	印(上)	技能
14	90	稍劣	稍劣	木(中)	印(中)	普技
339	85	普通	普通	木(中)	革(中)	普技
136	85	普通	普通	木(中)		普技
35	75	普通	稍劣	木(中)	印(中)	普技
45	80	稍劣	劣	木(中)		半技
99	70	稍劣	劣	木(中)		半技
60	55	劣	劣	木(中)		半技
38	75	稍劣	劣	木(下)		半技
4	85	普通	普通	洋(上)	木(中)	技能
341	80	普通	稍劣	洋(上)	木(中)	技能
33	70	稍劣	稍劣	革(中)	木(中)	普技
31	70	劣	劣	洋(中)		半技
342	65	稍劣	劣	印(中)	木(中)	普技
345	75	稍劣	稍劣	印(中)	鍛(中)	普技
12	65	劣	劣	印(中)		普技
337	65	稍劣	稍劣	革(中)		半技
49	75	稍劣	稍劣	洋(下)		半技
9	65	稍劣	劣	鍛(中)		半技
57	50	劣	劣	洋(下)		半技
331	60	稍劣	劣	鍛(下)		半技
343	55	劣	劣	土		無技
344	50	劣	劣	特		無技
55	50	劣	劣	特		無技

第九表

練習ど不可能のもの及び一名の殆ど低能に近く、木工に對する訓練は殆ど望みのないものがあるのは、木工訓練の能率を低下せしめると同時に多大の財政的損失を招くものと言はなければならない。而もかゝる損失は心理學的考査により極めて簡易に避け得るものなのである。

次に第七回及第六回の木工實習夫で現在も當所に残留するものに就いて、その訓練時に於ける成績、現在の作業點數及擔當看守の觀察及び心理考査による適性、陶治性、性格特徴を表示すれば第十二表となる。第七回實習夫を見ると大體適性のもののみであるから一例以外は全部七〇點以上であつて、技能の進歩可能性より見ても、技能者となり得るもの、四例は八〇點以上、一例は七〇點臺ではあるけれどもそれは七九點であつて而も全期を通じての平均點は八一點であつて普通以上と認めてよいものであり、普通技能では三例が八〇點以上、二例が七〇點臺であつて、半技能の一例だけが七〇點以下であるのは適性のみならず、技能進歩可能性の判定も亦實際成績との一致度が極めて高いことを證し得られるであらう。第六回實習夫に於ては成績點數のみからいふと二三の例外——例へば第二六例の様に「性能輪廓」からいふと寧ろ木工に不適性と判定せらるべきものであるのに八〇點以上の成績となつてゐるけれども現在の作業得點（昭和十一年一月より六月迄の平均）は第六表と照合すると、一級者としては平均以下であつて必ずしも技術良とは言ひ難いものであることを暗示してゐる。要するに本例は性質極めて温順纖弱であつて善く見られ易い傾向があるものと解釋し得る。之に反し第一四五例は適性木工であつて、普通技能と判定せらるべきものであるのに成績不良であるのは性格氣儘であつて興奮性が著明、社會に於ける理髮職人としての技能を自恃し、木工作業に對する積極的意志を缺くものである。又一〇四例は木工技能者といふ判定に比して實習成績は不良であるけれども、現在の作業得點は第六表に照合すれば二級者の得點平均より相當優良であつて、必ずしも技能不良とは言はれないこと

第十二表

例 番號	訓練時ノ成績			現 在	心理考査ノ査定													
	第三期成績	全期平均	級別		第一適性	第二適性	技能進歩度	陶治性	性格特徴									
學科	實習	操行	作業點數	擔當判斷	第一適性	第二適性	技能進歩度	陶治性	性格特徴									
102	87	93	95	88	11	3.65	稍	秀	稍	秀	木(上)	洋(中)	技	能	教	化	執	着(小)
104	72	68	65	62	11	3.00	普	通	普	通	木(上)	洋(中)	技	能	教	化	放	逸(小)
52	77	80	80	73	1	3.33	稍	秀	稍	秀	木(上)	印(中)	技	能	訓	練	發	揚(中)
27	77	75	85	72	1	3.25	稍	秀	普	通	木(中)	印(中)	技	能	教	化	懦	弱(小)
41	62	75	70	60	11	3.00	稍	秀	稍	秀	木(中)	印(中)	普	技	矯	正	放	逸(大)
10	57	70	75	66	11	3.00	普	通	普	通	木(中)	ナ	普	技	教	化	輕	浮(小)
145	66	55	65	54	11	2.75	稍	劣	普	通	木(中)	洋(中)	普	技	矯	正	興	奮(大)
144	59	90	70	65	1	3.33	稍	秀	普	通	印(中)	木(中)	普	技	教	化	懦	弱(小)
22	71	85	80	78	1	3.50	普	通	稍	秀	鍛(中)	洋(中)	普	技	矯	正	發	揚(大)
47	76	63	60	60	11	2.85	普	通	普	通	鍛(上)		技	能	訓	練	興	奮(中)
26	64	83	90	73	1	3.25	稍	秀	稍	秀	洋(中)		半	技	訓	練	纖	弱(中)
95	62	56	57	52	11	3.08	普	通	普	通	洋(中)		半	技	訓	練	發	揚(中)

第六回木工實習夫

32	82	89	88	87	11	3.00	普通	普通	普通	木(上)	印(中)	技能	教化	興奮(小)
206	74	82	77	78	11	2.66	普通	普通	普通	木(上)	印(中)	技能	訓練	執着(中)
249	77	80	78	82	11	2.66	稍秀	稍秀	稍秀	木(中)	印(中)	技能	訓練	纖弱(中)
122	71	85	85	81	11	2.75	普通	普通	稍秀	木(中)	鍛(中)	技能	教化	執着(小)
244	85	79	77	81	11	2.66	普通	普通	普通	木(中)	印(中)	技能	教化	浮(小)
110	87	94	88	90	11	3.00	稍秀	稍秀	普通	木(中)	革(中)	技能	訓練	浮(中)
24	78	75	80	78	11	2.58	普通	普通	普通	木(中)	鍛(中)	技能	教化	浮(小)
70	75	80	83	80	11	2.50	普通	普通	普通	木(中)		技能	訓練	放逸(中)
42	64	78	73	72	11	2.58	普通	普通	普通	木(中)		技能	教化	放逸(小)
15	70	58	62	63	11	2.16	劣等	稍劣	劣	木(下)		技能	正	執着(大)
166	55	86	68	70	11	2.75	普通	稍劣	劣	洋(中)	木(中)	技能	矯正	放逸(大)

を暗示するものと考えられる。——以上の様な例外を除けば大體一致するものと言ふことが出来る。

(三) 適性検査に對する試案

現在施行しつゝある様な簡單で最小限度以下の性能検査によつては極めて大體の傾向だけしか識ることが出来ない。一層適性の考査を適確にし適職指導並びに刑務作業の能率増進のより確實な効果を擧げるためにはより精密で適切な考査方法に依らなければならぬ。殊に前述した様に少年受刑者をして社會復歸を完全ならしめる第一歩は適職

指導にあると謂ひ得られるのであるから、彼等に對しては特に充分に用意周到なる適性検査が施行せらるべきであらう。

今我國及歐米諸外國に施行せられた諸適性検査を参考にし、少年刑務所に於て可能な範圍で比較的適切と思はれる適性検査法を提案すれば次の様である。

- 木工 (一) 構成力(型盤) (二) 打叩調節 (三) 計算力 (四) 重量比較 (五) 空間辨別(レーマン) (六) 立體想像(推理力)
  - (一)(二)(三)(四)は大工、(一)(二)(五)(六)は指物工。
- 洋裁工 (一) 目、手及脚の共應動作(メーデー法) (二) 巧緻性(切取法) (三) 空間辨別 (四) 觸空間(スピアマン) (五) 棒挿盤 (六) 糸挿盤(淡路氏)
- 印刷工 (一) 注意力(抹消法) (二) 反應速度(サンフォード) (三) 色覺辨別(チンメルマン) (四) 誤字訂補 (五) 植字作業
  - (六) 面積目測 —— (一)(二)(三)は機械工、(四)(五)(六)は植字、文撰工。
- 皮革工 (一) 巧緻性 (二) 構成力 (三) 空間辨別 (四) 目、手、脚の共應動作 (五) 糸挿盤 (六) 打叩調節
- 鍛冶工 (一) 立體想像 (二) 空間辨別 (三) 視觸覺 (四) 反應速度 (五) 打叩調節 (六) 力量

五

一、本研究に於ける適性分類は個人の「性能輪廓」の型のみを規準として判定したのであるが實際の職業指導及び作業賦課に當つては本人の性格、體質、經歷、希望、保護者の職業、希望、刑務作業に於ける配置人員の状態等をも考慮に容れらるべきは勿論である。従つて作業賦課に當つても作業課の決定のみならず、専門家を加へたる刑務官會議

又は處遇分類委員會の綜合的決定によるべきであらう。

一 東京府職業紹介所は最近「精神的缺陷に對する不適職一覽表」を製作した。一例を挙げれば「氣分にむらのあるもの、または激し易いもの」は次の職業に適せず——商人、外交員、銀行員、教師、刑務官、レンズ研磨工、旋盤工、機械工、木型工、大工、看護婦、紡績工、乳母、貴金屬細工、畫工——（讀賣新聞掲載による。）

二 米國 Sing-Sing 刑務所に於ける作業賦課は、典獄補、文書主任、作業課長、心理學者、精神病學者、教師によつて組織せられぬ Assignment Board によつて決定せられる。(Samuel Kahn : Sing Sing Criminals 1936. p. 21—22.)

二、上述の様に適性と作業成績との間に積極的相關が明瞭であるのであるが、刑務所に於ける作業賦課の現状はかかる合理的賦課のあまり顧慮せられてゐないことが暗示せられる。工場施設の整備、作業統制による經營方法の合理化に伴つてその作業能率に飛躍的進展を遂げた我が刑務作業の將來の課題は當然此の人的條件の合理化にあらねばならぬであらう。

三、殊に全國少年刑務所より選抜移集して行ふ作業訓練の場合には、必ず適性検査をなし、該作業に對して適性にして而も技能進歩可能性の普通技能度以上のものを選抜しなければならぬ。然らざれば折角の職業訓練も徒らに財政的負擔のみ多く教育的效果の乏しいのは刑政上の重大責任でなければならぬ。

四、適性及技能度の分類は各刑務作業がその訓練に適應した組織に構成せらるべきことを前提としなければならぬ。具體的に言へば、或業種に於てたゞ漠然と或程度の技能訓練を施す時は各個人の技能修得は不完全を免れない。従つて個人的にも又作業上にも能率的でない。少くとも各業種に於ける技術過程の段階を（一）社會に於て就職持續を可能ならしむるに必要な最低の技能（半技能）階梯、（二）普通の職人、職工能力者として職業生活を可能ならしめるに

必要なる技能階梯、（三）技能者として立ち得るために必要なる技能階梯等の技能段階に分析組織化し、各個人の技能進歩の程度に應じた技能段階の過程を釋放時迄に完全に征服する様指定し、教導する。如斯目標設定によつて受刑者の精神的興味と緊張が齎らされ、その目標の征服は社會生活に對する自信を得せしめ、更に精神的改善への自信を喚起せしめる上に極めて重要な刺戟となるものである。

五、又之等の分類は單に作業能率増進に役立つのみならず、收容者の感化改善の測定に科學的標識を與へるものである。考查期間を終へた受刑者は作業訓練期に入る前に先づ矯正期間として特殊の工場（例へば苾繩工、風船工、機械工の様な科程作業）に出役せしめるのを原則とすべきである。<sup>(三)</sup>刑務所によつてかかる方法を實施しつゝある所もあるが、次の作業訓練期に移る技術的方針は無計畫的であつて、或者は半年も一年もその儘放置せられ、或者はその行狀の如何に拘らず單に一定の職業經驗者なるの理由を以て旬日にして該作業に就業せしむる等、徒らに受刑者をして不平と自棄に陥らしめ、或は我儘を増長せしむる結果となるに過ぎない。工場出役に際しては必ず個別的に次の様な諸事項即豫定の矯正期間——例へば陶冶容易なるものに對しては約一ヶ月、陶冶可能なるものには約三ヶ月、陶冶比較的困難なるものには約六ヶ月等——矯正すべき各自の性格缺點、期間中に達すべき作業科程——<sup>(四)</sup>智能、技能度を考量してそれに應じ例へば科程五分乃至八分、科程外二割乃至五割、科程外七割乃至十割などの段階に分け——等を言ひ渡し、各自の勤勉と努力によりその期間の短縮或は延長せらるべきを言渡すべきである。かくして個人に言ひ渡されたる標準より早く、よりよき成績を挙げた場合は速かに言渡したる期間より早く適職に就業せしめ鼓舞督勵する。かかる方法によれば、受刑者には目標と刺戟が與へられ、刑務官には行刑經過の良否判定に一定の標識が與へられ得るのである。

III Sing Sing 刑務所に於ける新入後三十日間の“Reception company”を經過すれば“yard company”として石炭掘、掃除荷

物の揚降し等の苦役に就かしめられ、その成績により“Assignment Board”(前掲)の議を經じ一定の“Job Company”に入れられる。(Samuel Kahn: Sing Sing Criminals. 1936. p. 22.)

四 何となれば能力の低いものは如何に努力しても科程に達することが出来ないし、能力の高いものは努力を要せず科程に達し得べきものであつて、刑務作業は教化の手段である以上能率よりも寧ろ勤勞精神を掬み採つてやるべきであるからである。

六、技能進歩可能性は智能と性能とのみから判定したものであつて、事實上は之に感情、意志、勤怠の影響が加はり、必ずしもその成績と一致しないことがある。定期的には進級時に於て再考査をなし、或は事故變調の現はれた時毎に擔當よりの報告を受けて反覆考査し、その一致しない原因を探究すれば、そこに精神的陶冶の程度測定の科學的基礎が得られることもあり、又更に分類の變更、適應せる教育心理學的處置をも指示し得られるものである。

二 翻つて現今の社會に於ける職業指導紹介の諸施設に於ても早くより心理學専門家の缺くべからざることが認められ最近に於ては各府縣の職業課に漸次心理學專攻の技師が置かれる様になり、更に内務省社會局職業課に於ても來年度より心理學專攻の技師を置く様決定せられたといふ趨勢に在る。

行刑の方面に於ても單に前述の如き作業職業教育の方面のみならず其他諸方面に心理學的技術を要する方面極めて多く、其の効果の實證は將來に俟つべきであるが、現代の教育學が實驗心理學的實證によつて著しい進展を遂げた様に、同じく人の教育を課題とする行刑の將來が心理學的技術によつて進歩を促進せられることは決して不當の豫想ではないと考へられる。

要するに行刑は單なる治療教育ではない。より廣く社會教育學的意義を有するものであるから我國累進處遇令に於ても受刑者の個性及心身の狀況に就ては醫學、心理學、教育學及社會學等の知識を基礎として調査すべく規定せられたものであつて、此の法文が單なる法文に止まらず速かに實施の日の來るべきことを期待するものである。

— 111. 1. 110 —

## 明治監獄年譜(一)

辻 敬 助

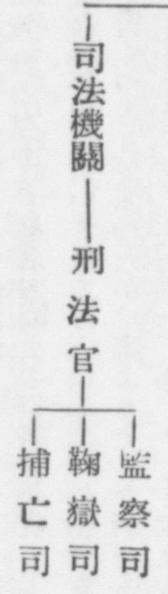
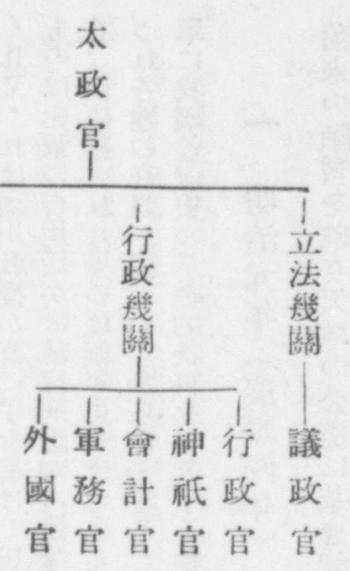
行刑參考資料蒐集の命を受けて茲に僅々數月を出でず昨今漸く各所の資料が手に入りかけた丈である。この乏しきの資料を掲げて先人の遺した足跡を物語らんとすることは誠に大膽極まる話で到底魯魚の謗を免がれざるは勿論、觀察に於ても大なる誤なきを保しない。思へば汗顔の至りではあるが僚友諸彦の御勧めもあり取敢ず東京方面丈の資料を基礎としてサブノート式な編年史を書いて見ることにした。最初一かどの監獄史論を書くつもりであつたが、素よりそんな柄でもなく且又これは細川教授が既に手を着けて居り、又記事體風なものでは先輩の香川氏が雜誌行刑思潮に健筆を揮はれてゐるので、私に残されたものは編年史だけである。詳細なものはいづれ各地の資料が纏まつてから發表することとして、茲には單に我國監獄史の基礎的資料を提供する程度に止めた。

### 一 明治元年(慶應四年)

舊來の陋習を破り天地の公道に基き智識を世界に求め

大に皇基を振興し國力の伸展を期せんとするのが明治維新の理想であつた。而して此の興國の大精神を最も力強く宣言せられたのが即ち五箇條の御誓文である。明治天皇は此の御抱負をば天地神明に誓はせられたが更に國民安撫國威發揚の勅語を賜はり、天下億兆一人も其所を得ざる時は皆朕が罪なれば朕自ら身骨を勞し心志を苦めんと仰せられた。この金鍔の如き御決心と之を奉戴せんとする輔弼臣僚の盡忠報國の赤誠とに依つて明治維新が完成せられたのである。

一月中央政府として初めて太政官を設け神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を置いた。二月科を局と改めたが、四月更に太政官全部の改革を行ひ御誓文の趣旨に則つて我國最初の憲法とも認むべき政體書を頒ちて三權分立の新制度を布くに至つた。



地方行政に於ては府藩縣の三官を置き、藩は假に諸侯をして自主權を行はしめ、府縣（元幕府直轄地）は知府事及知縣事を置き一切の地方行政を掌らしめた。江戸は特別行政區として一時江戸鎮臺をして統轄せしめたが東京と改稱するに及び東京府を置くこととした。

か様に王政復古の基礎が着々として築き上げられて行つたが兵馬倥傯國事多端にして政府は未だ諸政の釐正に暇がなかつた。刑獄の事も從て仍ほ徳川幕政の舊を襲ひ其の所在の地方廳に委するの外なく容易に舊規を改むることを得なかつた。京都には六角の獄舎及悲田院（病囚及輕罪囚を收容す）あり、大阪には松屋町の獄舎及高原

溜（悲田院に當る）あり共に府廳の所轄に屬した。江戸には小傳馬町囚獄、淺草、品川兩溜、石川嶋寄場（無籍無頼の徒を收容し授産の道を講ず）の四獄舎あり、一時江戸鎮臺府に屬し市政裁判所之を管理した。五月延寶以來囚獄の職を世々にせる石出帶刀は鎮臺府市政裁判所附仰付られ祿高並に組支配等從前の通りの辭令を受けた。浪人山田淺右衛門（俗に首斬淺右衛門）は彈内記（穢多頭彈左衛門）と共に市政裁判所附を命ぜられた。七月鎮臺府及市政裁判所廢せられ是等獄舎は總て東京府に屬した。同時に石出帶刀は囚獄の職を免ぜられ單に囚獄掛となり大久保與七郎隊長匣瑛郷輔囚獄取締（囚獄の長）を命ぜられた。これは臈て世襲官吏廢止の前提である。八月天皇御即位の大禮を紫宸殿に行ひ給ひ、次で九月明治と改元し周く罪囚に對し減刑の御詔勅を賜り逆罪故殺を除き總て一等を減じられた。先に天皇御元服に際し大赦の事ありたるも江戸に於ては全市混亂恐怖の裡に在りたる爲、普く御聖旨を奉ずる事が出来なかつたといはれてゐる。同じく九月囚獄に於ける囚人入浴度數を増加し四季を通じて一箇月六回と改め尙冬期湯婆給與度數は夜一回を晝夜二回に改めた。極めて一些事ではあるが國民安撫の御聖旨に基く新政最初の處遇改正として注目に値す

るものと思ふ。十月振古未曾有の盛事たる明治天皇最初の御東幸ありて江戸城を皇居と定められ、初めて廟堂に臨み萬機を親裁し給ひ、百官に詔して輔導啓沃直言して忌憚すること勿からしめられた。次で刑法官は假刑律を定め行政官は府藩縣に對し新律撰定に至る迄の用刑の心得方を布達する所があつた。刑律は國民生死の係る所に於て之が改革は一日も緩うすべからずとの御聖旨から急遽假律を定めしめられたのである。假律は徳川百箇條の大部分を斥け大寶の律を骨子とし支那法制を參酌したものである。笞刑、徒刑、流刑各三種とし傍ら贖金の制を設け、磔刑は君父を弑する大逆に限り、焚刑は梟首に換へ、追放、所拂は徒刑に換へ、且竊盜百兩以下の死刑を禁止、其他死刑は勅裁を経べきことを命じた。之を徳川氏の刑律に比するに著しく殘虐の刑を減じ、刑政寛恕國民安撫の御精神が多分に盛られて居るのを見るのである。刑政は政治の最も重んずべき所として諸政の釐革に先立て用刑の規準を示したことは社會人心の安定に非常に役立つたのはいふまでもなかつた。流刑は蝦夷地（北海道）に限りたるも其の制度確立に至る迄は先づ舊に依ることを命じた。徒刑は王朝時代屢々用ゐられた所であるが、封建時代に於ては僅に寶曆年間熊本藩の之を採用せ

ると幕府が寛政二年稍之に類似せる寄場制度を創設せることありたるのみにして殆ど新施設と見るべきものである。仍てこれ又取敢ず土地の便宜に從て各々其の制を立つべきことを命じた。東京府は石川嶋人足寄場を以て徒場に當て構内外に於て素習の業に就かしめ、技能なき者は米春、油絞、土運び、炭團製造、洗濯等を課した。被服食料其他は大概ね寄場の處遇を襲ふたのである。大阪府は備前藩營に徒場を新設し、主として瓦工場其他民間請負場に出役せしめ、被服は東京の柿色なるに對し空色の法被を着用せしめ、尙髪は元結際一寸許り先を切り首に鍊輪を嵌めた。其の他の府縣も概ね東京、大阪の制に倣うた。勿論其の多くは未だ封建時代の威嚇行刑の域を脱却し得なかつたが、一面又寄場の傳統や熊本藩徒場の教化思想を踏襲して、犯人の再生に力を入れたものも決して少くなかつた。か様にして我國に於ける近代自由刑の生誕を見たわけである。後に我國獄制が泰西監獄改良運動の影響の下に飛躍的に發展を遂げたのも、實はこの寄場思想に負う所が少くないのであつて、其因つて來る所、偶然でないものである。當時徒場の職員は明かでないが、同心は凡そ三十名内外と推測される。傳馬町囚獄の元年末職員は左の如き配置であつた。



三 明治三年

二月 大解部小原重哉は獄政改革の重大使命を帯びて囚獄司權正に任ぜられた。氏は自ら獄中に投ぜられ具に辛酸苦楚をなめた憂國の志士であるが、自ら進んで此の難局に當り全身全力を獄内の刷新に傾けた。氏の在職は僅に一年餘であつたが獄内の面目は一變し、殊に其の衛生状態は著しく改善せられ、明治三年以前は小傳馬町囚獄内病死者常に數百人を算したが、明治四年には百四十人に減少するに至つた。此月小傳馬町獄舎内揚座敷(舊時御目見以上の者を拘禁す)に禁ずるの制を廢し其の房を以て重罪人の病室に當てた。三月品川溜を廢し淺草溜は非人頭善七の監守を停め、新に囚獄司の官吏大令史一名、使部五名を派して直接其の事務を處理せしめた。病囚等の管理を非人頭に一任するが如きは封建的社會組織の遺風にして其の弊習は囚獄の比でなかつた。改革の手が先づ最初に此所に及んだのは、氏が如何に獄内事情に精通し且新時代の精神に接著して居たかを物語るものである。次で同月牢名主及役付(穴隠居帳代役上隠居等)の制を廢し新に強窃盜に非ざる破廉耻罪の者を撰び每房一人の間頭を命じて之に代らしめた。幕末諸般の綱紀弛

年末現員	獄										
	放免監倉留		溜預同死亡		死亡		大赦		刑		獄門
									磔	梟示	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
一一	五〇四	二	一、〇一二	三	三五一	五	一三三		三		九五
五	四〇五		一、〇六八	一	五〇六	一	二			一	三七
一一	四六八	六六	一、四四五	一四	三六九						二八

過管杖ニ該ルヲ婦女ナルヲ以過意牢(此條後ニ收贖ニ換ル)老同上老幼癡疾婦女ノ禁獄 庶庶人ニ下シ 料過料 押押込 幼流罪申付幼年ノ義ニ付十五歳マテ親預ケ 遠伊豆諸島 函 北海道邊成 僧僧侶女犯寺法ノ通可取計旨申渡本寺觸頭へ引 渡 盲答罪或ハ徒若干可申付ノ處盲人ノ義ニ付坐法ノ通可申 付旨申渡總録へ引渡 非同上人ノ義ニ付相當ノ仕置可申付 旨申渡彈内記へ引渡 鋼禁鋼

緩し殊に名主役付の制度は驚くべき弊風を醸し幕府も幾度か之を矯正せんとして成らなかつたのである。小原氏が獄政改革の第一着手として先づ此の陋弊の芟除に力めたのは卓見といふべきである。又此月獄中への差入物の掟を定めた。従來差入の制度は頗る寛大にして名主役付の制と共に獄内百弊の源泉であつた。仍て先づ金錢の差入を嚴禁し且差入物品の品目數量を制限することとしたのである。尙之と同時に獄内衛生施設の改善を計り、就中囚獄司中に醫局を設け醫員五名を配置し加ふるに大學東校大博士佐藤尙中及助教得業生交々當直して病囚を療治し、又藥局を設け藥局生二名を置き其他獄内掃除及食料検査の方法を定め、又四月には毎日午前四時より午後八時迄病室の扉を開き空氣を疏通せしめ、且病室内には夜中燈火を點せしめた。是等は今日に於ては當然の處置といふべきであるが當時一般衛生思想の幼稚なりし時代に於て此の如き周到なる注意を拂へることは眞に具眼の士といはざるを得ない。尙此月刑餘の體を以て刀劍の利鈍を試むる事を嚴禁し、又人膽或は靈天蓋、陽物等を密賣することを禁じた。首斬淺右衛門代々の豪奢を極めし生活の資源は實に此の驚くべき役得に因るものと傳へられてゐる。尙同じく四月小傳馬町獄舎外の大小堰

埒其他營作及囚食米搬運等の費用を小傳馬町外十數ヶ町の地主に課するの制を廢し、一切囚獄司の費用を以て之を辨することとした。諸町の地主等囚獄司へ愁訴の未遂にこの改正を見たのである。五月初めて法廷規則を定めた。僅に十二箇條であるが法廷の組織糾問審理の順序等を規定し白洲の體裁圖を附録してゐる。法廷に於ては有位、士族、庶民等の座席を區別し、六位以上は座舖吟味を命じた。未だ階級尊卑の分界を廢するに至らなかつたのである。九月墨刑を廢し之に當るものは多く答杖二刑に引當る等適宜の處置を講ぜしめ犯人の社會復歸を容易ならしめた。これは開城學校筆生土屋榮五郎の建議に基づくものである。氏は「此刑を受くる者は悔悟過を改むるの意ありと雖も刑餘の證判然身體上に存し良民に齡せらるゝことを得ず遂に自棄の念を生じ再び嚴刑に觸るゝ者少からず其名は輕科と雖も實は慘毒の刑と謂ふべし且夫れ小過を以て生涯滅除すべからざる痕跡を身體に表するは夷蕃の風なり」として之が廢止を建白したのである。八代將軍吉宗以來最も普遍的に適用せられたる本刑を廢止したことは我國刑政上より見て一大變革であつて、階級的威嚇主義刑法がか様にして漸次崩壞されて行くことは注目に値する。同じく九月斬以上に處する罪案を東京

府下五箇所に掲示するの制を定め梟首の外其掲示を停めた。又此月流刑の執行を緩和し配流者の妻妾隨行を許し尙發遣の日親戚訣別を乞ふ時は囚獄糺問所に於て官吏立會の上面會を許した。是等の改正はいづれも刑罰思想の變遷と人權尊重思想の擡頭の一つの現れと見ることが出来る。尙同月刑死者及獄中病死者の遺屍を請ふ親戚なき時は大學東校其の屍を領收して解剖する事を許した。十一月石川嶋徒場に於て徒人に對し四書五經等の修身書の講讀を開始し休暇或は夜中に於て囚徒中素養ある者を撰み回讀せしめた。尙同時に徒人の日課として朝夕神拜せしむることとした。この外寄場時代に施行せる心學講話が引續き行はれたのは勿論である。又此月病人及衰弱疲勞の徒人をして構内の稻荷小祠に日々參詣せしめ所謂百度參り千度餘りの類をなさしめ、敬虔の念を養ひ兼て健康の回復に努めしめた。こゝにも小原氏が如何に囚人教化に意を用ひたかを察するに足るものがある。尙同月作業施設として自給自足の方法を講じ綿布、野菜、醬油、味噌を徒人の工作を以て製造することとした。當時作業製品の販賣意の如くならず作業の經營は頗る困難であつたのでこゝに着眼したのである。當時地方の徒場に於ける作業經營は一層困難を極め長崎、山口等に於ては徒場の

の門前若は市中揭示場に囚徒製作品の廉價販賣などを廣告して居る。此時代に於ける徒場の作業は内役としては米舂、染物、藁細工、紡績、製油、紙漉、炭團、刻煙草元結、農具、指物其他官傭夫の類で、外役としては道路橋梁上の掃除、除草、畑作、藏方人足其他一般民家の雇傭に應じて出役を許したがまだ極めて微々たるものであつた。大規模に堤防道路河川の改修等に從事せしめたのは概ね明治四年以後の事である。同じく十一月准流法を定め暫く流刑を停止し徒刑に代へ五年、七年及十年の三種とし徒場に入れ尋常徒人と區別し嚴重に驅役すべきことを命じた。これは北海道の秩序未だ定まらず當分流刑者派遣の見込立たざるに因るのである。十二月笞杖の行刑は必ず臀部を撲たしむることとした。從來は背部を撲ち人身を害するのみならず、殘忍酷薄眞に忍びざるものがあつたので之を改めたのである。尙此月維新最初の刑典新律綱領が漸く發布を見るに至つた。大寶律以來千百餘年、茲に再び成文の刑法國となつたのである。新律は大寶の律を骨子とし傍ら明清特に清律を參照して成つたものである。この刑律編纂の事業は寛恕の御聖旨に基き深遠なる理想の下に進められたのであるから、上は大寶の制から武家法度下は徳川百箇條等に至る迄悉く之を

參酌し、又支那唐明清の三律は素より清律彙纂二十五卷を態々熊本藩より取り寄せて研究する等中々大がかりの立法事業で滿二箇年の歳月を費して漸く完成したのである。併ら其大部は大寶の殘律に非ざれば清律の摸寫に過ぎずして稍時勢に鑑みて斧正を加へたる跡あるも、未だ當時の新興精神や國民的感情を反映するに至らなかつた。殊に當時まだ知藩事と人民とは依然として舊主從の情實の存するありて刑法の階級制を打破するに至らなかつた。新律改正の重點は 1. 徳川百箇條を斥け此の趣旨を採れるものは僅々數箇條に過ぎざる事。2. 犯罪と刑罰とを示すに逐條の法制を採らず支那法制に摸す。3. 刑には庶民に對するものと官吏華士族其他有位の士に對するものとを區別す。前者は笞杖徒流死の五刑とし後者は閏刑と名け謹慎、閉門、禁錮、邊戍（北海道に發遣して邊疆の戍役に當つ）自裁の五刑とす。4. 正刑の傍ら又一定の條件を具ふる者に贖金の制を立て、金錢を以て之を

贖ふ事を許す。これ又純然たる支那法系に依るものである。5. 徒刑の制を定め一年乃至三年の範圍に於て五等に分ち各地に徒場を設けて役業を課し之に對して一定の傭工錢を給す而して工錢は二分して一半を囚徒常食外の食物其他の雜費に費消することを許し他の一半は出獄後生業に就くの資に當てしむ。6. 流刑は北海道に發遣し罪の輕重に従ひ役を三等に分ち一年に始まり二年に止る。役滿れば彼地の籍に編入し便に隨ひ生業を営ましむるのである。同じく十二月刑部省に隣接せる舊閣老邸（鍛冶橋内）の屋舎を補修して監倉事務取扱所を置いた。犯人を捕縛し其罪狀疑ありて未だ其の證を得ざる者並に不時糺問すべき者を臨時拘禁し、實を得れば重輕に隨ひ或は之を囚獄に送り或は之を管轄官吏町村役人若は親類等に保責して管照せしめ其の無罪なるは放還した。當時刑部省の直轄する所であつた。これが現市谷刑務所の前身である。因に明治三年末囚獄司職員現員は左の如くであつた。

囚獄司	囚	獄	詰	部
奏任	判	任	等	外

從六位	正七位	從七位	正八位	從八位	正九位	從九位	使部	使部門番	辻番	給仕	小使	計	
囚獄權正	大佑	權大佑	少佑	權少佑	大令使	少令使	取締	六三	八	八	二	一三	一四二
	一	〇	〇	〇	六	一三	一二	八	八	二	一三	一四二	
	一	一	一	一	五	八	〇	二八	一七	六	六	〇	七四
		徒		場		掛		之		部			

備考 囚員囚獄五八三人(内女一五人) 徒場七〇〇人外ニ溜囚員二二二(内女一三人) 職員ノ外之ニ附屬スル下男一五〇人アリ

四 明治四年

二月刑部省は徒場規則を定めた。これは石川嶋寄場の慣行を基礎とし、之に小原重哉氏の改革施設を配して成文化したものである。其の多くは分課規程事務章程の類であるが、心學教諭を始め工錢給與の方法給養等をも包含し、當時の立法としては比較的整備したものである。就中四分課制度の如きは最も模範的な官廳組織であつて永く我國監獄分課の規範となるに至つたことは特筆すべきことである。尙翌三月囚獄司規則を定めた形跡があるが明かでない。たゞ其の草案とも認むべきものが傳はる

のみである。徒場規則も刑部省の制定する所であるが未だ全国的に施行せらるゝに至らなかつた。刑部省は單に地方の實狀に則して規則を定め其明細を届出しむる事を以て満足したのである。當時地方の財政は頗る窮乏を告げ福岡秋田の如き雄藩に於てすら贖金又は贖札を流通せしめ僅に財政を彌縫せるが如き實情であつた。從て地方の多くは此の比較的進歩したる徒場規則を其儘施行することは到底事情が許さなかつたのである。地方の情勢は此の如くであるが、石川嶋の徒場は永き寄場の傳統と其の極めて實際的な施設とを基礎として之に我國監獄改良の鼻祖ともいふべき小原氏の創意を加へて組織せられた

のであるから、之を當時の泰西の監獄制度に比するも敢て遜色がなかつたと思はれる。たゞ寄場時代に於ては寄場の紀律を害する者は佐渡鑛山勞役に委付したのであるが、徒場に於ては此の如き補充的制度を伴はなかつたから紀律維持は寄場に比し遙に困難であつたやうである。かくて小原氏の囚獄司權正に就任以來獄制改良の緒漸く開け、殊に直轄獄舎に於ては釐正進歩の迹著しきものあるを見るのであるが、尙泰西諸國の獄制を參酌せんとするの議あり、同じく二月政府は小原囚獄權正を香港及印度地方に派し親しく彼地の獄制を調査せしむることゝなつた。英國副領事ジョン・ホール及刑部録二名を帶同して香港新嘉舖等の未決監懲役場及植民所を視察し同年八月歸朝した。當時東京駐在英國代理公使アダムスは此一行に對し所有便宜を圖つたといはれてゐる。小原氏は歸朝後間もなく司法省六等出仕に轉じ同時に監獄則草案取調主管を命ぜられた。明治五年の監獄則は實に氏の魁勉鏤骨の作といはれてゐる。六月北海道の規律未だ備はず成兵を置くに由なきを以て閩刑邊戍に當る者(明治三年新律綱領の部參照)は換るに五年七年及十年の禁錮を以てした。七月鈴ヶ森の刑場を廢止し小塚原一箇所とした。尙此月刑部省及彈正臺を廢して司法省を置いた。廢

藩置縣を斷行したのも此月である。諸藩既に版籍を奉還せるも各士民に至りては因襲の久しき或は朝廷を輕んじ舊藩主知藩事を重んずるの傾向ありて施政上抄からず不便があつたので、木戸孝允等之を憂ひ藩を廢し縣を置き名實共に實權を朝廷に收めんとし夙に諸般の準備を整へ殊に舊藩士卒の舊祿の處理、舊藩紙幣の兌換等に至る迄慎重なる計劃を立て一舉にして之を斷行したのである。これは版籍奉還に次ぐの大事業で茲に始めて統一的獨立國家の基礎が確立を見たのである。當時英國公使アダムスは其の英斷を賀し、かゝる大事業は實に世界未曾有の盛事にして貴國皇帝は眞神の能力を有し決して人爲の企て及ぶ所に非ずと感嘆し奉つた。翌八月司法省所管の囚獄司は突如として廢止せらるゝの悲運に會し其の事務を東京府に移した。これは司法大録河村盾雄の建白に基くもので東京府との交渉事項多く寧ろ東京府に移管し命令一途に出づるを便とせる爲であつた。かくて東京府との懸合等に依る摩擦を少くした事はいふ迄もないが之を我國獄制改革の大局より見れば實に致命的な打撃であり大なる損失であつたといはなければならぬ。小原氏は一時東京府出仕となつたが間もなく司法省出仕に轉じ専ら立法事業に従事することゝなつた。中央官廳を背景として

精到なる思索力と不撓不屈の精力とを傾けられた同氏を獄政實務の第一線から失つた事は、單なる一小屬吏交迭の瑣末事ではなかつた。其後に於ける我國獄制改革は實行力ある指導者<sup>レ</sup>を失ふ事となり、東京府下獄政の萎微沈滯はいふも更なり我國全般の獄制改革は此に一大頓挫を來たすことゝなつたのである。尤も囚獄司廢止せられたるも司法省は依然として全國囚獄の事務を總轄し、囚獄の規律方法等の制定は尙其の管掌に屬した。此月伊豆三嶋流罪人の管理も亦東京府に移された。同じく八月穢多非人の稱を廢し、身分職業共平民同様とした。當時此の差別撤廢の喜びに浴したる者三十八萬二千餘人の多きに

明治四年々末ノ人員

八等官	九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	計
典事	權典事	大屬	權大屬	少屬	權少屬	史	生出仕	計
一	一	一	一	一	一	五	一	九
等外一等	同二等	同	三	等	中	番(小使ヲ改)	湯吞所	計
九	五九	二	五	七	四五	四	三	一〇
門番	辻番	計	計	計	醫局	溜詰	計	八五

上つた。然るに此等の内先に罪を犯し徒罪相當の故を以て穢多頭彈直樹に引渡された元非人等二十一人は、司法省に於て更に改めて徒場入を命じたといふ挿話などもあつた。十月廢藩置縣に伴ひ新に府縣官制を定め、警察及司獄に關する事務は聽訟課之を掌り同課内監視係の管する所であつた。十二月東京裁判所を司法省構内に設けた。政府は外交上の必要等に促がされて司法制度の完成を急ぎ引續き各種の裁判所を設立することゝなつた。廢藩置縣直後の重大時期に維新の柱石たる岩倉公等多數の人材を外國に派遣したのも専ら外國との親睦を厚くせんが爲であつた。因に東京府移管直後の囚獄職員の配置は左の如くである。

下	番(下男ヲ改)	下	人	足	溜	附	人	足	埋葬地	行刑	計
小頭	添役	張番	平	計	小頭	平	計	屍掘人	人足	計	計
二	二	一八	一二	三四	四	三六	四〇	一	一一	一〇	一〇八
御雇	醫師	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
合計											二〇六人

五 明治五年

三月東京府下六大區に區裁判所を置き東京裁判所に管屬せしめた。四月懲役法を定め答杖罪に代るべき懲役圖を公布した。答十を懲役十日とし、杖百懲役百日に至る十種を定めた。上古以來一千年の久しきに亙つて採用せる答杖兩刑を廢止せるは大英斷であつて我刑法史上の一進歩である。歐米刑政の影響と人格尊重思想擡頭の所産と見るべきであらう。尤も獄舎設備不充分の府縣に對しては當分答杖實決を容認した。尙此月教部省は新に教導職なるものを置き全國の神職僧侶等を動員して廣く國民教化運動に着手することゝなつた。教導職は教正講議

訓導併て十四階級に分ち、夫々准勅任奏任及判任の待遇を與へた。尙同時に三條の教則所謂教憲三條を定め教導職説教の目標を明確にした。即ち 1. 敬神愛國の旨を體すべき事、2. 天理人道を明にすべき事、3. 皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむる事、の三綱目であつた。而して此の教化運動が漸次獄内教化に着目することゝなつたのは自然の勢であつた。即ち八月教導職權中講義眞宗大谷派仰明寺對岳は石川嶋徒場の囚徒に對して説諭方を稟請して許されたのを始めとして和歌山小田原等各地に教導職の獄内説教を許さるゝ者續出し、中には神佛儒三派合同で神官は衣冠束帶、僧侶は五條袈裟、儒者は羽織袴の威儀

を正し各派入れ亂れて獅子吼した處もあつた。これより先七月名古屋眞宗大谷派乘西寺啓潭は教憲三條の主旨を主とし佛教因果應報の説を以て囚徒説諭を出願し知事の認可を得、毎月二回獄内説教をなし多大の感動を與へた事實があるが、啓潭は教導職であつたか否やは明かでない。併しながら此の各派合同の國民教化運動も後には森有禮、嶋地黙雷等の信教自由の建言等に依り明治八年頃から自然に解體することゝなつた。之に反し獄内説教のみは益々盛となり漸次行刑制度の重要な役割を占むるに至り、總て現行教誨制度の前驅となつたのである。此の意味に於て對岳若は啓潭の説教を以て教誨の濫觴なりとなすのは正しいと思ふ。同じく八月司法省は司法職務定制を定め裁判所を分ちて五種となし、司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府縣裁判所及區裁判所を置き大に司法の陣容を整へ、且判事檢事代言人代書人の職務権限を定むる等裁判組織は面目を一新するに至つた。併し各裁判所の疑獄を審定し重要な犯罪を論決するは尙司法卿の總攬する所であり、又府縣裁判所以下の

裁判官は地方官をして之を兼ねしめ、司法權の獨立は未だ充分ならざるの憾みがあつた。尙此月各裁判所に監倉を置き、司法省の例に倣ひ犯嫌疑あり未だ其證を得ざる者並に不時糾問を要すべき者を拘禁し、檢事をして之を管理せしめた。十月違式誥遺條例五十四則を創定し、先づ東京府下に施行し警視出張所に委して處分せしめた。各府縣に施行したのは七年七月である。現行違警罪即決例の前身ともいふべきものである。翌十一月我國最初の監獄法たる監獄則及圖式を頒布した。

### 横濱刑務所に於ける刑務委員會制度の試行(中)

**東委員長** それではこれから、騒擾放火公務執行妨害の犯人として收容された五名の受刑者につき、假釋放の審査を御願ひいたすことにします。——先づ第一に、○○○○を呼んで……。

○○○○入場、東委員長、氏名、年齢、職業、本籍等を訊く。本人一々明瞭に答へる。

**東委員長** 菊樂庶務課長、本人の生育關係を説明して下さいさう。

**菊樂庶務課長** 本名は當年二十八歳で、本籍は神奈川縣○○○○○○○○であります。實家では農業を営んでゐますが、生計は普通で、實父母共健在であります。本名は少時から實父母の膝下で生育し、高等小學校卒業後は、家に在つて農業に従事してゐましたが、昭和五年四

月、本名が二十二歳の時に、同村の○○○○と結婚して、○○家方に、婿養子として入籍しました。養父母共今尙ほ健在で、妻○○との間に、長女○○が生れてゐます。外に兄弟姉妹も數名ゐますが、何れも夫々職に就いて眞面目に働いてゐます。養家先きの家庭は、至つて善良で、家産としては、田畑二町五反歩、價格に見積つて五千圓位のものゐり、村内でも中流の生活を営んでゐます。本名は、養家に入つてからも、家業である農業に従事してゐたのでありますが、偶々小田原水道問題が勃發するに及んで、つひに本犯を犯すに至つたのであります。

**東委員長** ○○○○、只今の説明に相違はないか。○○○○ 相違ございません。

○○○○退場。第二番目に○○○○入場。東委員長の訊問に對し、氏名、年齢、職業等を一々明瞭に答へる。

**東委員長** 本人の生育關係を説明して下さい。

**菊藥庶務課長** 本名は當年二十九歳で、本籍は神奈川縣○○○○○○○○○○であります。實家はやはり農業を営み、實父母共健在です。本名はまだ未婚ですが、兄弟や兄弟の子女等が大勢ゐて、圓滿な家庭を作つてゐます。本名は幼時から實父母の許に生育し、高等小學校卒業後は家業に従事してゐましたが、二十一歳の時、海軍の水兵として横須賀海軍に入團いたしました。その後海軍一等水兵に進級しましたが、中途病氣のために現役免除となり、歸郷後は従前の如く忠實に農業に従事してゐたのですが、小田原水道事件で、本犯に至つたのであります。本名自身としては別に資産もありませんが、實家は田畑共で一町五反餘を有し、農家として普通の生活をしてゐます。

**東委員長の質問に對し、本人それに相違なき旨を答へ、第三番目の○○○○と入れ代る。型の如く氏名、年齢、職業等の問答がある。**

**東委員長** 本人の生育關係を……。  
**菊藥庶務課長** 本名は當年四十四歳で、本籍は神奈川

も好いやうです。本名歸宅の上は、一家の中心として、家業に精勵する筈になつてゐます。

型の如き問答あつて第五番目の○○○○と代る。氏名、年齢、業職等の問答がある。

**東委員長** 本人の生育關係について説明願ひます。

**菊藥庶務課長** 本名は當年二十六歳で、本籍は神奈川縣○○○○○○○○○○です。實家は小作農で、別に資産とてありませんが、ともかく少時實父母の許に生育し、尋常小學卒業後は、家業を手傳ふ傍ら、實兄が家具職を営んでゐるところから、農閑時を利用して同職を見習ひ、技術も相當進歩したやうであります。性質は落付いた方ですが、犯時には偶々青年團の副支部長などを勤めてゐました關係上、小田原水道事件の反對實行委員に擧げられ、遂に本件に立ち到つたものであります。

○○○○、相違なき旨を答へて退去。

**東委員長** では次に、五名のものゝ犯罪關係について、村松看守長から御説明を願ひます。

**村松看守長** 本件は足柄騷擾事件として、當時大きな衝動を社會へ與へました全國でも稀有の大事件であります。この席には、當時主として本件の檢察に當られました竹上檢事さんも御臨席のことです。詳細の

縣○○○○○○○○○○です。本名は生計普通の農家に生れ、實父母の膝下で生育して來ましたが、高等小學校卒業後、本名十六歳の時に實母に死別し、繼母を有つことゝなりました。妻との間には、十八歳を頭に五人の子女があつて、賑やかな家庭を作つてゐます。家産は約二町歩程あつて、村内でも中位の生活を營んでゐます。本名も質朴な性質であります。家族のものも、性行等に何の非難もないやうです。實父はすでに老齡なので、本名が一家の中心として兵役後、専ら家業に出精してゐたのですが、偶々小田原水道事件で、本犯に至つたものであります。

本人、それに相違なき旨を答へて退場。第四人目の○○○○  
○現はる。氏名、年齢、職業等の問答型の如し。

**東委員長** 生育關係を……。

**菊藥庶務課長** 本名は當年四十三歳で、本籍は神奈川縣○○○○○○○○○○です。生計普通以上の農家に生れ、實父母の許で、何不自由なく生育し、高等小學校卒業後は自宅に在つて農事に従事してゐました。家産としては、三町二反餘の田畑を有つてゐます。實父母共健在で、妻との間に四人の子女があり、その他にも弟妹各一人づゝ家庭にありますが、何れも性行善良にして村内での評判

ことは同檢事から承はることゝいたしました。私としては、至極簡單に本件の犯罪關係につき説明申し上げやうと存じます。昭和七年十一月の頃でありました、神奈川縣足柄村では、小田原町から、同町上水道源地設置の交渉を受けたのでありますが、足柄村の方では、さやうな大仕掛けな設備を以て水を吸ひ取られたのでは、部落一帯の飲用水に事缺くばかりか、水田等の用水をも涸渴せしめてしまふ惧があるといふので、村民の大部分は相結して、小田原町の申出に對し、反對の意向を表してゐたのであります。そこで兩者間の交渉はしばらく行惱みの姿となつてゐたのでありますが、縣當局では、これが調停方法として先づ同村の水量水質等の検査のため、一二箇所を試掘して見やうといふことゝなり、翌昭和八年六月に、○○○○部落附近の官有地に、高さ三十三尺の大きな櫓と、間口二間、奥行十尺の附屬小屋とを建設したのであります。さもなくてさへ神經の昂ぶつてゐた村民一同はこれを見て非常に激昂したのです。試掘といふのは口實にすぎないだらう、實はこれを以て、永久に上水道の源地をこゝに設置する下心なのであらうとこれは曲解ではありましたが、ともかくもさう思ひ込んで、かれ等は全力を擧げて、猛烈な反對運動を開始した

のであります。しかしその反対運動も、種々な事情で、  
 抄々しく奏功しさうにもありませんでしたので、遂に七  
 月十四日午前二時を期して、直接行動に移つたのであり  
 ます。先づ本名等が首謀者となりまして、只今申し上げ  
 ました工作物を全部焼き拂ひ、同時に警鐘を亂打いたし  
 まして、折柄來援しました同志、消防夫等二百數十名の  
 ものを指揮して、賛成者四名の居宅を襲撃いたしましたし  
 た。更に又、これを制止せんとして駆つけました駐在  
 巡査をも、餘勢を以て袋叩きにしたのであります。事件  
 後、事件に参加した二百數十名のは、小田原警察署  
 に自首せんとして、同地へ向ふ途中、急報に接して應援  
 に駆けつけて來た警官に引かれて小田原警察署に到り、  
 種々取調べを受けたのでありますが、その中の三十三  
 名だけが、同月二十一日に當刑務所に收容されることゝ  
 なつたのであります。そしてその年の十月から十二月に  
 かけて全部のものが保釋出所を許されたのであります。

昭和九年一月三十一日に、横濱地方裁判所に於て、判  
 決言渡しがありました。本名等五名だけが定刑を受け  
 ることゝなり、他の二十八名は、全部執行猶豫に處せら  
 れたのであります。そこで本名等は、情狀の酌量を請は  
 んがために上訴いたしました。が、控訴審に於きまして

も、第一審の判決が維持せられました。昨年四月十五日  
 に上告棄却となり、刑が確定いたしましたのであります。が、  
 農繁期故に一ヶ月の猶豫を請ひ、翌五月十六日に遂に受  
 刑の身となつたのであります。

**東委員長** 右につき、委員の御方から何か御質問はな  
 いでせうか。

**鈴木委員** 小田原水道事件は、五名の受刑で、全部結  
 着がついたのですか。

**村松看守長** 三十三名起訴されましたが前に申したや  
 うに、多くは刑の執行猶豫又は罰金刑で、實刑を科せら  
 れたのは五名だけです。刑は懲役二年です。

**鈴木委員** 小田原事件は、その後小田原町と足柄村と  
 の間に圓滿な解決を見るに至つたと聞いてゐますが、事  
 實さうですか。

**東委員長** その點については、事件の發端から現在に  
 至るまでの経過を、橋川小田原助役から、一應説明して  
 いたゞくことになつてゐますから、同助役から御聴取り  
 を願いたいと存じます。——小田原町助役を一寸御呼び  
 申して……。

橋川小田原町助役着席、事件の経過を説明する。  
 橋川小田原町助役 事件が事件でありますだけに、事

情も複雑してをり、期間も相當長期に亘つてゐますの  
 で、詳細に御話すれば随分長いことになりませんが、出來  
 るだけ簡単に、荒筋だけを御説明申し上げたいと存じま  
 す。元來小田原といふところは、みな様も御承知の通り  
 に、昔は大さう繁昌した町であり、又街道筋の要所でも  
 あつたのですが、唯水には昔から苦勞してゐた土地なの  
 です。北條氏時代にすでに、水道でなければダメだとい  
 ふので、早川から引水して爾來ずつと使用を續けてゐた  
 のですが、明治二十三年と、同二十八年とにコレラが非  
 常に流行し、そのため一時使用を中止するの已むなきに  
 至つたのであります。爾來小田原町では、水道問題につ  
 いては随分頭を悩まし、種々研究を續けてゐたのであり  
 ますが、明治四十二年に至り、稍完全なる改良計畫案が  
 出來ましたので、國庫の補助を得やうと運動を試みたの  
 でしたが、それは不成功に終りました。次で明治四十四  
 年に至るや、今度は計畫を變へて資金借入のことに奔走  
 したのであります。町内に反對が起つてそれも失敗に  
 終つてしまいました。政黨的と財政的との二つの關係  
 が、失敗の原因だつたのであります。そこで更に案を立  
 てかへて、昭和二年十月に、町會の議決を経て、早川の  
 支流である須雲川から引水しやうといふことゝなり、

人口五萬人分の給水計畫を立て、縣へ提出したのであり  
 ますが、水量が豊かでないといふ理由で地元の方にも難  
 色があり、一方縣の方でも五萬人でなくとも三萬五千人  
 分位でよくはないかとの意向でしたので、更に三萬五千  
 人の給水計畫に変更して改めて地元と交渉を開始したの  
 でありました。しかしこの交渉もなか／＼うまく運びま  
 せんでした。經費は成るべく安く見積つて約五萬圓位の  
 豫定せしたが偶々箱根方面が國立公園に指定された折柄  
 でしたので、同地方に水量の不足を來すといふことは甚  
 だ面白くないことであるといふやうなわけで、私が昭和  
 七年に小田原町の助役となりました頃には、地元との交  
 渉が行詰の姿となつて、結局この案も放棄の已むなきに  
 至つたのであります。しかしながら小田原町としては、  
 何處かに適當な水源地を見出さねばなりませんので、あ  
 れこれと物色いたしました結果、足柄村の富水は水量も  
 多いことだし、格別面倒な問題を生ずることもあるまい  
 といふことで、昭和二年から七年にかけて掛合中であつ  
 た箱根湯元との交渉を打切り、足柄村案に変更いたした  
 のであります。實際足柄村は水量が豊富で、技術者に依  
 賴して探水もして見たのですが、大丈夫、村民の飲料水  
 等に影響することはないといふことが判明したのであり

ます。けれども湯元との交渉を打切らぬ中に公然と足柄村と交渉を開始するわけにもまゐりませぬので、役場の當局と技術者との間でだん／＼相談し、湯元はいよ／＼見込がないといふことに決定し、改めて足柄村に變更、最初は小田原三萬五千の人口に給水するの計畫であるが、小田原の人口が増加すれば、更に擴張するの餘地ありといふ見込みで、昭和七年十一月十六日に町會の議決を経て、地元飯田岡部落に井水開鑿の交渉を開始し、同時に水道布設認可の申請をいたしたのであります。すると、同月二十九日に至り、地元の飯田岡から、村長を通じて三四の條件が提出されたのであります。その條件といふのは、カリ川の今の木橋を廢して、水道の橋と兼用の橋を、も少し上流に架けてくれとか、縣道からの道口をも少し大きくしてくれとか、又工事には地元の人を使つてくれとかいふやうな何れも至極穩當なものでしたので私共は、これなら交渉も十分見込があると思ひながら、地元からの要求に従ひ、十二月九日に、私と技師二人とが飯田岡へ出向いて種々協議を試みたのであります。尤もその前に、水道設計の内容を知らしてくれといふことで、飯田岡から人が参りましたので、一寸設計案を見せてやつたこともありましたが、私共が飯田

岡へ行つていろ／＼話合ひをしてゐる中に、二三の青年から反對意見が出たのです。私共は一寸意外に感じたのでしたが、ともかく反對意見は反對意見として一應聞き取つた上、その日は、何の結着をも得ずして小田原へ歸つて参りました。ところがその後、青年達の反對論は漸次に氣勢を擧げてまゐりました。反對の理由といふのは、結局飯田岡の水が濁れる……憂ひがあるといふことに在りましたので、それでは飯田岡の部落から少し離れた田圃の中に井戸を掘ることにしやう、その井戸も大きなものよりも小さい井戸を澤山掘ることにしたら、水の濁れる心配もなからうといふので、最初二本掘るつもりだつたのを六本掘ることにし、それも六本の井戸を一つ一つに吸ひ上げるのでなしに、六本の水を一ヶ所に集めてこれをモーターで引き上げるといふ代案を提出したのであります。しかし設計の内容を變更したといふだけでは地元の反對は容易に已みさうにもなく、却つて部落から離れたといつては一層反對の熱が高まつて來るといふ始末で、果ては飯田岡ばかりでなく、富水村十三部落全部へ、「一緒に反對しろ」といふ交渉が行くといふ形勢に立ち到つたのであります。尤もこれには陰で煽動する人もあつたらしく、又種々の作戦も行はれたらしいのであ

ります。役場としてもこれには非常に困らされたのでしたが、さればといつて、他にこれといふ適當な水源地が一寸見出せないのです。裏の山なども随分探し廻つたのですが、水量が少なく、將來の擴張にも不便である上に、財政の關係等もあつて、なか／＼好適の候補地を得ることが出来なかつたのです。そこで仕方ありませんので、町の理事者や町會議員などが再び飯田岡へ出かけて行つて、部落民の了解を求むることに盡力したのであります。その中に代議士や縣會議員等もその了解運動に参加してまゐりました。當初の考へとしては、さやうな大げさな政治運動じみたことは避けたいといふ方針だったのでありますが、問題が擴大するにつれて、それ等の人たちまでが、自然渦中に投ずるやうになつたのであります。する中、昭和八年二月十八日に至り、水道敷設の件が認可せられました。すると果然部落の反對者は、猛然として反對運動に拍車をかけ、各々手を分けて舊富水村全部を訪問して、反對の共同戦線を張ることを説いて廻つたのであります。これに對し町としても、町の元老、代議士、縣會議員、町會議員、理事者等總出で、ひとしく各部落を訪問して了解運動に盡力したのであります。が、部落の飲料水に影響するといふこと、水田の灌漑用水

に不足を來し、爲めに部落民の生業を奪はれる惧があるといふこと、を楯に取つて、容易に納得してくれさうにもなかつたのであります。で、部落民が若しさうした疑念から反對するといふならば、果してそれが、飲料水や用水に影響するかどうか試に何處かに一つ井戸を掘つて見やうではないかといふことになり、町ではその旨縣へ願ひ出でこの問題に對する縣當局の調停方を依頼したのであります。縣當局としても、默視出來ない問題でしたので、昭和八年六月十一日に、内務、土木の兩部長が、地元の鈴木、河野、平川の三代議士と會見し、水量、水質並に部落民が懸念する飲料水、用水への影響の有無等を確めんがため、相共に現場を視察の上、適當の地點に於て一應試掘して、その結果を見てみやうといふことに話がまとまり、越えて六月二十五日に、縣ではその試掘に着手したのであります。その間に在つても勿論、町としてはどうかして村民との間に了解を遂げやうとして出来る限りの緩和方法を講じたのでありましたが、反對の火の手はいつかな終熄しさうにもありませんでした。一方試掘の方は着々進捗して、七月十三日には、いよ／＼翌十四日からは水が噴き出すといふまでになつたのでしたが、かの騷擾事件が勃發いたしましたのは、實にその十

四日の未明のことです。やつと工事を完了せんとしてゐた試掘工事場及び工具等を焼棄し、その上、飯田岡部落に於ける水道賛成者中の四名のもの、居宅を襲撃するといふ騒ぎを演じたのであります。間もなく暴行者六十名は騒擾罪として起訴せられました。昭和九年一月三十一日に刑の言渡しがあり、實刑五名、罰金刑二十四名、執行猶豫二十八名を出すに至つたのであります。これは双方にとつてまことに遺憾千萬のことでありましたが、事件當時は、恰も 天皇陛下が葉山御用邸に御滞在中の折柄でありましたし、縣下にかゝる騒擾事件を惹起しましては、町として實に恐懼に堪えぬこと、存じましたので。二度と再びかやうな不祥事を繰返すことのないやう、極力穩便な處置を取らうと存じまして、その圓滿な解決方法について縣の方に調停方を御願ひすると同時に、地元に対する交渉及び工事を中止いたしました。専へに靜觀を守つてゐたのであります。かれこれする中に、陛下も御還幸になりましたので、十月二十七日に、縣から地方課長外三名の役人が足柄村に出張し、村役場で村會議員と會見して、調停を試みられたのであります。村會議員達のいふには、騒擾事件に係る被告で未だ保釋にならないものがあるから、彼等が保釋になつ

て歸村した後でなければ相談に乗ることが出来ない、かういふ挨拶なので、縣の方でも多少持て餘し氣味で、話はそのまゝ停頓してしまつたのであります。しかしいつまでさうしてもゐられませんので、十二月三日になつて、小田原町と足柄村との間に直接、善後策についての相談を開始することとなり、町の委員達が、村會議員、區長、區長代理者等の宅を一軒々々訪問して圓滿解決の方法について協議を進めたのであります。その間にも、町村農會及郡農會からも、中に入る人が出來て来て何とか打開の道を作らうと話をしてくれたのですが、捗々しい進展を見ることが出来ませんでした。その中年が替つて昭和九年となりますや、一月十八日に町側と村側とで協議の上、双方から各七名宛の交渉委員を選定し、委員間で改めて交渉を開始することにいたしました。一方警察署長の斡旋もありましたので、四回に互る協議の結果、一月三十日に至り、圓滿解決の協議書を作成するまでの運びとなりました。それも結局は金の問題で、村の方からは三萬圓要求して來たのですが、小田原町としては一萬五千圓しか出せないといふので、結局金一萬五千圓を二月九日に、反對部落の解決費として村へ交付いたしました。しかし金の分配問題について、村の方で

は多少問題があつたやうに聞いてゐます。一方、町ではこれより先き一月十六日に、清水新田の地内に井戸を掘り始め、水量、水質を検査いたしましたところ、水量も十分であり、水質も良好だといふことが確かられましたので、その後ドン／＼工事を進めてまゐつたのですがしかしそれには水源工事及び配水地の變更手續をしなければなりませんので、六月十六日にこれが變更方を内務省へ申請し、九月十二日にその認可を得たのであります。ところがこゝに又一つ厄介な問題が起きて來ました。といふのは、元來小田原の町政には、二派も三派もあつて、年來互に争ひを續けてゐるのであります。それが水道問題にも絡つて來たのであります。町の委員が足柄村と交渉を開始してゐる最中に、町會議員の一部に水道事業には反對だといふものが現はれて來まして、その結果、十月二十九日には、町政研究所屬の議員九名が水道實行委員を辭任し、事業及び財政計畫全般に對し、絶對反對の行動を取るといふ騒ぎとなつたのであります。町政にかやうな紛糾を生じてゐる際に、更に足柄村からは、堀の内池田六三郎外三百五十七名のものが、内務大臣を被告として、違法許可處分取消の訴狀を行政裁判所へ提出するといふやうな事件が持ち上り、小田原町は被告参考人として、四回の辯論に立會ふこととなり、かゝる中にも年は明けて昭和十年となりました

ので、かやうな問題で行政訴訟を起すといふのも面白くないといふところから、鈴木、平川等の諸代議士が中に立つて、足柄村の全部落に對して和解を勧めたのでしたが、同年も押し詰つた十二月二十九日に至り、やつと双方の間に話合ひがまとまりまして、六部落百二十四名は訴訟取下げを承諾し、次で翌十一年四月八日には、更に五部落百二十九名とも和解が出來まして、訴訟取下げを見るに至つたのであります。しかし残りの飯田岡、蓮生寺及び清水新田の一部百名の人々だけは、行政裁判所からの勧告にも拘らず、どうしても和解に應じないで、今日に及んでゐる次第であります。しかしそれ等の人も、近頃はだいたい和解に傾いて來てゐるもやうであります。尙ほ水道工事は、飯田岡に一本、すべて六本の井戸を掘り、昭和九年十二月三日からは鐵管布設工事に着手いたすと同時に、一方城山御料地の拂下げを受けて配水池を築造し、更に水源地に唧筒所を新築いたしました。本月三月十八日には通水を見、次で同月三十一日には布設工事一切を完了いたし、目下殘務整理中であります。給水工事は、三月十二日から着手し、目下全戸數の三割五分、千五百六十七栓に給水してゐますが、東京の水道と比べますと、一人當りの使用量は多いのですが、六本の堀井中、三本でもなほ餘りある位で、餘分の水は川へ流してゐる始末です。それ程水量豊富なのですか

ら、村民が當初懸念したやうに、附近の井戸に影響するとか、水田の用水が涸れるとかいふ心配は絶對にありません。それどころか、從來餘りに水の出のよくなかつた井戸も、水源地を作つてから却つてよく出るやうになつたものさへあると聞いてゐます。従つてその後地元から何の苦情も出たこともなく、當初の村民の懸念は全く杞憂にすぎなかつたといふことが證明せられたわけでありませぬ。唯々五名の受刑者を出した飯田岡、蓮生寺の二部落のみは、前申すやうに今尙ほ行政訴訟を取下げずにあるのですが、それは受刑者の人々に對する手前もあつてのこととして、水道の設置そのものに對しては、とうに反對意見を解消してゐるのであります。しかし私共としては、何とかして一日も早く三部落との間に圓滿なる解決を見たいと苦心してゐるのですが、只今申したやうな事情で、受刑中の人達が歸村後でなければ、話を進めにくいといふ様子に見受けられるのです。殊に小田原町としては、今後、出来るだけ早き機會に於て足柄村と合併して都市計畫を進め、更に市制を實施して合理的的財政計畫を樹つると共に各種の文化施設を擴張充實させ、以て地方の發展を圖らうと企んでゐる際でありますので、かうした問題が引つかゝつてゐてはまことに都合が悪いのであります。従つて二部落としては勿論のこと、小田原町の立場といたしましても、五名の受刑者が一日でも

早く假釋放の恩典に浴して一日でも早く歸村することになれば、それだけ兩者の間の圓滿解決を早め、萬事が軌道に乗つて、將來に於ける相互の發展を約束することになるのでありますから、どうか、五名の受刑者に對し、假釋放の御詮議に預りたいものと切望してゐる次第であります。

**東委員長** 現在給水してゐるのですか。

**橋川助役** 四月一日から給水してゐます。

唯、飯田岡との和解が未だに出来ないのは甚だ遺憾に思ひます。それもやはり金の問題が絡つてますのでして、地元の方では、裁判の費用を全部こちらで持つていふのですが、小田原町の財政としては先きに一萬五千圓を出したのが精一ぱいで、なか／＼さうは事情が許さないので。裁判所の方でも、中に立つて金額の振合ひなど話して下さるので、地元が容易に承知しないのです。足柄村十三部落と申しますがその中清水新田は別です。すから、實は十二部落で、その中でも何かの費用は飯田岡で出してゐるので、飯田岡としても申分はありますのでせう。それも、刑を受けた人達が村へ歸つて來ることになれば、何とか話のつくこととせうと思つてゐます。

**鈴木委員** もし行政裁判で、小田原が負けたといふことになれば、結局どうなるのです。

**橋川助役** その場合には、水源地を變更する外に方法はないと思ひます。

**鈴木委員** 裁判に負ける可能性は少いと思ひますか。

**橋川助役** 只今のところ、少いと思つてゐます。と申すのは、訴訟の内容として、水源地を作れば、附近の井戸が涸れ、又田畑の用水に不足を來すといふのがその理由となつてゐるのですが、前にも申したやうに、今日までの経過で見ますと、決してそのやうな心配はございませんので……。

**鈴木委員** 部落に影響がないと判つてゐれば、結局あの騒ぎは起きずに済んだんですな。

**橋川助役** まあ、さうだらうと思ひます。唯一部の人々が、餘りに事を大きく考へすぎたのでせうなア……。

**鈴木委員** 刑を受けたのは五名だけでも、外に網にかからぬ大ものがあるのじやないですか。それをあなたの口からは言へないかもしれませんが、見當はついてゐますか。

**橋川助役** 見當といひますが、想像はついてゐます。刑を受けた人達は、言はゞお先棒に過ぎなかつたともいへるのです。少くもさう考へられる節が多いのです。その意味で私共としても、五名の人達に對しては非常に御氣の毒に感じてゐます。

**鈴木委員** 今後、あのやうな事件を繰返すなどいふこ

とは、ないでせうな。

**橋川助役** 前にも申すやうに、工事の結果が、村民の心配は全くの杞憂にすぎなかつたといふことを實證いたしましたし、従つてその後地元の方も至つて平穩でありますので、再び不祥事件を生ずるやうなことは絶對にあるまいと信じてゐます。

**鹿野委員** 現在町と村とが、多少なり反目してゐるやうなことはありませんか。

**橋川助役** 先づ絶對にないといつていゝと思ひます。開通式には足柄村の村會議員を招待いたしました。全部出席してゐます。今のところ双方の間に、感情の蟠りはないと思ひます。

**鹿野委員** 部落としては感情の融和が出來てゐるとしても、小田原の人を、個人的に恨んでゐるやうなものはありませんか。

**橋川助役** 受刑者を出したといふ關係もあり、もつと有利な條件で解決を圖つてもよさうなものだといふ意味で、多少恨みに思つてゐるものが必ずしもないといへないかもしれませんが、しかし、町として又村としては、もう何の蟠りもないのです。將來の共同計畫に對し、その進展を妨げるやうな故障は全くありません。

**鈴木委員** 受刑者の問題がきれいに片付けば、小田原としてもきれいさつぱりした氣持になつて、双方仲よく

手を握つて將來の發展を圖つて行くやうに、私は衷心から希望いたしますね。

**橋川助役** それはもう……。元來小田原と足柄とは、一心同體となつて進んで行かなければならぬ間柄なのです。ですから、水道問題が発生した際にも町としては出来るだけ下手に／＼と出たつもりなのです。それが却つて、結果に於てはよくなかつたのかもしれないが……。

橋川助役退去。

**東委員長** この事件につき、竹下検事から一應御説明を承りたいと存じます。

**竹上検事** さうですね。この事件の發生當時、村側の言分には四つのポイントがあつたやうですね。それは何れも將來に對する杞憂なんです、第一は、同村に水源地を作つて小田原に水を引かれては、村の水が涸れてしまふといふ心配、第二には、水道を布き、鐵管を布設するについては、水源地に貯水池の堤防を作らなければならぬ、ところが元來同村は水量が豊富なので、一旦洪水でも出た場合それが氾濫して田畑一面が水浸しになる心配があるといふこと、第三は感情問題で、最初この話を小田原から村へ持ち込んだとき、村長のいふには、それもいゝが、初めから大仕掛けなものとせず、最初は竹の二三本を通す位の程度のもので、必要に應じ徐

徐に擴張して行つてはどうかといふやうな話だつたらしいのです。町の前の技術者もそれでもいゝといふやうなことだつたので、それなら別に差支もあるまいといふので村の方でも承諾しかゝつたのですが、いよ／＼やり出して見ると、本格的に鐵管まで布設するといふ計畫だつたので、それでは話が違ふじやないかといふので、村側でも感情を傷けたらしいのですね。それから第四には、縣で調停に乗り出し、試掘のためボーリングを据えるが、後で地に埋めるんだといふたのはいゝが、しかし縣には豫算がないので、事實費用は小田原から出てゐるのです。つまり名目は縣だが實際は小田原でやつたやうなものなので、それはペテンも同様だといふので、村では怒り出したのです。その外村としては、湘南水道を引いたら附近の水が涸れたし、も一つ、製糸場で水を取るの

で水が減つたといふ前例もあるので、水が涸れるだらうといふことを一圖に心配したものでしょうか。

**東委員長** 五名の中でも一番のリーダーは誰れですか。

**竹上検事** 飯田岡では山崎、二宮の二人が首魁です。二宮は消防小頭をつとめてゐたのです。蓮生寺では古澤が首魁です。以上の三人が中心となつて、七月十三日に飯田岡でガソリンポンプを購入し、翌十四日に決行したのです。飯田岡では二宮の家に十三名の消防夫を集め、

蓮生寺では古澤が青年會場に十一名の消防夫を集めて、一方富水十三部落の消防頭に檄を飛ばして來援を求めると共に、右の二十四名で決死隊をつくつて、二宮、山崎、古澤の三人がリーダーとなつて、ボーリングの櫓、小屋を焼き拂ひその火の手を合圖に、寺々の鐘を亂打し、駆けつけて來る消防夫達を全部飯田岡に集合せしめ、餘勢を以て二十何名があつた賛成派の主だつた家四軒を襲撃して散々にやつつたのです。ですから騒擾に關係したものは二百數十名もあつたのですが、中心はその二十数名の決死隊で、しかもその中のリーダー格は右にいつた二宮、山崎、古澤の三名だつたのです。そこで起訴の際に、騒擾放火となるかどうかといふことが問題だつたのです。焼き拂つたのはボーリングと掘立小屋ですが、しかし當時宿直がゐました。それを脅嚇して火の手を擧げたのですから、本來ならば刑法百八條の罪により短期にしても五年の刑を科さなければなりません。

しかしこの事件の性質からいふと、非常に情狀酌量すべきものがありますので、検事局でも、現在家屋の放火とせず、刑法百九條により、人の現在しない家屋に對する放火といふことにして、二ヶ年の求刑をしたわけでした。公判でもこれを認めて、二年の科刑を宣告し、二十八名は全部執行猶豫として、首魁と認むべき五名のものだけに實刑を科することとしたのであります。前に申す

やうに二宮、山崎、古澤は事件一切の指揮に當り、香川、木村は放火の現場へ行き、放火に参加いたしましたので、さういふ結果になつたのです。

**栗原委員** 公判の際、被告等は全部自己の行爲を承認いたしましたか。

**竹上検事** 三名を除いて全部承認いたしました。起訴された三十三名は一應強制處分で豫審に附されましたが、二十何名は不拘束のまま取調べを受けました。有罪であることは何れも素直に自認してゐました。

**栗原委員** 五名の中のもの酒を飲んで、さうした犯行に及んだのですか。

**竹上検事** 犯行の早朝かれ等は一ヶ所に集合いたしました。その際も酒は全く飲んでゐません。眞の決死的覺悟でやつたものらしいのです。大體そのやうな行爲は勿論法律の許さぬところでありますが、かれ等の動機に對しては同情すべき點があるので、検事としても餘程求刑を加減したのでした。

**東委員長** 右で大體五名のもの、生育關係や犯罪關係並に、事件の性質、經過等も御諒解になつたこと、存じますから、これから、夫々係りの課長をして、五名のもの、行刑成績、健康状態及び保護關係等につき御報告いたさせることにいたします。——第一に白倉戒護課長から行刑成績の御説明を願ひます。

Protecting the Public  
by Parole  
Earnest W. Burgess

# 假釋放は社會を防衛するの道

アーネスト・バーヂエス

アーネスト・バーヂエス氏はシカゴ大學の社會學の教授で、この論文は、前號に報道したアメリカン・ブリズン・アソシエーション第六十六回年次大會の總會席上で演説せられたるものである。

## (一) 世人の誤解

アメリカ合衆國の如きデモクラシーの國に在つては、國家の如何なる政策も其可否善惡の決定せらるゝのは輿

論のテストによるのである。パロール(Parole)假釋放の如き、いな夫ればかりでなく、一切の刑事司法制度の機構は常に輿論の法廷の審問を受ける準備を有つてゐなければならぬのである。

然らば、パロールに對する一般社會の態度はどういふ風のものであらうか。この問ひに對する答へを得ようと思ふなら、只だ隣家の主人を捉へて訊いてみるか、日々の新聞紙のニュースとかエディトリアル(社説)を讀んでみればそれでいゝのである。所謂「普通人」のパロールに對する態度は懷疑的で、非難の風も見えるし、時には敵意をも持つてゐるのである。「普通人」のパロール

についての意見なるものは一言にして盡きるのである。「警察が骨を折つて犯人を逮捕する、検事が起訴する、判事と陪審員が有罪の判決を下して刑を言渡す、凡そこれだけの手数をかけて、それでパロール・ボード(假釋放局)が再び悪事を働かせるために其奴を街頭へ放なしてやらなければならぬといふのは、一體どういふわけなのだ」。きまつてかう言ふのである。社會がかういふ態度をとる理由は何であらうか。

我々の悉く知る通り、それは、専門の犯罪學者の大部及びパロールを研究した特志の人々の慎重な判断とは全然相背馳したものである。犯罪學者も、法律家も、ピーノロヂーに興味を有つてゐる市民の重立つた人々も、殆んど異議なく、刑事司法のシステムの缺くべからざる貴重すべき一器官としてパロールに左袒してゐるのである。彼等は「パロールは刑期終了以前に一人の人間を監視の下に條件付きで行刑施設から釋放することである」ことを指摘し、且つ、社會を敵とする犯罪者の社會生活に順應するの努力に援助の與へらるゝ期間であつて、パロールの規則を遵守して而して進んで遵法的精神に富める社會の一員とならんとする本人の意向と能力

との有無を試むる期間であることを意味するものであるといふパロールの原則を強調し、最後に、パロールによらざる釋放は監視の機會を與へずして、常習となれる犯人をして更らに憚る所なく再び悪事をほしいまゝにせしむるに任かすの危険のあるために、パロールによる釋放に及ばざること遠いものであるといふ事實に注意を喚起してゐるのである。これが證據として、職業的犯人が何時何處にゐてもきつとパロールを目的にして忌みきらつてゐる事實を擧げてゐる。

或は、パロールに對する社會のこの好意のない態度を新聞紙の責めに歸するものがある。新聞紙は只だパロールの失敗だけを報道して、成功の場合は嘗つて一度も記載したことがないからだ、とその人達はいふのである。この非難には、事實上或る根據があるのであつて、それは認めなければならぬのである。一人のパロールに付せられた男が犯罪を行つたとか、又は、容疑者として逮捕された場合には、新聞紙はきまつて其男がパロールされたものだといふ事實を特に書き立てるのである。エディトリアル(社説)もパロールについて難色のあるのは殆んど確實といつて可いのである。去年のシカゴの新聞

紙からの二三の特色ある社説のタイトル（見出し）を擧げて見てもこの態度はよく分るのである。「まめな假釋放者」(“The Busy Parolee”)、「だらしない假釋放」(“Sloppy Parole”)、「パロール・ボード（假釋放局）を廢止したら」(“Abolish the Parole Board?”)とか、「パロール制を改造せよ、然らずんば廢止せよ」(“Reform Parole or Abolish it”)と云ふ類である。一番始めに擧げたタイトルの社説では、三日間に假釋放者によつて行はれた五つの犯罪を數へ上げて、而して、「三日間のこのレコードに於けるニュースともいふべきは、別に夫れにはニュースとして取扱ふほどのものゝないことである。クリミナルを自由の身にしてやつて犯罪をつゞけさせるといふまつたく珍らしくもない古い話なのである。しかし、現在のようなこんなパロール・システムを維持するために、何故税を拂つてゐるのだらうかと怪しむ市民がだん／＼ふえて來てゐるのである」と皮肉つて筆をとゞめてゐる。

固よりパロール失敗者の名は新聞紙のヘッドライン（見出し）になるが成功者の名は決して活字に現はれないことは、我々には知れきつたことなのであつて、パロ

ールの違犯はニュースになるからで、そして、讀者にとつて意義の深いものゝあるためにニュースになるのである。

一個のソシオロジスト（社會學者）として、自分はパロールに於ける新聞紙と其讀者の有つ深い興味をと、やかく非難するものではない。これは市民が犯罪と之に對する善處の問題に深い關心を有つてゐることを表明してゐるものであるから、根本に於て正しいことで、新聞紙と公衆とのパロールについて有つこの興味と關心とは決して咎むべきではないのであつて、むしろ獎勵してパロール・システムの改良矯正に利用すべきものである。

シカゴアンとして、自分は、シカゴの市民が犯罪剿滅の戦ひに於ける成績に誇りを有つてゐるものであることを茲處に言ひ添へても差支あるまいと思ふ。彼のやかましかつた禁酒法實施期間中、誤つてこの國のクライム・センターと呼び做されるの危険を冒してさへも、組織ある犯罪團に堂々と戦を宣したのは、廣い合衆國の大都市中獨りシカゴ市のあつたのみである。

今日、シカゴは政黨と手を握つて跳梁を肆にした犯罪團を對手として決行した勇ましい戦ひの善果を刈り入れ

てゐるのである。一九三五年は警察に知られた重罪の件數の近年にないほどの減少を示したのであつて、一九三六年は更らに減少するものと期待されてゐる。この喜ばしい結果をもたらした要因については、警察制度の革新とか、檢事の敏腕努力等色々云はれてゐるが、特に目立つて意義のあつたとみえたのは、組織立つた犯罪團と政黨との關係を破壊した刑事司法の各機關の協同動作であつたのである。

しかし、刑事司法の諸のエージェンシー（機關）のこの見事な功績の背後には、シカゴ市犯罪調査委員（Chicago Crime Commission）の斷乎たるお芝居染みなく不斷の努力とシカゴの諸新聞紙の犯罪並びに檢察部の活動に關する事實の偽らざる報道とがあつたのである。偽らざる事實を一般公衆に知れ渡らせるといふのが代表的市民たる委員諸氏及び新聞紙の犯罪討伐の戦ひに勝つたためにひたすら持んだ武器だつたのである。

是に於てか、シカゴ市民並びに諸新聞紙が一樣に、警察官、檢事、判事及び陪審員等が骨を折つて成し遂げた一切を無にしてしまふ刑事司法の機構の一部たるパロールに非難の眼を向ける理由がよく了解できるのである。

手取り早く云へば、市民は警察、檢事、判事、それからプリズンによつて怖るべきクリミナルから防禦されてゐるのだと、思つてゐるのである。市民は、パロールはこの安全を與へないで、むしろ破壊するものと思ふためにそれを信用しないのである。彼等はパロールによつてクリミナルが劫掠をほしむにするために拘禁から放たれつゝあるにあらざるやを恐れてゐるのである。彼等はパロールは社會のためのサービスであるよりもむしろ、一個の脅威であるとさへ心から信じてゐるのである。

(一) パロールに必要な條件

然らば、いかにしてパロールに對する一般公衆のこの態度を改めしめることができようか。それは、パロールが社會を防禦するの具たることを事實に於て證明してみせる一途あるのみである。自分はかく信じて疑はないのである。この仕事は決して容易なものではないのである。何となれば、其根本的理由ともいふべきは、パロール・ワーク（實務）は、社會防衛の立場からみて最も重要なものであるが故に、刑事司法手續中の最も困難なる役割を引き受けてゐるからで、而して、それが犯人の復

活更生といふ實際の仕事にたづさはるものであるが故に、更らに至難の業とせらるるのである。

パロール・ワークは他にももう一つ別な重大な理由からして刑事司法中の至難の部位を占むることになるのである。刑事司法機構中の他の部位に屬する機關のやつた凡ての過失錯誤が積り積つてパロールに來て悪化化膿することになるからである。判事が當然プロベーション(註)とざつと日本の保護觀察に似たもので、刑の執行を猶豫し、監視指導して自力更生の道に本人を試練するを云)を與へて差支ない初犯の或るケース(犯人)にプロベーションを與へず、かくして、拘禁中硬化したクリミナルと雜居せしめ而して其感化を蒙らしめるとしたならば、この過誤がパロールの場合にはつきり現れてくるのである。また、所謂リホーム・メトリートか又はプリズンで釋放になつた場合の受刑者が就職のできるように拘禁中受刑者に職業訓練を受けさせる機會を與ふることを怠つた場合には、この缺陷はまた同じくパロールの場合にはつきり現れてくるのである。是に於てか、パロール・システムといふものは屢々全然責任を有つてゐない失敗を背負はされてしまうことになるのである。繰り返して言ふ

犯罪豫防の事業は著しく目に立つて進歩向上することであらうからである。

社會の防衛と犯人の改善とは吾人の行刑制度並びにパロールの執行運用の成功に缺くべからざるもので、この二つのものが常に眼前に儼存してゐるならば、刑務官吏及びパロール・オフィサー(假釋放者の監視指導役)並びに一般公衆の餘りに屢々陥り易い二つの極端な見解から救はれることができるのである。一つの極端は、普通に「手荒くやれ」("treat them rough")主義と呼ばれる嚴酷な壓伏政策で、他の極端は、往々にして「甘やかす」("coddling the criminal")と名づけられてゐる寛裕政策である。

此等のポリシー(政策)のいづれもは社會を防衛することもクリミナルを改善することもできないのである。其のいづれが有害の程度が甚しいかは決定するに困難であるが、處遇の嚴酷に過ぐるは却て犯罪傾向を増大し、かくして社會を防衛する能はざるに至ることは幾度か事實に於て證明されてゐるのである。同様に、寛裕主義も幾度かの經驗でクリミナルを改善する能はずして、而して延いては、社會の安寧を害するに至ることが分明にな

が、刑事司法の全組織の數々の失敗が積り重なつてパロールに於て明白に顯はれてくるのである。この事は、パロールは刑事司法の全システムの缺くべからざる一部を成すものと考へられなければならないものであつて、パロールされた受刑者のうまく行くか行かないかは刑事司法の全組織の共同作用の能率如何を測定する尺度であることを意味するのである。

- 一般刑事司法は言ふに及ばず、特にパロールに在つては、二つの大きな目的が存在してゐるのである。  
(一) 其首位を占むるものは、先づ第一に犯罪に對して社會を防衛すること、  
(二) 次に、等しく重要なるもので、犯人の復活<sup>レハビリテーション</sup>更生である。

此等の二つの目的は、相互に撞着するものではなく、實に相依り相保つて行くものである。第一に、社會を犯人から防衛するの最善の道は犯人本人をレハビリテート(復活更生)せしむること、即ち、遵法的精神に富むシテイズンとして社會に復歸させることである。次に若し社會の防衛といふことが刑罰執行並びにパロールの實際の指導原理として支持さるるならば、クリミナルの改善と

つたのである。

是に於てか、問題は、パロールがクリミナルを更生せしむることによりて社會を防衛するといふ任務のために立派に組織立てられ且つ實施せられ得るものなることを公衆に事實上證明してみせるといふことになる。

自分の思ふ所では、社會防衛の能率の高いレベルに達するためには、パロールに必須缺くべからざる六つの條件が存するのである。

- (一) 成年犯人に對するプロベーションの擴張  
未だ犯罪傾向の習性とならないものと認められた眞の初犯者の大部分に十分なる監視の下に普通の社會生活に在つて更生の機會の與へらるゝために成年犯人のプロベーション(adult probation)を更らに擴張しなければならぬ。かくして、初犯者の行刑施設に於ける常習ある犯人との接觸によりて更らに悪化するの危険を除き、由て以て間接に社會を防衛することができよう。
- (二) 受刑者の分類

改善の見込の有無多少に従つて隔離拘禁し、而して各受刑者に對して相應の個別處遇方法を案出するために受刑者の分類法が採擇せられなければならない。

(三) 作業の確立

受刑者の社會復歸を容易ならしむるため行刑施設内には必ず一定の作業のプログラムが確立せられなければならない。或るデョブ(職)を得るといふことは人をして正しい生活をさせる唯一最善の方法であるからである。自分は、茲處で、受刑者がパロールで釋放された時に職に有りつけるよう各行刑施設に於て職業教育を受けしむる機會を與ふるの極めて重要なを切言して已まないものである。

(四) パロールの準備

受刑者のパロールへの準備は入所と同時に開始されなければならぬ。入所後、先づ受刑者に告ぐるに、行狀の佳良、學業の進歩、十分の作業成績、職業上の熟練等の如き改善の徴證と見るべき事項がパロール許可の際考慮せらるゝ定めなることを以てし、更らに、受刑者の親戚朋友には、受刑者の社會復歸の準備の成りて、本人の復活について受刑者、其家族及び本人附パロール・オフィサーとの間に最善のプランの打合せのできるまで辛抱して待つてゐるのが受刑者本人の身にとりて最も利益であることを知らしてをかなければならない。このパロー

ある。

(三) パロール・プレデイクション  
(假釋放の豫斷法)

たとへ以上の條件が具備したとしても若しパロールせらるゝ受刑者の撰擇を誤つたならば、パロールは社會防衛の任務を果たすことはできないのである。是に於てかパロールに於て釋放せらるゝ受刑者の成功するかは、たまた失敗に終るかを豫斷する所謂パロール・プレデイクション(Parole Prediction—豫斷法)なる方法がパロールの新しい一つの利器として採用せらるゝに至つたのである。若しこの方法が慎重賢明に適用さるゝならば、硬化した常習犯人に對して社會を防衛する上に非常な助けとならうと思ふのである。

わがイリノイス州では、一九三三年からパロール・ワーク(實務)の助けとしてプレデイクション(豫斷)の方法を採用したのである。

合衆國に於ける少年犯人研究の最初の施設としての少年審判所(Juvenile Court)を設けたる、最初にステート

ル・オフィサーは員數も十分で、本人の家族、近隣の人々とうまく調和して行けるよう、また、折角得た職業を失はないようパロリー(假釋放者)に有力な援助を與へ得るだけに人物經驗訓練に於いて立派な資格を具備してゐなければならぬのは勿論である。

(五) パロール・ボードの人員の資格

其重要な點でパロール制度の中樞をなすものともいふべきはパロール・ボード(Parole Board 假釋放局)普通五人位のメンバーより成る合議體)で、ボードを組織する役員の資格は嚴に限られなければならない。人物識見共に高く、教養の程度は大學教育と等しいもので、願くばこの職に適應した一科の學を専修した人であつて欲しいのである。ボードのメンバーは他に職業を有つてゐてはならないもので、全時間をこの事業に捧げることができなければならない。このメンバーの人は選は努めて政黨關係のものを避け、出來得る限り政治から絶縁しなければならぬ。此等のメンバーの資格のスタンダード(標準)はかなり高いものであるが、パロール問題の重大にして、社會防衛のためのパロールの執行の大切なるを思へば、毫も標準の高か過ぎるといふことはないので

(州)の官吏としてクリミノロヂストを任命したる、最初の犯罪調査委員としてシカゴ・クライム・コムミツション(Chicago Crime Commission)の指命されたる如きクリミノロヂーの分野に企てられたる他の特記するに足る數々の新生面の開拓に於けるが如く、この新しい進展に於て他のステートに率先するの榮譽を荷ふてゐるのである。

然らば、パロール・プレデイクション(豫斷法)とはどんなものであるか、また、どんなやり方で社會防衛に役立つものであるか、次に其概要を記述してみたい。

先づ、パロール・プレデイクションといふものは、パロールされた受刑者が成功するかそれとも又たしくじるか、いづれかのチャンス(見込)の果してどの位のものであらうかといふことを決定する方法であると定義して差支ないのである。語を換へて言ふと、例へば、「一號危険率」(No. 1 Risk)、「二號——」、「五號——」より、「十八號——」といふような低い(悪い)危険率の等級付けをパロールを考慮さるゝ凡ての受刑者に與へるといふやり方なのである。

現在、パロール・プレデイクションの種々異つた方法

に關する著書がだん／＼とふえてきたのである。ホーネル・ハート、ハーバード大學のグリユック教授夫妻、イリノイス州のパロール・ボードのメムバーなるランデスコ、ミネソタ大學のヴォールド教授其他の諸氏によつてブレディクションの理論と實務とについて特記すべき寄與がなされたのである。現に合衆國政府のアトニー・ゼネラル(司法長官)の手で行はれてゐる釋放手續の調査のプログラムにはこのパロール・ブレディクションの全國に亙る調査が包含されてゐるのである。

前記諸氏の研究の専門的な細目について述べる暇はないが、多くの差異の點はあるにしても、此等の研究は悉く次に掲ぐる單純な原則に基いて行はれてゐるのである。

- (一) 第一に、前科の有無、勞働記録、獨身か妻帶者であるか、施設に於ける行狀の如き要項が收録せらるゝのである。
- (二) 次に、此等の要素がパロールの違反に關係があるかないかを發見するために多數のケース(犯例)が研究せられる。例へば前科のあるものはパロールに於て悪い危険率を有つて居り、前科のないものは善い危険率を有つて

をるし、逮捕以前に定職を有つてゐたものは善く、一定の職を有つてゐなかつたものは率はブーアであり、妻帶者はグッド・リスク(善く)で、獨身者はブーア・リスク(悪く)であり、監獄規則を守つたものはグッドで、これに違反したものはブーアであることが發見されたのであつて、誰しもの期待する通りなのであつた。凡てのケースに於て統計は常識で觀測した所を裏書してゐるのである。

- (三) 次に、研究された各ケースに於ける成功又は失敗のプロバビリティー(蓋然率)の總計を得るに在る。例へば、前科なく、過去に於て一定の職を有ち、妻帶して居り、監獄規則を守つた者は、前科あり、一定の職なく、獨身で、且つ、斷えず監獄規則の違反者であつた者よりもパロールに於て非常に良いリスクであり、さなくとも、あるべき筈であるといふことが現在明瞭になつてゐるのである。
- (四) 最後の段取りとして、パロール違反の最低の推定率を有つグループより最高の違反推定率を有つグループに至るまでの各グループの違反の割合はどうであつたかといふことを事實上證明する實績表(experience table)と

稱せらるゝものを作製するのである。

この實績表と呼ばれる、推定表(expectancy table)がイリノイス州の三ヶ所の行刑施設で使用されてゐる。一つはデオリエト・プリズンに備へ付けられてゐるもので、一千件のケースに基いて作製されたもので、一・半パーセントから七六パーセントに至るパロール違反率を有つ九つのグループから成立つてゐるのである。ポンティアック・リホーム・メトリイに在るものは三千のケースに基いたもので、一パーセントから九九パーセントに至る違反率を有つ十二のグループから成立つてゐる。メナード・プリズンに於て使用せらるゝテーブル(表)は二千七百七十二個のケースに基いたもので、一パーセントから九九パーセントに至る違反率を有つ十八のグループから成立つてゐる。

或るケース(受刑者)がパロール・ボードによつてパロールの適否について考慮さるゝ場合には、必ずパロール違反の統計上のプロバビリテイ(蓋然率)についての報告を局付きの社會學者から受けるのである。この報告の最後に要約する所は、例へば、受刑者Aは僅かに一・半パーセントの違反率を有つグループに分類され、Bは三〇パーセントの違反率を有つグループに、更らに、Cは

八五パーセントの違反率を有つてゐるグループに分類される、といふことになつてゐるのである。

しかし、勿論、パロールを考査される受刑者Aが、ボードの前に現はれて、さて違反をする一・半パーセントの中に入るか、それとも、パロールを遵守する九八・半パーセントの中に入るかどうか、受刑者Bがたしかに違反をする三〇パーセントの一人であるべきか、それとも、パロールを遵守する七〇パーセントの一人であるべきかどうか、更らに、受刑者Cが失敗する八五パーセントの一人であるべきか、それとも、パロールを首尾よく仕遂げる一五パーセントの一人であるべきかどうか、といふことは依然として疑問を容るゝ餘地はあるのである。

總て此等のケースに於ては、パロールについての推定の記述が餘りに機械的に採り上げられると、却て目的に副はないものとなるので、パロール・ボードのメムバーは自己の最善の判断に訴へて決定を下さなければならぬ。イリノイス州では、パロール・ボードのメムバーは、この推定の記述の外に、斟酌考察すべき他の多くの材料を有つてゐるのである。それは、所屬精神病學者の報告、前に述べたシカゴ・クライム・コムミツションの手になるシカゴの多くのケース(犯人)の過去の犯罪履歴に

ついでの詳細な報告、職業の周旋取極め並びに家庭及び近隣の場合との調和に關するパロール・オフィサーの報告、最後に、とはついても其重要さに決して勝り劣りはない受刑者本人の聞き糺し等である。而して、パロールの許可の場合には、パロール・ボードは、此等の材料以上に、社會公衆の意向に注意を拂はなければならぬ。社會の反感の高まつてゐる受刑者をパロールする場合に特に然うである。

以上述べたパロールの豫斷表ともいふべき種々のテーブルはパロールを許可するパロール・ボードに必須缺くべからざるのみならず、パロールの監視にも必要なものである。イリノイス州では、パロール違反の推定表がボールドの監視課 (Division of Probation Supervision) に與へられてゐて、これによつてパロール・オフィサーは豫めパロールさるゝ各受刑者の違反の PROBABILITY の如何を知ることができるのである。然る後この失敗の豫斷が現實となることを防止するのがオフィサーの仕事となるのである。

わがイリノイス州では、パロール豫斷の方法を實際に採用してより、今日に至るまで三年の經驗を有つてゐるのである。結果はどうであつたか、豫斷表は實際に役に

の監視の一層有効であつた結果であらう。

他の一ヶ處の施設からの統計によると、實際のパロール違反は推定表の示す所よりも四〇パーセント少ないのである。しかし、種々の危険率によるケースの分類を慎重に研究してみると、この結果は一部は低い違反率を有つグループからパロールのケースを撰んだ爲だといふことが分かつたのである。この點で推定表が訂正されたが、それでさへ、推定されたよりも一八・八パーセント少なかつたのである。危険率の悪いケースに於ては違反率に於ける減少は却つて大きくなつたほどである。此等の事實は、危険率の良いケースを撰ぶ、パロール・ボードの實務を熟達せしめ且つパロールの監視を一層有効ならしむるためパロールの豫斷の價値の大なることを更らに確しかむるものである。而して、此等の數字は恐らくまたわが刑事司法の全組織の能率の増進の犯罪 (パロールの違反をも含めて) の減少の上に及ぼした効果を反映するものと言へるのである。

(四) どうしたら社會の信用が得らるか

然らば、パロールを其の豫斷の方法と社會防衛との關係について、我々はどう結論したらいいのか。

立つてゐるか、パロール・プレディクション (豫斷) は社會に助勢的な防衛を與へてゐるか。此等の問ひに對して我等は幸にして肯定的な答へを與へることができるのである。

先づ、前きに述べた推定表 (expectancy table) は實際に役に立つてゐるのである。近くメナードのステート・プリズン (州立) 附きのソーシアル・ワーカー (社會事業技師) の助手をやつてゐるサム・デーキン氏によつて公にされる筈の精密な統計的研究は、前にも言つたやうに十八のグループから成り立つもので、この十八組にとつて實績に於ける現實の結果がいかに統計上の推定に近いものであるかを示してゐるのである。

次に、他のチオリエット及びボンテイヤツクの二ヶ所の施設からの研究と材料とは、三年前豫斷方法の採用以來、パロール違反の著しい減少のあつたことを示してゐるのである。

一ヶ所の施設は、現在のパロール・ボードによつてパロールされた一千以上のケースに於ける違反率を示してゐるが、それは推定よりも二四・四パーセント少ないのである。これは多分一部は危険率の善いものを選んだパロール・ボードの用意によるもので、一部は、この期間中

現在利用し得る統計によると、パロールの違反の減少から判斷して、イリノイス州は過去十二年間のいづれの時に於けるよりも最近の三年に於て其のパロール・システムから最大の防衛を受けてゐることが證明さるゝようである。

しかし、この事は一般公衆がパロールについて信ずるに至つた所のものとは相反してゐるのである。其の然る所以は説明するに難くないもので、パロールの違反の二三のケースの發表は、特にそれが劇的でセンセーショナルなものであれば、パロール・システムが全く誤つてゐるといふ疑虞を公衆に懷かせるのに十分であるからである。

かういふドラマティックなケースに對する社會の自然の反感に對處するの唯一の方法は、自分の知る限り、統計の數字に訴ふるより外に道はないのである。數年前のこと、自分と現在のイリノイスの、パロール・ボードのメンバーであるデオン・ランデスコイ氏外二三子と共に組織した調査委員會では、パロールの豫斷方法の採用をパロール・ボードに建言したのであるが、そればかりでなく同時にパロールの實施成績に關する統計の年次の發表をも提議したのである。よしたとへそれが効果の多いも

のであつてさへ、パロール・ワークは唯だかゝる手段によつてのみ社會の信用を得ていくことができるのである。

新聞紙も、パロールを包括する刑事司法の全機構の協同動作によつて社會を防衛するといふ我等の共同目的に於て、將來どんなにでも助力することができるのであつて、また新聞紙としても進んで助力を惜しまないだらうと思ふのである。勿論、新聞紙は、假釋放者が犯罪を行つた場合には、それは立派なニュースであるから、喜んでそのケースを一々公にするのは今後も今日と同様であらうが、パロールに關する統計も等しくニュースとして取扱ふだらうと思ふのである。

終りに臨んで、パロールに對する社會の信用を得るの目的で、一つの案を供したいと思ふのである。自分は、久しく、わが市の日刊の大新聞紙の一つで、一週一回又は毎日でもいゝが、「衛生一欄に似た「犯罪と其治療」(“Crime and Its Treatment”)といふ一欄を掲げて社會の自覺を刺激したら、犯罪問題の解決に大きな貢獻をなすことができはしないか、といふ考へを懷いてゐたのである。この欄では、努めて玄人仲間の通り語を避け、センチメンタルに墮せず、どんな「イズム」(主義)でもイズムの宣傳にならないよう、専門語でない氣の利いた語で

其材料を描出するのである。つまり、このコラム(欄)

では、犯罪並びに其原因、刑事司法機關の働き、並びに、犯罪の豫防と犯人の處遇に於ける最近の有望な新案出について筋のたしかな事實の報道を公衆に與へるのが目的なのである。公衆も、此頃は、だん／＼と犯罪問題について興味と懸念とを持つようになつてきてゐるのだから、きつとかういふコラムンは歓迎しようと思ふのである。

今後、パロールが社會の防衛のために最善の方法で執行せらるべきであるといふ新聞紙並びに、市民からの要求の潮の如く高まつてくることは、毫も疑ひを容れないのである。社會公衆は、遂に、行刑と豫防との凡ての部門に於けるが如く、パロールの執行に於てもあらゆる科學的方法と専門技術上の熟練とを利用することを要求するに至るものと思はれる。而して、漸次社會はパロールの結果の精確な測定の下に割り出されるものであるかどうかを問はんとするに至るであらう。この意味に於て、パロールの豫斷方法に於けるわが伊利ノイス州の得た經驗は、廣く國民の注意を惹くに足るものと云へるのである。

Journal of Criminal Law and Criminology,  
December, 1936.

—了—

## 今後の少年行刑に就ての綱要 (上)

ローランド・フライスラー

我々獨乙人は今や生活に根ざし、生活を形作らんとする人となつたのである。それ故我々は只知的にのみ、でつち上げられた妄想、生活に根ざすことなく、従つて生活を形作することも出来ない妄想の世界的力に對してさへも懷疑的となつたのである。この妄想は寧ろ空間から空間へ築いたもの、否かゝる空中樓閣ですらもあり得ない、この世の赤裸な、空しい虚無に外ならない。

そこで我々はこの「新派の」(“modern”)行刑——ここでは刑罰がその刑罰の性質を脱し、受刑者に對して、嘗ての非常時には多くの善良な民衆すら所有しなかつた程の生活の場所と資料とを與へ、自由刑を屢々、賄料(Pension)と感ぜしめ、忠勤有能の刑務官を受刑者連の従僕となし、而も少くともその効果の點では、刑務所を一種の犯罪者救護所(Verbrecher-Asyle)たらしむるに過ぎなかつた行刑——の妄想から脱したのである。

かくして我々は又「新派の」刑法——それは手續法(Verfahrensrecht)に於ても、實體的刑法(materielles Strafrecht)に於ても、法に違反した者と國家との間のフェアプレー(fair-play)に關し一種の規定を設けようとし、或は又違法者と國家權力との同等に就て空論を發し、はては餘分な自由主義的イデオロギーの旗印の下に、犯罪者に對し充分の基本的權利(Grundrecht)を保證し、就中「法律なければ刑罰なし(罪刑法定主義)」(“nulla poena sine lege”)の命題によつて、或は犯罪者にとつて不利な類推法の適用を禁止することに依つて、犯罪者に充分狡猾、巧妙に法網を潜り得るの確信を保證してゐた刑法——の妄想からも離れたのである。かくて更に我々は、すべてを諒解し、すべてを容認する如き、甘やかしただらしない遣り方から脱したのである。而してすべての人間を理解する遣り方、又人間が生

涯歩まんとする道は先づ環境から出るとの見方、即ち人が現はす意志の中心を環境の産物にまでひき下げんとする遣り方からも離れたのである。而して遂に我々は違法者を何事によらずやさしく取扱ふことを止めた。恐らく彼等を煩はし過ぎる程の顧慮を止めたのだ。又彼等同胞を長く保護するに有利な個人的自由及び根本的生活権の二つを狭むるとの懸念をも止めたのだ。

否、我々は現實に近づいたのだ。それと共に強健に頑丈になつたのだ。かくして行刑に於ても亦、我々の遣り方に則ることが、眞實となり、同時に現實となつたのだ。而してこれは遂に決定的なものとなつたのだ！

そこでかく現實に近づいたからには、我々はもはや行刑の教育的作用 (erzieherische Wirkung) も、實際犯罪者の矯正効果 (Besserungserfolge) をも信じなす。勿論一度躓いただけの人民をこれら犯罪者と區別することは充分承知してゐるのだ。

だが我々はこれら初期の犯罪者に對しても、彼等の魂に迄親しく浸入せんがため、刑の執行を止めはしない。寧ろ何よりも先づ最初に獨乙國民をかゝる性質から防護せんがためには、必要とあらば保安監置 (Sicherungsverwahrung) に依つて永久に防がんがためには、我々は峻

嚴に又當然正當に之を行ふ。而して更に犯罪者の行狀がその贖罪 (Sühne) を見出すやうに、我々は刑罰の執行に際し、峻嚴正當に行動する。何となれば責任 (Schuld) は贖罪を要求する——それを我が獨乙人の良心の聲が我々に語り、我々獨乙人の内奥の潔癖感が要求してゐる——のだから。而して我々は飽迄峻嚴、正當に行動する。このことに依つて、かの穩健忠實に、眞心を以て生を過す我が國民等に對し、彼等はその實直に生きて行かうとの努力の中に一人ぼつちであるのではない、獨乙國家も力強く同じ方針で動いてゐるのだといふことを、眼前に示したいのである。かくして我々は行刑に於ては、獨乙刑法が定めてゐる三重の目的に適合するやう努めてゐる。では一體どうして刑の執行は刑法と刑事司法 (Strafrechtspflege) 一般との外に、別な目的を持ち得るのだらうか。

併しこれは勿論のことだ。我々が少年審判の開廷室に入り行きそこで一度眼を開き、耳を向け、就中包容的な心を以て見又聞く時、或は我々が少年刑務所 (Jugendgefängnis) を通る時、又は少年等——恐らく初めて處罰された(望むらくは、その終生に於て只の一度だけ處罰を受けた) 少年等——が入れられてゐる監房を過ぎる

時、我々の心の中に等しく生々と、或他の聲が呼びかけるのだ。即ち獨乙國民への信念であり、その將來とその青春への信念である。この時我々は、この只の一度だけ過つた軌道に踏み込んだに過ぎない獨乙少年の運命が今や閉ざされるといふこと、永遠に獨乙國民から消え失せて行くといふこと、否それどころか、獨乙國民にとつて一つの重荷となるといふことを、そのまゝでは濟まされない。すべての努力が空しく、酬ひられる所がないといふのでは濟まされない。殊に、國家社會主義の國是では、規定を設けて獨乙國民に負擔となり有害となり、延いては自分自身にとつて重荷となる如き人々はもはや生れないやう注意してゐるのであるから、尙更このまゝでは濟まされないのだ。勿論我が刑務所で少年囚として自由刑に服してゐる十八歳迄の受刑者の前に立つ時、人は恐らくこゝに費されてる勞力が多大の効果を約束し得るか否かを、も一度疑ふかも知れない。併しかく不審が必要は更にない。何となれば、まだ十八歳未滿の者にあつては、多くの場合當然先づ一度は刑罰の代りに教育處置 (Erziehungsmaßregeln) が少年審判官 (Jugendrichter) に依つて指令されてゐるが故である。されば彼等にあつては、たとへ刑が宣せられてゐても、多くの

場合まだ自由刑を下すに至らない。而して自由刑が下される場合でも、この少年等に對し先づ一度は他の方法が試みられ、條件付で刑罰を猶豫するのである。それ故自由刑への服務は、もはやどうにも絶望の外なしといふ場合にのみ起るのである。それで刑務所内に於て十八歳以上の初犯者の方が、十八歳未滿のそれよりも却つて善良で骨折甲斐のある者達だと、刑務所長が思ふのも驚くに當らないわけである。併しこの少年等に對し如何な氣持であらうと、我々の心の中に何物か、何度も／＼呼びかけるのだ。十八歳未滿の、まだ肉體的に完成せず、精神や意志の成熟も見られず、自由生活に於てもまだ經濟的確立を得るに至つてゐない者達を直に放棄するやうなことなく、彼らに對し爲され得る限りは尙試みてみようとの聲である。この際我々はかゝる少年等は全國にほんの約二百乃至三百名ゐるに過ぎないことを喜ぶのである。次に我々は刑務所に於て處罰さるべき若い受刑者を出來るだけ正しく導き、彼らにその頼り得べき支柱を與ふべき義務を有してゐるとの氣持を、十四から十八歳迄の少年囚を見る時にのみ持つのでなく、十八から廿一歳迄の少年囚に對する時にも亦持つのである。勿論彼らの眞の自然的狀況は既に前者とは異つてゐる。彼等にあつて

は一般に思春期の危期が経られる。併しそれはともかく十八から廿一歳迄では、まだ成人した者ではない。彼等も亦精神的に、意志的にまだ決して確固たるものではない。丁度この年頃に於てこそ、多くのこと、否すべての事に對する疑惑が心に沁みゆくことが稀でないのである。彼等も亦まだ何ら確かな世界觀を持たず、今尙それを求めてもがいてゐる。彼等も亦一般に尙經濟的生活の基礎を作れず、寧ろ勞働の只中にやつと乗り出さうとしてゐるのだ。それ故これら成長の過程にある者等が道を誤るのは、成長しきつた者等が處罰されるに至るのとは、全く事情が異つてゐるのである。それ故これら少年受刑者も亦我々にとつて一つの警告——我々の仕事の效果に對し、色々疑はしき點あるにもせよ、彼等を國民生活の一員に編入せしむる試みをなさしめようとの警告——であるに違ひない。これらの二千もの受刑者が全く心の支柱もなく、頼りなげに刑務所に放置されてゐる様を、我々は簡單に見過すことは出来ない。殊に彼等の中には、數字的證明により明示されるやうに、非常に屢々初犯者——その大部分はこれからの彼等の全生涯中、もはや處罰されることなく、或はこれ以上の本質的刑罰 (wesentliche Strafen) を課せられることなしに、善かれ

悪しかれ暮して行くところの初犯者がゐるのであるから、尙然りである。ともあれ、この現實に對して我々は眼を閉ぢてはいけぬ。而して次のことは否定されない。恰かも十八から廿一歳迄の少年の中からこそ、大都會犯罪者 (Grossstadtverbrechertum) の少からざる部分が出されてゐること、即ち竊盜常習、強盜、姦通が生じ、又國民の苦惱の種となるやうな、普通よく云はれる度し難い者、その刑の執行さへ他の少年受刑者にとつて重大な危険を意味するに過ぎない程の者が出てゐるのだ。さて國家社會主義はまだ決して過度の形式化へは傾いてゐない。以上のやうな一群は、少年受刑者への特別行刑からは分離されねばならない。又、これら全體的一群の外に、他の個別的一群のもの——即ちこれ程の犯罪は犯してゐないが、少年受刑者への行刑手段による感化は、明かに之を受け容れ得ず、又少年への教育事業 (Erziehungswerk) によつては危険となるやうなもの——は、之を分離せねばならない。併しこれら例外を分離した上で、尙二十一歳未満の者を將來國民の正常な一員として成人せしめ得るやうとの試みがなされねばならない。而して私は尙一歩進みたいと思ふ。即ち二十一歳以上二十五歳以下の初犯青年受刑者の中で、完全な成熟

者とは認め得ない、肉體的にも精神的にも、又意志の點でも未だ確立してゐない者が少からず發見されるのである。而してこの中には實際正常な生活をする迄にはまだなか／＼教育され得ないと思はるゝ者が少からず居る。そこで二十一歳から二十五歳迄の全青年受刑者の中から、細心に抜き出されたこれらの者が、十八歳から二十一歳迄の少年受刑者の群に添入せられる。かくして少年特別行刑を賦課すべき三つの群が生じる。

- 一、十四歳から十八歳迄のすべての者
- 二、十八歳から廿一歳迄の者 (次の例外を除く)
  - (イ) その犯行 (常習故買犯、竊盜常習、姦通) の種類に依り、犯罪的性格をよく表はしてゐる者、
  - (ロ) その他の理由から、全性格に犯罪性のあることが結論される者、

三、廿一歳から廿五歳迄の初犯者の中、肉體的にも精神的にも、又意志の點でも今尙成熟せず、又その性質から見て、國民の正常な一員に列し得ることを尙期待されてゐる者、  
これと同時に少年行刑の目標も亦明示されたわけである。即ち、

「少年行刑は、少年受刑者の出来るだけ大部分をして、

將來國民として正常な協同生活を爲し得さしむるやうとの企てに外ならない。」

それは教育事業である。教育事業、これは勿論特にもつかしいことである。何となれば、此處では人間が覺醒した瞬間からの重要な教育の一部分、即ち自己教育 (Selbsterziehung) がまだ少しも喚起されて居ないことが非常に屢々であり、又その上に團體教育も同じく此處では不可能であるからだ。私はどうも刑務所内で團體としての經驗を眞似しようとし、はてはこの悪い模倣に従つて眞の共同態としての教育的作用を生ぜしめ得るなど、は信じないのである。

教育作業は人格的感化を前提とする。それと共にこの作業効果にとつて必然的前提として、次のことが相當に注目される。  
少年特別行刑の効果は、少年刑務所長の人格的感化力が維持されるか否かで、現はれもし、又現はれないことにもなる。で、所長が自分らの仕事を只形式的な規律と監督の仕事とのみ解する時は、効果は現はれない。かくしてこゝでも亦國民の全生活に於て屢々云はれてゐると同じことが云はれる。即ち、國家的施設に對し法律的に確立された目的よりも或は又この法律的確立の基礎にもとづいて發布された勞働の管理規定や規準よりも、これ

らの任務の實行を直接命じられてゐる人物そのものが、遙かに重要なのである。彼等自身こそが大切なのであり、又彼等がその人格によつて作り上げ、その精神と意志によつて充たさねばならない彼等の協同者の一員たることこそが大切なのである。

國家は勿論その提供した課題を遂行せしむべき義務を持つてゐる。即ちもし國家が受刑者に對しては、人格的感化のみが目的を達せしむるものであることを洞察するならば、必要な數だけをその適應力に相應して行使しなければならぬ。而して彼等受刑者が作業の劃一的方法で監督され律せられねばならぬ程、各刑務所をだゞつ廣く作つてはいけぬ。精細な管理上の吟味と實際的經驗に依れば、この最高限界は二百人乃至高々二百五十人の受刑者を收容し得る程度といふことになる。而して尙これを全うするがためには、その外に、すべて朝早くから夜まで喜ばしげに働き、お役目式なやり方をしないとこの所長一人、教師二人、教誨師一人があつても必要である。

少年への行刑が特に教育目的を強調するのならば、而してこの目的の點でこそ、成年殊に累犯成年者への行刑との間に區別が立てられるとするならば、この少年行刑はどうしても特別な刑務所に於て實施せられねばならぬ。

來るだけ免れしむるやう、あらゆる事が行はれねばならない。何故なら、さもないと彼は常に少年刑務所に於ける彼本來の任務を公平になすことが出来ないからである。又如何なる事情があらうとも、各指導者の兼務は行はれてはならない（醫師と僧侶とは恐らく別だが）。就中、教師はその仕事を少年刑務所專屬としてしなければいけぬ。一所長下にある兩刑務所の教師等には相互の辯護も相互補助も許されてはいけぬ、かゝる往つたり來たりのどつつかずは常に少年刑務所を犠牲にして行はれてゐることを示す實例が充分集められてゐるのだから。

さてこれからは、少年刑務所に於て役立てられ、適用さるべき感化と教育手段について述べてみよう。

これには當然のこととして、先づ次の事が前提される。即ち、非常なる清潔さ、精細な規律と几帳面さ、外部的には確固たる訓練と絶對の服従が、餘すなき峻嚴さを以て、すべての受刑者から要求されねばならない。而してこれは刑務所に於ける規律の必然的維持に役立つのみでなく、尙大いに教育的價值を有するのである。刑務所内の全生活は、この極印をおさねばならない。かくして刑務所の各すべての感化手段及び教育手段は、彼等受刑者の側で云へば、清潔さ、規律正しさ、几帳面さ及び訓

い。只一つの施設を以てして、二つの全く異つた目的——而もその遂行のためには、各々手段を異にしてゐる目的——を同時に追はうとする事は出来ない。就中この二目的の各々にその到達のための處置として、全く獨特な精神が注がねばならないことを前提としてゐる時に於てをやである。然り、爲されねばならぬことは全く爲さるべきものだ。青年或は少年の如き特殊部門のものを通常の刑務所に置き、その教育に半端な解決を與へて以て、事足りりとして居るべきではない。これらの者を見た人は皆これがどつつかずであることが分るのだ。又實際青年及び少年の行刑區域が、いつも成年區 (Erwachsenenteilung) の附屬物に過ぎず、従つて彼等相應の目的には決して少しの役にも立たないであらうことも分つてゐるのだ。

かくして我々が必要とするところのものは、少年のための特別刑務所である。そこでこの様な特別刑務所の所長が、近在する通常刑務所を兼務的に共に指導することは排撃すべきでない。尙この事に就ては、もつと根本的に明細に穿さく、（これは不可能であるかも知れぬが）すべき事が多く存してゐる。併しもしかゝる一所長の兼務が行はるゝとするなら、所長を監督的職務、殊に通常刑務所の指導からは出

練、それに服従を要求さるゝ餘すことなき峻嚴なる正常さの精神を以て取扱はれねばならない。この際、容赦なき峻嚴さは、決して無精神のものではないとの強調は何ら必要ではない。

その性質に應じて刑務所に役立てられる教育手段の主たるものは、作業、肉體的調教、訓練、自由時間の作成 (Freizeitgestaltung) 及び個人的感化である。これら教育手段はすべてその全適用によつて、目ざす効果へ出來るだけ到達し得るやう確立適用されねばならない。

各教育手段の中で、先づ作業 (Arbeit) が第一に置かれねばならない。このことからして只一人の少年でも仕事に従事してゐないと考へることが全く耐へられぬ位になる。一受刑者をその監房に仕事なしに放置しておくことは、即ち彼を共同態 (Gemeinschaft) の敵に無理強ひすることとなる。併しこの點については、あらゆる方面に充分な諒解が行はれてゐる。

刑務所に於て少年受刑者に課され得る作業に就て、更に二、三の前提が示されねばならない、而してこの前提が例外なくこれら作業のすべてに對し行はれねばならないのである。即ち、

- (イ) 作業は健康を害する程のものであつてはいけぬ

い。染物業、煙草業、肺を害ふ様な、塵埃をおこす紡績業などは、少年刑務所では採用してはいけない。

(ロ) 作業は各受刑者に夫々適當に爲されなければならない。といふのは、彼等が後にその生活及び労働の社會に戻つた時、作業のためその精神的活力が耐久力を失くし或は弱められて役に立たなくされることなきやうにである。

(ハ) 作業は、それを爲す受刑者に出来る限りの感化を與へるやう組織さるべきである。だが作業の組織化、進行及作業の割當、分業は出来るだけの生産力を望むのでもなく、又出来るだけの資本的収益を望むのでもない。たゞ、作業の教育的目的のみが決定的なのである。

(ニ) 少年刑務所に於けるすべての作業は、刑の目的を達せしむるの責にある人の監督下で爲されねばならない。少年刑務所の作業場及び職場に於ては、刑務所のことと疎い人を用ひてはいけない。かくして只官司業のみが存するのであり、受負業は決して存し得ないのである。

併しこれ迄作業に於て根本的に、只消極的方面のことのみ云つた。すべての作業に就て、積極的方面として次

のことが云へる。即ち、作業は受刑者の身體と、又出来れば精神とを成るだけ均等に、而して——受刑者の成長と體力とに相應して——忍耐強く努力せしめ、延いては散漫せぬ注意力を要求すべきものである。

併しこれ以上に、受刑者に課さるべき作業は、彼等と共にそれに従事する人の目的に従つて、種々あるであらう。

經驗の教へるところに依れば、受刑者は最初監禁の始めに當り、一度自己及び自己の地位に就て、又自己の今の地位の原因となつたところの自己の行爲に就て熟考せざるを得ないやうな立場に之を置くことが適當である。故に、彼を差當り數週間、事情によつては數ヶ月、朝から晩まで獨房に置くこと、また作業も獨房に於て爲さしめることが奨められなければならない。従つて大工場や屋外に於て爲される仕事は除かれるわけである。更にこの最初の時期に當り、作業の種類が選定されねばならぬのだが、最も良い作業は、直ちに受刑者を自己反省に導くべきものである。故に刑の最初の期間中には、熟練への到達や、既得の熟練の維持を主たる目的とするが如き作業を課さず、寧ろ作業過程の著しく平均された、その爲に否でも應でも自己反省を促すと言ひ得るやうなものを課するのが常であるのは尤もなことだ。更に何を爲さ

しむべきかと云ふと、非常に精神を鼓舞したり、またそれ自身愉快なものではなくとも、整頓した正確な作業、そしておのづから心がなづむやうな作業に就かしめることである。少年刑務所に於てはまだ行はれてゐないもので、行はれるやう奨むべきものがある。私の言はんとするものは、貼紙、綿、毛などを捲る作業、その他類似のものである。この外にこれらの仕事を課して然るべき者は、不行跡の爲に共同作業から獨房に移された者、及び共同作業を爲さしむる時は、他の者に危害を加へる恐れがあるが爲に、それに加はさせたり、止まらせたり出来る者である。最後に右の作業は短期受刑者に適應してゐる。彼等にとつてはその拘禁日數が少いから、漸進的な發展が期待され且齎される如き手工業或は農業に關する作業を課しても、充分發展の見込みなく、従つてこれの賦課は甚だ安當だとは云へないのである。たとへ少年が此等の作業を終りまで遂行し、その際に作業の一つ一つが精神を鼓舞しないまでも、彼をして整頓し均齊のとれた仕事に慣れしめ、更に刑務所長が受刑者は満足して自己の身上に就て沈思したと信するやうな場合にも、若し仕事の教育的内容を完全に生かさうと思ふならば、更に他の作業を課すことが必要となつてくる。この際必ずや問題となるべき作業は、受刑者がその、成果を見て

少しでも自から慰藉するところあるものである。即ち目に見える作品を生産せしむるが如きものである。受刑者が常に均一な、量的な仕事 (Mengenarbeit) の出来上りを見るばかりでなく、更に出来上つた仕事に、僅かなりとも個性的な形態が加はつたものを見るといふことは結構である。いつも同じ篋を編むこと、また同様な刷子を結び付けることから、たとへ控え目でも、自分自身の型のもとに篋、筵を編み、刷子を結び付ける段階を経て、手工業的に個性味ある仕事を爲すに至る迄には、總ゆる段階のニュアンスがある。作業の指導者にとつては、教育的作業を分配するについて、非常に大きな餘地が残されてゐる。この際、農業上の、就中特に園藝上の作業、そして他面に於ては手工業的な作業が、最大な教育的價值を蔵してゐることは贅言を要すまい。受刑者をして土地に、土地の果實に、そしてまた家畜や有用な動物に結び付けしめる總ての作業が健康的で、身體を強壯ならしめ、而もまた道義を辨へしめずらすことは明かである。苗の生育を見、熟した實を採り入れ、採り入れた收穫には加工を施す。すべてこれらにはおのづから教育的價值が含まれてゐる。かやうな價值こそは、無條件に吸収し盡さなければならぬ。茲に於てか農業や園藝に就ては、刑務所の最年少者達を、もつと年端の行つた仲間

と交へさせ、之に従事させることが確に奨めらるべきであらう。かうして年長者と交へさせなければ、一定の作業、例へば家畜の番の如きは、一般に遂行出来ないであらう。そして交へるべき年長者共をよく吟味したならば、過ちなどは起らない筈である。談話の禁止や其他類の行刑上の峻厳さが行はれにくい此のやうな場所で、もし有害な振舞を示す者などある時は、直ちに去らしめなければならぬ。

そして次に課すべきは手工業である。これの教育的價値に就ては今更改めて言ふ必要はない。受刑者を將來の手工業の職人とか親方とかにする爲に、準備することが手工業的作業の使命でないことは、おのづから明かである。だが、從來常に理解を示し、個々の明かに根柢から善に立ち返り、堅氣となつた刑餘の者に對し、適宜生活への道を開くに吝でなかつた手工業者階級は、右の方針には反對するであらう、手工業的作業に含まれてる教育的なもの、中、特殊なのは、手工業的なもの自體のうち存するの外、絶えざる能力の獲得と、之に依つて作業的成果、特に目に見える作業的成果が、絶えず完成してゆくことのうちに存する。かやうな教育的内容も亦、餘すところなく之を利用しなければならぬ。何となれば少年刑務所に於ける手工業的作業は、手工業的製品の産

も、工場は夫々一定の大きさを超過してはならない。私は少年刑務所に於ける手工業作業が、決して將來手工業者たらしめるためのもではないと云つたが、これは決して眞に有用な囚徒各自の技術の習得、並に促進を阻害しようといふ意からではない。寧ろ私は彼等が國民の共同社會に踏出し、そこに止ることをた易からしめんとするものである。個々の、品位ある少年が熟練した仕事を爲し得るに至り、職人たるべき考試に及第する者がそこへ出来るやうになることは、確に結構である。時宜を見てそこまで努力が拂はれなければならない、だが、かやうなことは例外だらうし、またそれに違ひない。またたとへ、この様な例外的な場合が生じようとも、受刑者が職人の考試を受けようとして、刑務所を飛び出さうと望むべきでは勿論ないが——。刑務所に於ては受刑者が後に至り、一體自由な世界に身を保ち得るや否や、また可能だとしても、これは如何にして爲されるか、それを判きり豫斷することは決して出来ない。だが、教師は作業所のみならず、刑餘者に修得所を紹介し、一定の修業を更に重ねしめ、職人の考試に及第せしむるやう、時宜に應じて努力すべきである。

最後に、作業に依り一段進歩した教育的効果を獲得し得るにも拘はらず、何らかの理由を以て公共の工場で働

出を目的とするのでなく、この手工業的作業が人間教育をする手段でなければならぬからである。故に少年刑務所に於ける手工業的工場——パン焼所、洗濯場、厨房（これらは家庭に於ける工場としても奨むべきである）、裁判所、靴修繕所、錠前屋及び指物場（到る處に、切實に必要な基礎的工場を起す爲に）——が、教授用向な手工業場の形態のもとに設置されなければならない。即ちこれらの施設のなかでは、機械も用ゐられるが、それは受刑者が後に至り同一種類の工場でまごつかないのに必要な限度が爲されるのである。一般に古い手工業の様式を充分に採り入れなければならない。これに依れば受刑者に作業の意義を最も切實に認識せしめることが出来るのである。たとへ僅かに小さい仕事であらうとも、自己の手に依つてこそ、最も直接に形を整へることが出来るのである。この手工業工場は、言ふまでもなく、教師の絶えざる監督下に置かなければならない。この教師は作業による峻厳な訓育、作業の正確さ、入念さを期し、受刑者にその努力を傾倒した作業を爲さしめる様、骨を折る職員なのである。この教師が確に困難なこの使命を果さんがためには、工場が全部見透しのつく様に造られ、施設されなければならない。また見透しのつくといふことが、作業の種類によりおのづから異つてゐるとして

くに適してゐない者は、監房内に在つて、手工業的に織物その他類似の仕事をするやう取り計らふことが合理的なのである。こゝで私は簡単な、種々の形をした刑務所内で製作された手織台を想ひ出す。すべてこれらの作業が自由經營を害する競争の準備をするものとして適してゐるのでもなく、またその様な目的を以て存在してゐるのでもないことは、自明の理である。少年に關する合理的な作業繼續時間は、日々八時間に上るべきである。本來の意義に於ける少年に對しては、他の少年達に施すべき教育よりも餘分な分量が課せられなければならない。これは作業時間の短縮に依つて達せられるので、従つて十八歳に至る迄の少年囚の日々の作業時間は七時間三分の二となる筈である。

教育に於ける第二の有力な手段は、本來の作業の外に課さるべき少年の身體的調教である。かゝる教育的手段に對しても、從來は制限が設けられ、非常な程度に相異が見られた。

肉體に關する訓練と秩序を保つ練習とは、最も單純、堅固且また精力的なものであるが、これらは時の経過と共に既に屢々外觀及び態度に於て、不良となつてゐる若い受刑者の肉體を日々強要して、その態度と同時にまた個性的表現 (Persönlichkeitsausdruck) を付與する

のである。かやうにして日々卅分宛費すことは、かくの如き身體的訓練と秩序保持の實施に經驗深い所長の指揮により保たれるのである。心の底はまだ健全な少年はたとへこれらの實施によつて、種々多くのことが要求されてゐる場合にも、尙喜んでそれにいそしむのである。而してまたこれら以外の少年に對しても、かゝる實施は害を與へるものではない。

右の外にも、教師指導のもとに行はれる、日々卅分の體操時間は、たとへ如何なる事情あるとも、完全に遂行されなければならない。呼吸、運動、弛緩その他に關する運動、場合に依つてはまた道具を用ゐての運動、出來得べくんば水泳も亦教育的價値ある身體的訓練である。だが、私は身體的遊戯を本來の體育に加へたくない。之は毎日曜の自由時間を埋めるものとして、少年受刑者中の最良者達に許容するのが、最も適當に思はれる。

これらの肉體的訓練及び秩序保持の實施と並行し、更に體育とも並行して、日々(日曜は別として)構内散步(Spazierhof)を課すことは、何ら意義無く、且また矯正をなす所以でも無いと、自分には思はれる。休養を圖るものには、他の自由時間がある。構内散歩は身體的調教に適するとは云へない。身體の調教は體操その他の身體的訓練により一層好く、一層徹底的にそして一層規

律正しく、従つてまた一層教育的に高い影響を與へながら達せられる。之に反して、この構内散歩は、常に發言を禁止する苦痛を伴つて爲されなければならない。而も他面に於て、かゝる發言禁止が完全に行はれないことは、如何とも出來ないのである。

教育手段として少年に與へる身體的調教に關し數行述べたが、これを閉ぢるに當り、私は所長に一言訴へないではゐられない。それは即ち刑務所の激烈なる作業の壓迫のもとに、體育は先づ一回、次いで第二回、而して次には恐らく一週間にも互つて休止せしめられる。そして受刑者は特別忙しい仕事に追はれる、これが實狀に近いといふことなのである。このことは、經驗上から見て、事の終りの皮切りである。さうして事の終りは何うかと云へば、刑務所内の體育が有史以前に起つた出來事に歸つてゐるといふことである。かくて私の少年刑務所指導に對する注文は、體育を忽せにしないやうにといふことである。このすぐれたる教育手段を、何人も自ら侵してはならないであらう!

この外、保健的見地から、受刑者は皆週に一回、シャワーバスに浴せしむべきこと、またこゝでは充分沐浴の時間を與へらるべきこと、この二つは話の完結のために付け加へておかなければならない。

資料

米國刑務作業に對する公正競争に關する協定

從來米國の刑務作業が民間事業との競争問題につき一再ならず物議を起して居たことは周知の如くであるが、最近有名なN.R.A.の實施せらるゝに及び更に大打撃を受けるに至つた。茲に譯出するものは右の對策として出來た各州間の協定であつて、三十六州がこれに調印してゐる。これに比較すれば我が國の事情は大いに感謝せらる可きであると共に、我々は斯る日の來ざる様今の中から作業施行方法に付き賢明を期する所がなければならぬ。

第一條

こゝに使用せる左の語は特別の事情無き限り次の如き意味を有するものとす。「刑罰施設又は矯正施設」penal or correctional institution なる語は、合衆國、各州、州の行政區劃(郡市町村を意味す——譯者註)の法律に違反せる罪により有罪を宣せられたる者の拘

禁 incarceration or imprisonment を目的として維持せらるゝ公設 tax-supported の刑務所 prison, penitentiary, reformatory, workhouse, jail 又は其他の施設を含むも、私的、慈善的又は宗教的團體の管理下に維持せらるゝ施設を含まず。

こゝに使用せる「刑務作業」prison industry なる語は、刑罰施設又は矯正施設の收容者、若くは其他の者にして就業の當時合衆國又は州の裁判所により刑罰を課せられ服役中の者の従事せる採鑛、手工、生産及び製品の配給等に互る産業及び商取引、industry or trade を意味し、その經營方法の如何を問はざるものとす。但し企業化せざる農業作業は、こゝに規定せる如き刑務作業と見做さず。

「生産」products は刑務作業により一部分又は全

部を製造、生産又は採掘せられたる全ての財貨、商品、礦産物 goods, wares, merchandise and minerals として、公用 State use 品にあらざるものを意味す。

第二條

作業時間。 刑務作業に於ける労働時間は各特殊産業を統制する合衆國法律の採用せる適用法規 applicable Code の規定せる時間を超過することを得ず。但し刑務作業に於ては收容者は如何なる場合と雖も、一週四十時間以上の就業を要求又は許容せらるゝことを得ず。

第三條

生産機械の操作時間は私的家用工業の競業取締に關する法規 Code of the competing private domestic industry に規定せる時間を超過す可らず。

第四條

少年労働。 年齢十六歳未満の者は之を刑務作業に就業せしむることを得ず。年齢十八歳未満の者は危険を伴ひ又は健康に害ある作業に就業せしむることを得ず。

第五條

第一節

刑務所製品の價格は、卸賣業者、小賣業者、消費者の何れの場合たるを問はず、刑務所製品が通常販賣せらるゝ市場の公正なる流通價格 faire current price 以下に販賣せらるゝことを許さず。

右は刑務所製品が刑務所當局又は契約者 contractor を介して販賣さるゝ場合なると、直接若くは代理業者 agency を介して販賣さるゝ場合なるとの如何を問はざるものとす。

第二節

刑罰施設又は矯正施設若くはその代理業者が受刑者労働 labor of prisoner に關し、契約 contract を取結ぶ場合は、次の要件を具ふべし。即ち、州及び州の行政區劃又は受刑者に對し、その労働に對する一個當りの原價 cost per unit of product for labor 及び同種製品に關する私的家用工業に於て總體に當然支拂はるべき原價に相當する總額の支拂を契約者が保證せざる契約に参加するを許さず。但し上記の總額又は代金の賦課若くは徴收は、上文第一節に明示せるもの以下を以て。

上の價格を以て、刑務所製品の販賣を要求するが如きものたる可らず。

第六節

公用製品並びに公共作業 State use Products and Public Works 刑罰施設又は矯正施設の手により製造、生産、採掘せられたる財貨、生産品又は商品にして、専ら租税によりて其の經費を支辨さるる國又は州の諸機關 (institutions, agencies, departments, or activities) の使用に供せらるゝものに對しては本協定に因る制限を適用せず。國又は州の經費のみに依る公共作業に付き亦同じ。

第七條

本協定の精神を更に有效ならしむる爲、合衆國及び茲に調印せる諸州は本協定の實施に當り、刑務作業並に民間作業と協力する爲に委員會 (爾後作業委員會 Prison Labor Authority と稱す) を構成す。

(一) 作業委員會の組織及び構成 作業委員會は九名の委員を以て構成するものとす。内六名は調印各州の代表者により一年毎に選出せられ、三名は労働者、産業主、消費者を夫々代表すべく大統領より指名さる

べし。

(二) 作業委員會は左の如き義務及び權能を有す。但し大統領は、同委員會の爲せる一切の處置を再検査の上、その不認可、修正に關する權限を有するものとす。(大統領は、大統領の指令又は任命せる官吏、代理業者又は使用人に對し本協定下の一切の機能及び權限 functions and powers を委任するを得)。

(イ) 本協定全般に互る事務の處理。

(ロ) 作業委員會事業章程 rules and regulations の作製、書記一名並に職員任命及び必要なる規則の作製。

(ハ) 一定の原價決定組織 uniform cost-finding system を定式化し、該組織又はこれに匹敵すべき組織の形成を要求すること。

(ニ) 關係産業の法規當局 Code Authority と協議を遂げ又關係者若は關係商會の要求に應じ第五條第一節及び第二節に提示したる價格、費用及び總額を決定すること。但し右の決定は合衆國大統領に對する抗告 appeal に従ふべきものとす。公正なる時價、費用及び總額を設定するに當り、作

業委員会は、公正なる競争の基礎の上に on a fair competitive basis 刑務所製品の市場賣買を保證するに必要な一切の要因 all factors を考慮すべし。就中刑務作業の經營に當つては次の事情を考慮すべし。刑務作業の經營と關係を有する商取引又は産業中に存する獨占作用 monopolistic practices の範圍、刑務所製品が差別待遇を受くる恐れある程度、及び形式意匠の變化及びその統制を超越る他の條件に適應する如く其の經營及び製品を調整する爲の刑務作業の能力並に刑務所製品の市場賣買に關する制限。右の公正なる流通價格は刑務所製品の販賣を完全に阻碍し又は一般市場を破壊するが如きものたる可らず。又は民間産業の標準、工賃、労働條件を低下し、又は民間産業が國民産業復興法 National Industrial Recovery Act 下の公正競争に關する法規 Code of fair competition の遵奉によつて得らるべき目的を無効ならしむる如き價格、方法又は數量を以て刑務所製品の販賣を許す如きことある可からず。

- (ホ) 本協定の方針を實施するに必要な報告書及び統計を調印各州をして提出せしむること。
- (ハ) 經濟的、商業的、市場的條件の考慮を含む調査を遂げたる後及び規定ある場合は其の規則に基き(一) 法定條項 statutory provisions と一致する如き規則及び關係産業の生産と適正なる割合を保つ如く刑務作業の生産力を多様化せしむることに必要な如き規程を作り(二) 競争の不均衡なる割當を誘發する如き現刑務作業の擴張を阻止すること。
- (ト) 當協定より生ぜる關係團體の異議 complaints を受理し調停すること。但しかゝる異議が提起せられたる時は異議申立人 complainant は常に係争事件の決定に必要な論據及び計算書 facts and figures を提出すること同意す可し。
- (チ) 當協定より生ぜる行刑管理者又は刑務所長の異議を受理し調停すること。及び刑務所製の商品を排斥せんと企圖し又は當協定の序文に述べたる目的(受刑者社會復歸の爲の生産的労働——譯者註)を阻碍せんと企圖する不公正なる商行為に就き大

統領の注意を喚起すること。

第八條

報告書 Reports 全ての調印州は、國家復興法下の競争私的産業より合衆國法律が要求する刑務作業に關する材料を網羅せる報告書を復興管理部 National Recovery Administration に提出することに同意す。

第九條

施行に關する權限。 Authority for Execution 當該調印州の代表者は、直ちに修正せられ得ざる法規により其の行爲を制限せらるゝことあるも、其の權限内に於て協定に参加し、彼等の代表各州の法律及び規定の許す範圍に於て協定に調印す。更に州の代表者は當協定を忠實に遵守するに必要な變更を適法の手續に依り定めらるゝ法規の中に採用すべく協力す。但し刑務所製品に關する聯邦法 Federal Act 又は各州の法律にして上記聯邦法に準據して可決せられ若は現に有效なる法律にして立憲的且つ合法的なりと認めらる

いものに對しては、本協定は如何なる場合にも影響を及ぼすことなし。本協定に調印するも、調印者は其の署名により上記諸法の何れに就ても其の憲法違反又は無効を主張するの阻げとなることなきを特に明言するものとす。

第十條 (略)

第十一條

本協定は、既に調印を了れる州に關しては一九三四年一月一日より效力を生じ、爾後の調印州に關しては其の調印の日より效力を生ず。

(協定承認書式略)

新刊紹介

□保護課編『釋放者保護ト警察官憲行刑官憲トノ關係法規』(昭和十二年)

司法保護資料第八輯として編まれたものが本書である。由來我國の保護事業なるものは、私的且つ斷片的に發達をして來たものである關係上、之ニ關スル統一的法規ナキハ勿論、更に各方面から各時代に其の法規の制定あつたが爲に、其の間に「整然タル體系ノ見ルベキモノナク雜然トシテ」居つたのである。従つて保護事業關係法規を概観することは専門家以外の者には甚しく困難であり常に其の不便が慨かれて居た。本書は此の不便を除かんが爲に出版せられたものであつて、保護事業の關係法規を警察官憲の方面と行刑官憲のそれとの二大系統に分類し、更に其の内容を體系的に綜合し按配したものであり、前記の必要を充たすに充分である。内容は、其の名の示すが如く二つの部分に大別をせられ、第一が「釋放者保護上ニ於ケル司法官憲ト

警察官憲トノ關係ニ關スル法規」で第二が「釋放者保護トノ關係ニ關スル法規」と成つて居り、尙「參考資料」として、各時各地に開催せられた保護事業講習會・同研究會・同協議會等に於ける協議事項決議事項にして之に關係あるものを網羅して、各々の部門に挿入する用意が忘れられて居ない。さしあたりわれわれとしては此の後者の部分から研究上の便宜を得ることが多いのであるが、近時保護觀察の制度が益々熱心に研究せられつゝあるに際し、前者の部分即ち警察官憲法規を手近に概観し得ることは喜びとしなければなるまい。もしそれ司法保護事業制度の機運濃厚なる現狀に想到すれば本書の持つ價值は更に高められるであらう。(本文二〇〇頁。非賣品)(中尾)

□川越少年刑務所『少年受刑者ノ統計及彙報(昭和十年號)』(昭和十二年)  
毎年發表せられて居るものゝ昭和十年號であるが、事務

幅濶の中にも其の發行を續けられる努力に先づ敬意を表し度い。内容は三部に大別せられる。一は「事務成績概況」(但し此の事務と言ふ字句は不適當と思はれる)で、之が「處遇」「作業」其他七項目に別れ行刑の内容を示す。第二は「少年受刑者研究資料」で、「犯罪と性質」以下十六項目を扱ひ、少年犯罪に於ける素質と環境との交錯を實證的に提示せんとする。最後は「釋放者よりの來信」數通が原文の儘に載録せられて居る。先づ行刑の部分を見るに、少年受刑者の性質は「懦弱」「放縱」が、犯由は「懶惰」が最多數を占めるのは當然であらう。

満期釋放者百二名の中、「改悛ノ狀稍有リ」以上の者百名あり、同「無シ」と認められたる者僅々二名に過ぎないのは少年の教育可能性の大なるを證するものである。再犯率は満期釋放者では二〇・五九、大體に於て成年假釋放者のそれと匹敵して居り、假釋放者は八・一一であつて確かに少年行刑は成功しつゝあるものと謂へる。作業収入は五萬六千圓を突破し、收容費を越ゆること二千餘圓に及んで居ることは注目に價ひしやう。第二の「研究資料」の部では多くの角度から統計が取つてあるが、川越の提供した資料と

しては聊か貧弱であると云はねばならぬ。私の要望は資料採取の方法として斯くの如き形式的方面よりも寧ろ科學的方法を基礎とした實質的方面を把握せられ度きことで、既に川越では十年の長きに亙つて科學的調査が行はれて居るのであるから、須く其の豊富なる實證的材料を提供して江湖に教ふ可きであらう。最後の釋放者からの來信はほゞ笑ましい。(本文一五六頁。非賣品)(中尾)

□アルベルト・シュミット著『初犯者五百人に於ける素質と環境』(Albert Schmidt, Anlage und Umwelt bei 500 Erstverbrechern, 1936)

エックスナー Franz Exner の監修する刑事學叢書第二十四卷として發行せられたるものである。さきに本叢書に於てシュネルが、五百人の累犯者に付て其の素質と環境との研究を發表した Schnell, Anlage und Umwelt bei 500 Auchfallsverbrechern, 1935 のに對應して、本著者は同數の初犯者を撰擇し同じく之が素質と環境とを研究したものである。研究の對象と成つたものは、バイエルン犯罪生物學研究所 Kriminologische Sammelstelle Bayern に於て取扱はれた者の中、成年男受刑者にして三箇月以上の輕懲役又は

一年以上の重懲役に處せられたるものである。第一章に於ては遺傳其の他の主觀的條件を、第二章に於ては社會的經濟的の客觀的條件を、而して第三章に於て犯罪者の全人格を概観し最後に其の動的部分即ち犯罪の行爲を觀察して居る。此の研究は多くの點に於て累犯者と異なる結果を示して居ることになつて居るが、要する所、初犯者は非犯罪者の規範から分離したものでなくて唯々特別な外部的條件の連續から犯罪に押寄せられるのに反し、累犯者に於ては反社會的生活方法に對する個人的素質の演ずる役割は決定的であると言ふに在るが、此の斷定は如何なるものであらうか。斯くて、著者は之等の初犯者に於ける改善可能性に就いて次の如き斷定を下して居る。改善可能者 *verbesserungsfähig* 四〇六名、八〇・九パーセント、改善の見込ある者 *fraglich besserungsfähig* 八一名、一六・一パーセント、改善不能者 *unverbesserlich* 一五名、三パーセント。相當樂觀的であると言はなければならぬ。本書は各統計に關する評價方法を詳述し尙改善可能性の問題が實證的に深く論じられて居る點に其の價值を認める可きであり、尙前述したシュネルの累犯研究と比較する時は裨益する所が多いであらう。(本文八〇頁。三マルク。ライプテヒ發行)(中尾)

□佐藤昌彦譯『殺人の心理』

本書は北歐、スエーデンの刑法學者アンドレアス・ピエール (Andreas Bjerre, 1870-1925) が一九二五年、世に公にした犯罪心理學研究論文の翻譯である。譯者は北海道帝國大學助教授の現職にあり、本書の一部は既に法學協會雜誌第五十二卷第六號に「個性的犯罪心理研究の一例」として發表されてゐるところである。原著者はかねて犯罪心理の研究に傾倒した刑事學者であつて獨逸のグルール、レントツ、米國のヒリー等と共に犯罪人の個性的觀察の重要性を叫んで近代犯罪心理學の建設に寄與するところ極めて大であつた。彼はスエーデン最大の監獄である首都ストックホルムのランクホルメンの監獄に親しく囚人を訪ね、殊に同一囚人に對して長期間に互る接觸を繰返し、其の言動を通じて犯罪に關する心理の秘密を理解し以て犯罪人の本質的缺陷を發見しようとしたのである。本書は實に其の尊い記録に外ならない。

本書の内容は序論並に本論三章より成る。序論 (P. 1-10) に於ては主として彼の研究法を詳述してゐるが吾々は先づ其の獨創的な點に注意を惹かれなければならない。彼の研究法を茲に概言するならば本譯書の序文に小野清一郎博士

が次の如く其の特異性を述べてゐる。「ピエールの研究は極めて明かな方法的意識の上に立つてゐる。即ち其は個々の犯罪人の觀察を徹底せしめてゐるが單に其の心理生活を微細に互つて記載するといふだけのものでは勿論ない。その蒐集した材料を整理し、比較し、考覈することによつて犯罪人の根本性格を理解し、其の最深の共通要素と考へられるものを標準として犯罪人を分類し、その類型を見出し、其の範疇を分たうとしてゐる。

而して更にその各範疇に屬する犯罪人の中から典型的なものを選んで出来る限り其の心理生活に徹することに努めてゐることである」。かくして本論に於て犯罪人の最も著しい心理的特徴を代表する典型的なものとして三人の殺人犯人を選択して之を詳説してゐる。

其の第一章「自己欺瞞」(P. 31-63) は「現實に直面して自己の都合の悪い時は出来る限り之を避け、或は之を變更しようとする傾向」の極端なる心理的特性を有つ犯罪者について取扱ひ、其の典型的代表者として強盜の目的を達するために暴力を用ひ遂に被害者を死に致したウインゲといふ犯罪者に關して述べ、第二章「不安恐怖」(P. 65-153) は「人生が自己に課する諸々の要求を果し得ないものである

と常に意識してゐる、略言せば全く自信を缺いてゐる心理的傾向」の甚だしい犯罪者について述べ、自分が關係して妊娠させた婚約者の毒殺を企て、次いで彼女を性交後直ちに殺害したゲンナーソンといふ男を其の代表者として説示してゐるが、亦章中受刑犯罪者の悔恨及び良心の心理に關する研究は注目すべきであらう。最後の第三章「嘘偽生活」(P. 155-211) は一凡ての個人的感情並にそれから發する數多の本能が生來或は極めて幼少の時代から頗る薄弱であつて人間生活の根底を形づくるに足りないもの、従つて其の心理生活は習慣に依つて機械的に社會並に環境の命ずる様に其の作用を繼續するに過ぎないといふ傾向を最も著しい特性をなす犯罪者について取扱ひ、此の類型に屬する最も典型的なものとして自分の三人の娘と不倫の關係を結んで生活を送り、遂に其の妻を謀殺或は故殺したマルムストリームといふ犯罪者について其の心理的生活を説示してゐるが尚ほ此の章に於て犯罪者の自白と否認の心理を説いてゐることは看過し得ない點である。

總じて犯罪者の拘禁生活に感得する吾々の實際的經驗に思ひ合はせ本書に説くところは首肯すべき點頗る多く、犯罪者の生活に關し心理的啓蒙を受くる亦甚だ大である。

茲に犯罪心理の研究に關する斯る名著が譯者の努力によつて譯出刊行せられたことは吾々刑事學の研究に關心を有する者にとつて何よりも喜びとするところである。

(弘文堂書房發行。定價一圓五〇錢)(小野崎)

□松本亦太郎著『青年心理と個性伸暢』

本書は我が心理學の泰斗、松本文學博士が刀江書院發行の「子供の研究と教育叢書」の第一冊として執筆されたものである。前篇(兒童及び青年の心理)十四章、後篇(個性の伸展)六章二二八頁より成る。著者は「序」に於て「少年、青年、壯年の生活には進むに従ひ種々なる場面が出現する。然る場合を好都合に通過するか否かにより其個人の生活が開展向上したり閉塞停頓したりする。是等場面の通過は少年青年自身の奮發努力によりてすべき事は勿論であるが父母兄輩が側より指導誘掖を與ふることが必要である。……そこで少、青年を指導誘掖せんとする者も青、少壯自身も生活場面の性質を出来るだけ明かにし又其の場面の中心となつて動く主觀的の力に就いて了解をなすを必要とする。此小冊子に於て私は生活場面の中心になるものもの主觀的方面を主にも考案を試みた。……何れも少、青年、少壯の正常

健全なる發育と向上と幸福とを述作の主題としてゐる……」と云つてゐるやうに本書の内容とするところは云はゞ一種の教育的心理學である。本書は頗る平易明快に少、青年の心理と其の指導誘掖の方法を叙述してゐる點に於て比較的安價に求め得られるといふ點に於て將又ポケット型といふ携帯に頗る便なる點に於て刑務官特に少年犯罪者の教化に従事する人々にとつて便するところが多いであらう。

(定價五十錢)(小野崎)

□鈴木賀一郎著『子供の保護』

著者は夙に少年犯罪研究の權威として令名ある東京少年審判所長。本書は前掲書「青年の心理と個性の伸暢」と同一叢書の第五冊として刊行せられたもの。従つて發行所も價格も又厚さや大きさも全く同じい。内容は著者の多年に亙る尊き體驗と研究とに基き不良青少年の保護問題を中心に極めて通俗的に説明をされてゐる。三部より成り、其の第一部に當る「子供の保護」に於ては世界各國の少年觀を始め、不良少年の意義、活動狀況、教育程度、知能、健康、境遇及び不良少年、不良學生並に不良少女の徑路を述べ其の保護對策に言及してゐる。第二部には「不良の子供」と家庭、第三部には「少年審判の現状」について筆を進め少年

審判所の沿革、其の業績及び將來への希望意見を説かれてゐる。著者は本書を一貫して幾多の實例を舉示しつゝ、世の父兄に警告し、特に犯罪少年の豫防並に其の犯罪の防止について社會連帶の觀念を力説強調してゐる。尙本書中少年審判所に對する將來への希望に於て、刑務所と少年審判所の兩者につき其の經費や職員等の點を比較考察し、其の實績の審判所側の優秀なる點(P.230以下)を示されてゐることや少年の假出獄審査委員制度を説き少年審判官を其の委員に加ふべしと論ずる點(P.235)等は吾々刑務官として看過し得ない點であらう。

(小野崎)

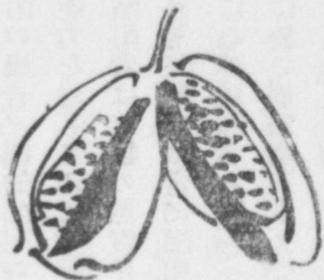
□菊地甚一著『酩酊責任論』

本書は酩酊時に犯した犯罪を、普通酩酊の場合、異常酩酊の場合、病的酩酊の場合と三つに分けて其の各々の責任能力を論じてゐる。酩酊と責任能力の問題に就ては「病的酩酊者は行爲の無責任者として法律上心神喪失者に該當し異常酩酊者は常に酩酊を離れて輕度の病的異常者なるが爲に心神耗弱者と認むべきであり普通酩酊者は其の責任能力に於て刑法第三十九條を適用することは不當である」(四〇六頁)と要約してゐるが、現實の犯罪では、此等の三型が

必ずしも純粹な形のまゝ現れる譯ではない。また犯罪者が故意に酩酊して罪を犯す場合、或ひは酩酊の程度を誇張して陳述する場合も勿論あり得る筈である。従つて實際の場合に當つて責任能力について明快な判断を下すことは云ふ迄もなく至難であり、判定に際して當事者が「勘」の働きや體驗に手頼ることも少くなからう。その結果判定が往々獨斷に陥る場合も考へられるのである。著者はアシヤツフェンブルグの言として「法官其他醫學者にあらざる人の普通酩酊と思つてゐるものゝ中には、相當多くの病的酩酊が存在する」(三〇頁)ことを擧げて、かゝる獨斷を避ける爲に専門家による鑑定を主張してゐる。しかし一方には専門家も「病的酩酊なりや、異常酩酊なりや將又普通酩酊の重症なりやは時に甚しく鑑定困難である」(三五頁)と告白するのである。本書は菊地氏が鑑定人として關係した事件の鑑定記録十數件及び必要な場合には判決録を引用して、醫師の立場から實例に徴しこの問題を解明しようとする力してゐる。

本書に新しい理論的展開は求め得られぬとしても、その豊富な資料は特に實務家にとつて有益であらうし、また一の人間記録としても甚だ興味深い。

(本文四〇六頁。南郊社版。定價二圓五十錢)(青木)



## 現實に於ける行刑の今昔觀

戸田 作 造

一  
昔と言ふ言葉には、特定の限界と其の期間とがないやうだ。百年、千年前は固より昔と言ふ。或は拾年一ト昔とも言へば、五年前の昔とも稱へることがある。

斯様に昔と言ふことは、時と場合とに因つて、如何やうにも考へ且つ指稱せらるゝのが通俗的な世間常識となつてゐる。

私が茲に今昔の文詞を使用したのも、畢竟斯の如き世間常識に出發した譯であつて、今と言ふのは主として、昭和九年行刑累進處遇令實施後現今に至るまでを目標とし、昔と言ふのは明治の末葉即ち私が

初て刑務界に御奉公を致すことゝなつて以來、大正年間を通じ、凡そ昭和の初頭までを極て概括的に大ザツパに見渡し、其の間の行刑現實の有様と變遷をば描寫し、これに對する行刑法規の影響乃至作用を考へようと欲したのが本稿の趣意である。

### 二

明治年間には四拾五年であつたからこれを三除すれば一期拾五年づゝである。斯様の計算に於て私は明治の末葉に於て初て行刑界に奉職することゝなつた。

田舎出の私は行刑のことは勿論、其の何れの方面

の問題に就ても、智識もなく、能力もなかつたのであるが、併ながら私は當時の行刑界の有様を見て、實の所、驚き入つたばかりに止まらず、人間界の或る意味に於て恐怖と悲哀と不安とを有つに至つたものである。其れは受刑者たると刑事被告人たるとを問はず、當時の收容者は、餘りにも亂暴であつた。兇惡であつた。これを社會に釋放するとき、如何なる慘虐極まる再犯を敢行せぬとも限らぬ危険性を多分に有つて居つた。工場に在つて、血の雨降らすとも言ふが如き大騒動を演じたかと思へば、徒黨を組みて喧騒することもあり。騷擾的事犯も多かつたやうだ。逃走も多かつたし、縊死も確に多數であつた。舍房より巡回の官吏に對し、便器を投げつけ、糞尿を頭から全身に打ちかけらると云ふ場面も、稀有としなかつた。

斯様な有様だから、従つて又刑務官吏の態度も暴と暴との、乃至或は、棒と棒との對峙とも言ふべきであつたのは無理もない話である。

作業能率増進の問題、教化の問題共に全く困難なる註文であつた。當時の刑務官吏は、上下を問はず

收容者の管束、言ひ換へれば、收容者の統御收容者の人心收攬に對し、實以て血眼の有様であつたことは、隠れもなき事實其の儘の描寫である。

### 三

そこで、田舎出の私は、行刑界に初て奉職せし際に大きな悩みを懷くに至つた。此の職務を繼續する乎、否乎の、自己一身上の問題であつた。收容者の暴乃至棒、固より、大に惡むべきだが、之に對し對時的態度を以て取扱ふことの已む能はざる刑務官吏の態度に對し、疑惑を生ぜざるを得なかつた。詳言すれば、私自身が加ふる收容者に對する言行が、果して善なる乎、惡なる乎を深く強く懷疑するに至つた。此の懷疑をして、氷解するにあらずんば、初志を擲ち、行刑界を退くに如かずとまで考へた程の状態であつた。

刑務所の設備と刑務官吏の數とに照し、最早これ以上の制御力・管束力はなかつたのである。實に力一杯を出し、奔命に疲れ切つてゐたのであつた。

凡そ人にして、勤勞に従ふとき、其の勤勞價值即ち勤勞の目的を實現し得たるとき、又は所定の目標に向つて邁進する場合は、如何なる勞苦をも厭ふものにあらずして、却つて其の勞苦自體が愉悅、快樂の所感を伴ふものであるが、これに反し無駄なること、有害なること、無益なること等に對しては、假令、勞務の分量些少なりと雖、嫌忌乃至惰氣を生じ思はず疲勞と苦痛を強く感じることを原原則とするものである。

されば、刑務所内に於ける收容者の亂暴と兇惡、これより出發せる逃走、喧騒、情苦、願訴、傷害、殺人、縊死等諸種の事故こそは、眞にこれ無駄事、無益事、有害事であつて、これ程疲勞を感じしむるものはない。奔命に疲れ果てしめるものはないのである。其れが爲に、他の一切の事務の能率を如何程害する乎は多言を要しない。

以上の如き衆情の有様は、明治の末葉に在つて特

四

に甚しきものがあつたが、大正時代に至るも宿弊の本流はまだ滔々としてつきなかつた。昭和年間になつて、漸く地下水的とも言ふべき程度に變化し來つたと言ふことが出來得よう。

然るに昭和九年行刑累進處遇令實施後、劃期的に衆情は落ち着くに至つたことは事實である。同令實施後いまだ久しからず、従つて同令の效果に關し未だ以て禮讚、謳歌すべき時期には達してゐない。然れども其の實施以來今日に至るまでの衆情状態だけは、劃期的良果を齎らしてゐる。追従でもなければ、粉飾する譯でもなく、誇大でもなく、正に其れが眞實である。

衆情茲に至るの理由は、處遇令の條文を見れば判ることであつて、幾多算へ得らるゝであらうが、所詮は處遇令の適用を受くる受刑者その者が、自己の身持の善惡は因果觀面に毎月所得點數に表現され、自己の損得勘定が判然となつて、否應なしに表裏の使ひ別けが出來なくなつたからであると思ふのである。言ひ換へれば、行刑の仕方が、緻密、周到且つ

嚴正になつた點に歸着するであらう。

五

刑務官吏の揚足を取つて願を亂發し、取るに足らざる用件に言寄せ、服業を回避せんが爲に徒に面會を願出でたり、良民の家庭に在つては勿論のこと一般社會に於ける工場其の他の集團生活體に於ては、食物に對する小言苦情は容易にこれを見る能はざることなるに拘はらず、刑務所に在つては此の小言、苦情決して珍らしくはなかつたのだが、處遇令實施以來何れもメツキリ其の影を薄くするに至つて居る。

昔から良囚を作る乎、良民を作る乎との論争がかなり強く行はれたことであつた。良囚を作ると言ふことは、先づ以て刑務所内に於て行狀善良者たらしめるとの意味であつて、再犯問題との關聯性に就ては之を第二義的に考へられ、良民を作ると言ふことは刑務所内に於ける行狀の良否問題よりも、再犯性除却の點が第一義であるとの意味であつたやうだ。蓋し、所謂良囚を作る乎、良民を作る乎の二様に分

たれたる言葉に對する着意の輪廓と、其の焦點とが明確を缺き、曖昧模糊のやうに思はれるが、今はこれに對する詮議の邊を有しない。

不肖私は、幾犯も犯數を累ぬる累犯者は、詮ずる所、犯罪的一種の癖だと思ふ。學者の言ふ習慣性犯罪者とも言へるであらうし、又性來性犯罪者とも見ることが出來得るであらう。煙草嗜き、酒嗜き、怠惰嗜き其の他人間には通例七癖半を有つてゐるとは、俗間の通念であつて、其の七癖半中の一角たる犯罪癖、これが累犯者に着き纏うてゐる惡魔であると信ずる。少くとも、累犯者に對する一面の見方であらうと思ふ。

六

されば、再犯せしめぬと言ふ大問題に向つて進むことは、畢竟癖を直すと言ふことに歸着するであらう。癖を直すに間斷があつては直る筈がないではない乎。刑務所内に於ける行狀の善惡こそ、再犯性の善惡其れ自體であつて、我等の常時實驗する所であ

る。換言すれば、再犯の虞なきに至つた者は直に其れが行状善良者である。故に良民を作ることを目的とし使命とする我が行刑に在つては、何よりも、先づ以て良囚を作るの緊要なること論外である。

學校教育に於て人を作るが爲には、校風の重要性を擧げねばなるまい。其れと同様に、良民を作らんが爲の行刑は、行刑現場たる刑務所の所風を善良ならしめねばならぬことを俟たない。

其の所風の善良を成さんが爲には、刑務職員個我銘々の所風が基本となつてこれが收容者に反射して行く順序ではあるが、それ等の根本論は姑く措き前述せるが如き忌はしき衆情、事故頻出の状態なるに於ては、所風は根柢的に破壊されてゐる譯であつて、斯様な環境、即ち破壊されてゐる所の刑務所所風下に在つて、如何にして良民を作り得るであらう乎。そこで、行刑に於ては、何は兎もあれ、先づ第一に良囚を作るに在ることだ。言ひ換へれば衆情を善良ならしめ、所風を不拔に確立する點に細心注意を拂はねばならぬことは言ふ迄もないのである。

重複するが、行刑累進處遇令實施の影響は、善良なる所風を確立し得てゐる。其れを指して、劃期的に衆情は、落ち着くに至つたと、言ふのである。

七

世間一部の間に於ては、累進處遇令が行刑の上、何だか寛大的優遇を與へ、其れが爲め我が國刑事政策上に支障を來たした乎に觀察せらるゝ風ありと雖、それは行刑に素人間の言ふことであつて、玄人には却つて滑稽にしか見えぬ。

實は累進處遇令の實施は、一ツの重荷を負うてゐた受刑者に對し、更に一ツの緻密、周到、嚴正なる、一層強き、重荷を負擔させた譯である。從來の行刑は、監獄法と、監獄法施行規則とに依つて行はれて來た。其の上更に重荷を課したのが行刑累進處遇令である。恰も、普通刑法の上に加ふるに、治安維持法が出來たり、盜犯防止法が加つたりしたやうな嚴格さである。

監獄法と、監獄法施行規則とは、虎視眈々として、彼等受刑者を睥睨してゐる。賞罰共に、これに

依つて以て、明徴ならしめてゐる上に、處遇令の強制が加はつたのであるから、重荷の負擔に苦痛倍加こそしたれ、寛大優遇など當らぬのにも程があると言ひたい。

たゞ併し、一級受刑者に對し、集團散歩が許され、普通衣の着用を認められて來たが、是等は重荷を負ひ急坂を登り詰め更生した眞に善良なる少數者に限られてゐる。若し夫れ、一級受刑者に對する、此の種の處遇を見て以て寛大的優遇等と言ふのならば、何所に、我が國民に對する國家としての指導精神など見出し得らるゝであらう乎、更に進んで、犯罪者の眞の姿を見極めて欲しいと思ふのである。

八

我が子を育てるに甘い愛は害毒であると同様に、行刑の上に於て特に注意を要することは愛情乃至所謂の思ひ遣りの眞意義である。兎もすれば愛が愛を毒する場合がある。人情が人情を自殺せしむることがある。若し誤つて、行刑の上に抵牾の愛を眞の愛

なりと信ずるに至るが如きことありとせば、行刑は其れが爲め自殺せしめらるゝに至るであらう。行刑は、森嚴なる紀律が其の生命であることは、我等の經驗する所であるばかりでなく、行刑先覺者の夙に我等に教ふる所である。森嚴なる紀律の中より、呼び出されたる思ひ遣りの心こそ、眞の愛情ではあるまい乎。

九

斯の如く考へ來れば、私は監獄法第七條「在監者監獄ノ處置ニ對シ不服アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ巡閱官吏ニ情願ヲナスコトヲ得」及び右條を受けたる監獄法施行規則第九條の規定の如きは、行政法規とは言ひながら、早くこれを適當に改正して欲しいと思ふのである。

此の法條は一面に於て、國家が、在監者に垂れたる深き愛情の具現ではあるが、刑務所の所風を作るのに妨げとなり法の一角に捉はれ過ぎたる觀ある場合が決して尠くないのである。

これを要するに、監獄法第七條及び同施行規則第九條は私の所謂紙牘の愛的に陥りたる規定にあらざるなき乎を疑ふのである。

時代は正に昭和の聖代である。凡そ學校に、諸工場に、諸商店に、諸官廳勿論のこと、即ち、善良なる、良民社會の團體に於てすら、當該團體の長に對し團體員よりする情願とか、面會とかの、制度法規は、これを見ることが出来得ない。

善良なる、社會習慣乃至風俗と相容れないことは、行刑界に禁物でなくてはなまい。假に、工場の職工又は商店の被雇人にして、其の工場の長、商店の主に對し、情願や面會を求むとせよ、早速解雇の憂目に遭ふのが實社會の實人心の情態であらう。

私は、監獄法規制定當時の立法者に向つて、非難するものでは決してない。當時は正に然るべきであつた。寧ろ、今より三拾年前の昔に在つてすら、國家の指導精神は、斯の如く行き届いてゐた。況んや

現代に至つて、累進處遇令中、一級者に對する指導規定の如きを見て直に、其れを寛大的優遇等言ふのは諒解出来ぬと思ふまでの話である。

十

此の「現實に於ける行刑の今昔觀」も亦、其の名の示すが如く、行刑の實際を在りし、叙述し、これに、聊かの愚見を加へたまでのものであつて、單に私自身の經驗を基礎とし、苟くも、他を非難せしものでないことを、幾重にも明瞭にして置きたい。

二度、三度繰返へすことながら行刑は實に重要な國民教育である。小なる或る一視角上の仕事であつてはならぬと深く信ずるものである。故に行刑は、宜しく、彼の盲啞學校に於ける、指導教育の其れの如く、綿密なれ、周到なれ、徹底的ならしめよと思ふのである。差當り、此の實現困難なりとせば、一刑務所に千名を超ゆる收容人員を適當に取捌き、其の緩和を圖り、由つて以て、處遇令に一層の生彩と元氣とを添へたいものである。

陸軍記念日に際して

櫻井忠温少將講演

三月十日陸軍記念日に當り「肉弾」の著者として有名な櫻井忠温少將は小菅刑務所に於て職員、收容者に講演され一同に多大の感銘を與へられた。本稿は同講演の速記であるが乞うて本誌に掲載することとした。

本日は第三十二回目の陸軍記念日でありますので、皆さんと共に昔を偲びたいと思ひます。三十二年と申しますと、日露戦争後に生れた人達は非常に古い事のやうに思はれるのでありませう。随つて何だかピントの合はない所があるかも知れませんが、私自身から申しますとまだ昨日の事のやうに思はれるのであります。

何ういふものか、近來私は年々傷所が痛みましてこの二三年は殊に良くないのであります。段々良くなりさうなもので

すが却て悪くなる。悪くなるにつれて昔の戦争當時の事が偲ばれまして殆ど昨日の事のやうに思はれるのであります。三十二年前と申しますと、誠に古い昔のやうに思はれますが、昔は私も颯爽たる——颯爽といふほどでもありませんが、若い士官でありました。私と一所に戦争に参りました友達などに會ひますと昔の事を語り合つて互になつかしみ合ふので御座います。私が戦争に参りました時は軍旗を持つて参りましたが、戦争中に中尉になりましたので交代し、突撃し

て倒れたのであります。自分は小隊長として僅かに一二日しか縁のない小隊長であります。矢張り當時の戦友たちは私を小隊長／＼と言つてくれます。孫の手を引いて歩いて居るやうな其時分の戦友が小隊長／＼と言つて懐しんでくれます。それが又非常に嬉しいことに思はれるのであります。

之からお話するのは自分が昔の小隊長としてお話申すので、難しいお話をすゝるつもりではありません。たゞ昔の思出話をいたさうと云ふのであります。探照燈の下を滑つて鼠のやうに走つては伏し、伏しては又走つたりした事などが斯うしてお話申して居る間に眼の前に浮んで参ります。斯うした昔の思出話をいたすのであります。私には満洲事變が起きますと満洲軍に従軍し、チチハル又は錦州城にも入城致しました。あの錦西で、壯烈な戦死を遂げられました古賀聯隊長と共に参りまして、古賀聯隊長は錦西へ、私は奉天へ歸る時にサヨナラと云つて固く

手を握つて袂れたのでありますが、其の手の温か味が残つて居るかと思ふ間に最早壯烈なる戦死を遂げられたのであります。戦場の習ひとは云へまことにはかない別れでありました。

斯うした従軍中の感想も合せてお話したいと思ひます。また昨年私は飛行機に乗りまして満露國境を視察して参りました。北滿鐵道が滿洲國によつて運行されて居る有様を見た時は日露戦争は三十餘年の長き間續いてゐたのであると思つたのであります。御承知の通り、日清戦争後、遼東半島を有つてゐては東洋平和のためにならないと獨、佛、露三國の干渉があり、無念ながら遼東半島を返したのであります。支那の方はどうかといふと露西亞に對して、お禮の意味で旅順を五十餘萬元で賣り、北滿の鐵道布設權を與へたのであります。三十何年後の今日迄でかゝつてそれ等の痛を取除いたと思ふと、日露戦争は實に三十何年かの間續いて居つたといふ事を感ぜずには居られ

ません。

日露戦争を回想致しまするとアレ程神聖な戦争はなかつたと思ふのであります。國力の奈何を顧る暇がなかつたのであります。國が、人民が、苦しみから抜け出やうとした、なさねばならない戦争でありました。孫子の兵法は「先づ勝つて後戦ふ」とあります。戦争する前に既に勝つてゐないでは戦争は出来ないのではありません。日露戦争は算盤の上では勝てる戦争ではなかつたのであります。どうしてもやらなければならなかつた戦争でありました。この大戦争を明治大帝が御決心遊されたといふことは實に涙なしに拜察出来ないことでもあります。

一昨年陸軍省が發表致しましたが、日露戦争に従軍した者で生存して居る者は四十五萬といふことになつて居ります。四十五萬といふと大體に於て半數は生きて居ることになつて居ります。當時は百萬動員しましたので、その半數が三十年後に生存してゐるといふ譯であります

禮いたしました」と帽子を脱いで敬禮をしたことがあります。今日では立派な學校教練もあり、青年學校もありまして、一人だつてそんなものはありませんが、日露戦争當時はさういふ有様でありました。まことに心細いことでもあります。急に召集されたものは何が何やら判らない。敬禮位は知つて居るだらうと聞いて見るとチツトも存じません、と云つたやうな譯で、當時の事を考へますと全く今日とは比較にもなりません。愈々第一軍が朝鮮に上陸して作戦行動に移ることになりましたが、その時陸軍大臣寺内正毅大將に鴨綠江を渡河する架橋材料を至急に送つていただきたい、と云ひますと大臣は「馬鹿な、鴨綠江が越せるか越せないかわかるものか」といひました。萬事がそんな調子でありますから、本當に勝てるか勝てないか豫想がつかなかつたのであります。露軍の總司令官クロボトキンが三十六年に日本に来て、視察して歸りました。其時の報告に「日本の兵器

は玩具の如し」と言つて居ります。洵に情けない事ではありますが、しかし、それは事實のやうでありました。さう言ふのも無理はなかつたかと思はれるのであります。日露戦争後十年にして飛行機現はれ、毒瓦斯現はれ、タンク現れ全く新機械を持って裝はれた軍隊となりました。支那軍の如きでも立派な兵器を持つて居ります。支那にはさういふものが集つて行く。其代りそれには色々な利權が伴つてゐるのでせうが、つまり利權つきで大砲も只で賣へれば飛行機も教官つきで賣へる。世界の新兵器展覽會場の觀がありますが、何しろ日露戦争當時の日本軍を思ふと誠に心細いものであります。日露戦争當時、日本には最初機關銃といふものがなかつたのであります。タタタ、と云ふ音を聞いて、私共は「アレは何だ」と言つた位であります。その機關銃は日清戦争當時早くも支那軍が持つて居たのであります。日本軍では其音を聞いて「太鼓を打つて居るのだらう」

が、四十五萬ありましても、其内には内地に居つた者も澤山あるのであります。第一線から歸つて來た者の全部ではありません。奉天の會戦は露軍三十七萬に對し我は僅かに二十四萬でありましたから、彈丸の中から歸つて來た者は、恐らく五六萬であらうと思ひます。私は士官學校の同期生が七百五十人ありましたが、其大部分は戦死を致しました。丁度任官後一年位の少尉で何をやらしても使ひ頃と云つたやうな年頃ですから、自然澤山戦死をしたのであります。私の隊も全滅しました。これから察しましても、實際戰場から歸つた者は五六萬位のものであらうと思ひます。其當時は日本軍は國民兵迄も動員致しました。宇品の兵器廠に立つてゐる歩哨が、チャンと鐵砲を持つて立派な姿勢で立つてゐましたが、その前を士官が通りまして敬禮をいたしません。士官が何うして敬禮をしないか、と訊ねますと「二三日前にはいりましたので一向何も存じません。これは失

たりしました。大昔は「大つるべ打タツシヤレ」といふ號令ださうですが、それが日露戦争に引出されたのですから随分古いものであります。それから九センチ臼砲といふのがあつて其砲兵隊長がいふことに「此大砲のあるからには君たちに指一本怪我させることでない。君達は國旗を持つてあがりさへすればいゝ」などと言ひました。懺て其大砲を撃ちだしたはいゝがどうでせう。彈が向ふへ届かない。却つて味方を撃つといふ有様今日のやうに無線電話がある譯でなし、傳令を走らしたり何かして前へ出る／＼と言つたりしました。それどころでありません。向ふから風が吹くと、彈がヒョロ／＼と後ろへ戻つて來るといふのですから、珍な大砲もあつたものであります。

でありますから「日本の兵器は玩具の如し」と言はれても仕方がないのであります。それなら彈が充分あるかといふと第一、彈が足りない。遼陽會戰後日本軍

は彈丸不足のため思ふやうに前進が出來なかつたのであります。南山ではいくら撃つてもピクともしない。とう／＼蓄へた半年分の彈を一日で撃つてしまひました。日清戦争の時は第一師團長山路獨眼龍將軍が旅順を半日で取つたのであります。外國の從軍武官が「旅順はいつ取れますか」と將軍に尋ねますと「夜が明けたら落ちるよ」といひましたが、其の通りでした。そんな調子に思つてゐたのではなかつたのでせうが、半年分の彈丸を皆撃つて終ひました。

それでも却々取れない。一時は攻撃を中止して、再擧を計らねばならんといふ迄に到つたのであります。戦争前四圍の情勢からして議會に豫算を提出しましたが、時の政友會憲政本黨は結束して、國民の生活を脅すものであるといつて、反對しましたので、議會は解散となりました。そのため、兵器彈藥費は繰りのべられ、いざ戦争となつた時、彈丸の不足を來したのであります。その罪は當然政黨

の負ふべきもので、認識不足のため、軍備に缺陷を生じたのであります。國民の生活の安定はもとより大切であります。しかし、最少限の生活を要求せなければならぬ非常時もあるのであります。併し幸ひにも我軍は大勝を得ました。もとより、皇威の然らしむるところであります。が此の非常時に當り天から名將を下されたと思ふのであります。滿洲軍總司令官大山元帥の如き、奥、乃木、黒木など名將揃でありました。奉天會戰時に於ける大山大將は六十二歳でありました。第二軍司令官奥大將は六十歳、第三軍司令官乃木大將は五十七歳、第四軍司令官野津大將は六十五歳でありました。鴨綠江軍司令官川村大將は五十六歳、滿洲軍總參謀長兒玉大將は五十四歳でありました。が、斯様に名將に恵まれた事は大なる幸運でありました。實に豪い人が揃ひも揃つたものであります。

大山大將については既に皆さんも御承知の通り、ゆるがざる事大山の如く、之

に配するに兒玉源太郎といふ一代の智慧袋を以てしたことなど、實に無類の名コンビでありました。

大山大將の日記を拜見したことがありますが、奉天會戰の日はたゞ「三月十六日午前中に奉天を占領せり」と、それだけ書いてあるのであります。如何にも大山大將らしいところでありました。しかしその最後に詩が書いてあります。それは大山大將の作でなく、曹松巳亥の春の詩で、「澤國の江山戦國に入る。生民何の計りごとか樵蘇を樂まん。君に憑つて語る莫れ封侯の事。一將功成り萬骨枯る」——此の詩が書いてあるのであります。一將とは誰ぞや。大山元帥その人です。あります。その人がこの詩を書いて居られる。澤山の人を犠牲にして申譯がない、といふ氣持が現はれて居りますので、さすがに名將中の名將と頭を下げずには居られなかつたのであります。旅順が落ちた時に、幕僚が大山大將に祝盃を擧げませうといひますと、大將の答へる

のには「祝盃を擧げる氣持になれない。多くの犠牲を出して申譯がない」といはれましたが、此心持が大將の日記の上に現はれて居るのであります。まことに名將なる哉、と思はざるを得ないのであります。

黒木大將が摩天嶺の戦ひに、第一線が非常にザワツイて居るので、幕僚が「戦線に往て見て参りませう」といふと「イヤ往くには及ばん、用があれば向ふから來る」とすまして居られました。普通ならば、状況を見て來い、早く行つて來い、と云ふ所でありましたが、用があれば向ふから來るといふ泰然たる有様、そこに名將たるの重味があると思ふのであります。前に申しました通り、南山の戦況意の如くならざるとき、奥大將の許へ「一時後退して再擧を計らなければなりません」と幕僚が言つて行くと、大將は「退却ですか」と斯う言つたきり何とも言はれません。暫くして「大和魂とは如何なるのですか」と言はれました。

後退をして再擧を計る外はないと言つて居るところへ「大和魂とは如何なるものか」と言はれては「それはこんなものであります」とも言へず、何んだか調子が合はない。「大和魂」と云ふからには全滅の外はないのであります。そこで、「全軍全滅を賭して突撃」といふことになり其結果南山を陥したのであります。緒戦の事ではあり、可成兵力を損しないやうに、一時後退して再擧を計る外はないといふのも尤もであります。此一戦に一步でも退いたらあとはどうなりませう。そこは大將確乎として動かれません。「退却ですか、それでは御一緒に退却致ませう」など、言ふやうでは戦争に勝てないのであります。

乃木大將については皆様も御承知の通り、非常に逸話の多いかたであります。が、私の最も感じた事は、或日の事でありました。私は戦線でスケッチを命ぜられまして、第一線に腹這ひをして、砲臺の形を寫して居りました。山の形さへ判れ

ばよいので、それを印刷して各隊に配るのであります。私が寫生して居りますと、後ろの方でコッ／＼と音がしましたので、振返つて見ますと、乃木大將が幕僚を連れて來られたのであります。私は石のやうに固くなつてゐますと、大將は、私のそばへ來られて「もうソロ／＼鶉が出るかい」と言はれました。戦況はどうかとか、何んとか言はれるのなれば兎に角「鶉が出るかい」ではサツパリわかりません。旅順は鶉の名所であると云ふ事は夏目漱石の「滿韓とこゝろ／＼」に依つて知りましたが、其當時はそんな事は少しも知りませんでした。私はたゞ「ハ」と答へたきりでありました。大將はツカ／＼と前に出られましたので「危なうございます」といひました。が、何ともいはれないで、屈んで手を伸ばされ眞紅に咲いて居る一輪の撫子の花を摘み採られ、それを服の肋骨に挿されました。それを見た私は「アー乃木大將は豪い人だ」と思ひました。乃木大將に抱かれて

死にたいと思ひました。其時は既に長男の勝典中尉が戦死をして居りました。大將は血のやうに咲いて居る淋しい一輪の撫子を見て、どう思はれたでせうか。それを探つて胸に挿されたのを見まして涙が落ちました。そして私は乃木大將に抱かれて死にたい、としみ／＼思つたのであります。鶉のこと、いひ、撫子といひ私は乃木大將のやさしい床しい氣持を窺ふことが出來たのであります。斯ういふ將軍たちの事を考へると同時に、露軍には果して名將があつたかどうかといふ事を思ひます。日本にはかやうな名將揃ひであつたに拘らず、露軍にはかなり凡將が居たやうに思はれます。黒溝臺の戦鬪に於て第二軍司令官グリツベ・ンベルグはクロバトキン將軍に電報を以て「此戦役の失敗に終る事明かなり。宜しく先づ奉天に退き、次でハルピンに退却すること然るべう存ずる」といひました。苟も一軍の司令官たるものが、敗戦請合なぞとは驚いたものであります。奉

天會戦の如き寡兵を以て大軍を撃破したといふことは、天祐でもありませんが、勿論作戦の妙でもあり敵軍にかゝる凡將のあつた所以とも思はれます。私共は戦争と申しましたが、戦争は始めてありまして、ドンナ事をしたら勝つのか、負けるのか、弾の中で稽古をしたわけがありませんから、自分がドレ丈強いのか弱いのかといふことも判らないのであります。が、自分の手本にすべき人があります。それは戦争に往つた事のある人であります。さういふ人が戦線に立つて居る様を見ると大に力強くなりま

との出來ない尊い氣に打たれます。孫の手でも引いて、日向ボツコでもする様な人が鉢巻をして「若い者はいくらでもやる所がある、此の場所は俺れにやらせて呉れ」と頑張つて動かないといふ有様であります。さういふ人を見ると自ら士氣凜々とせざるを得ないのであります。吾々の兄弟は 陛下の御爲といふ一念にのみ燃えて戦つたのであります。天皇陛下を中心にして其周りに戦ひ且つ斃れたのであります。之が私共の信念でありました。

戦争には單に勇敢といふ言葉ではいひ現されないものがあります。手が一本飛んでも、残る一本の手で大砲を撃ちました。足が一本飛んでも突撃しました。或る歩哨が眼を撃たれました。それを見て小隊長が、俺が代る、と言つても「私は眼が見へないでも、耳が聴えます」といつて動きませんでした。かやうな勇士を私は屢々見ました。私は當時軍旗を捧持して參りましたが、軍旗即ち 陛下が御

在しますといふ信念で戦つたのであります。滿洲のやうな草原に立つて軍旗を捧持して居りますと、大きな目標になりますので自然敵弾が集中します。聯隊旗手が屢々代るのもそのためでありまして、多くの旗手が斃れました。私は或日のこと、軍旗を捧げて居りますと、その時聯隊長は平然として脇に居られました。が、砲弾が盛んに飛んで來ました。グワーンといふ音がしました。地球が引裂けたやうな音でありました。煙りの散つたあとで、自分の體をみると、確かに生きてゐます。軍旗はと見ると軍旗に大きな穴が開いて居ります。護衛兵の一人は軍旗が裂かれると同時に倒れました。他の一人の兵士は砲彈落下のもとに手を額にもつて行つて一生懸命に拜んで居るのであります。その手の中には砲彈で裂かれた軍旗の切れが握られてあるのであります。私はそれを見て覺えず涙が落ちました。戦争といふものは怖ろしいに相違ありません。死が戦争の條件であります。し

行くといふのは、死といふものに對して、如何に無雜作に平然たる氣持で居るか、わかると思はれます。上海に於て白川大將が爆彈に撃たれた時であります。體內に百八個の彈片が入つて居るにも拘らず、手袋が最後迄眞白であつたのであります。丁度その日は天長節で君が代を合唱してゐた時でありましたが、その最中爆彈に見舞はれましたのであります。しかし、大將は傷口を少しも押へず最後迄姿勢を崩さなかつたのであります。そこに、大人物として又大武將としての姿をこ見出し得るのであります。死中平然たる氣持が現はれて居るのであります。

今一つ驚いたのは、滿洲事變の時大興の戦さで彈丸の中で小便をして居る聯隊長がありました。こんなときに良く小便が出るものだと思ひます。その人は前の日は激戦で小便を忘れてゐましたが、次の日にはたまらなくなつたので立小便をしたのであります。昔私は先輩から言はれた事があります。突撃の前に小便をし

て見る、それが出来ないやうでは駄目だ、と言はれました。太白山の攻撃の前、先輩の言つた事を思ひ出して小便をして見ると、氣もちよく出ましたので「俺も相當なものだ」と思ひまして、それから皆に小便を試してみろと言つたものであります。すると一同整列して小便をするといふわけでありました。もつともそれは山の蔭で彈の來る所ではなかつたのであります。大興の聯隊長は彈の降る中で小便をして居るのであります。上には上のあるものと全く驚嘆したことでありました。

宗教心などいふものは殆んどない云つてもいいのでありませう。二十歳前後の若い人達は先づ宗教心などは殆んどないと云つていいのでありませう。もしそれに立派な宗教心があつたならば、もつと立派な態度であるのかも知れませんが。

吾々には死よりも大切なものがあります。それは勝たなければならぬ、と

いふ事でもあります。負けてはならんといふ事でもあります。滿洲事變にもいくらも例はありましたが、第一線でドン／＼戦つて居ると、あとにゐる援隊が「まだか／＼といふて催促をするのであります。後ろから往け／＼と押出すのではないのであります。それでも待ち切れなくて、いつの間にか第一線に出て居るといふ有様で實に愉快な事であります。「勝たなければならぬ」といふ一心であります。甲隊が苦戦をしてゐる。助けてやらなければならぬと乙隊が救ひに行く。行くものは「それ見る俺等が往かなければ駄目だらう」と天狗であます。往くと向ふでは誰れも來て呉れとは頼まん、此所は俺たちの領分だから自分の力でやる、獨立獨行でやる、といふ有様であります。

さて、彈の事ではありますが、私の友人は三十發受けた者があつた、と私に話しましたが、私の見たのでは、七十發も受けた人がありました。敵中に突撃して斃

れましたので占領後に發見したのであります。彈運の良い人は——あまりいゝ運ぢやありませんが——三十發も五十發も受けて、それが少しも急所に當らなかつたといふ人がありました。射つ方も難儀をしたでありませう。兎に角、彈丸といふものは不思議なものであります。運命の鍵をもつてゐるといひますか。西南戦争頃の彈ですと皆鉛ですから、射たれたら腐るから繩を水で浸して穴へ通し、ゴシ／＼と洗つたなどいふ話もありません。彈のいたづらとでも申しませうか、私の友人は、アッピをした瞬間に頬へたを突き貫かれました。軟かい部分を突き貫かれたのですから三日も経てば直るものであります。何しろ彈といふものはあとで考へてみると可笑しくなる不思議な事があるものであります。滿洲事變で或る中尉は胸を撃たれて即死しましたが、胸に入れてゐた手帳を貫かれました。そして貫いた部分には「人生は流水の如し」と書いてありました。その上を彈丸

が突き貫いたのであります。偶然と申しませうか、運命と申しませうか、人生は流水の如しと書いた上を突き貫してゐるなどは、約束事のやうであります。彈を頭に受けて何ともない人もありました。クルツと頭を一廻りして丁度赤銅のタガをはめたやうに髪の毛が取れてしまひました。頭のまはりをグル／＼まはるなどは面白いものであります。

又私の友人に鬚の立派な人が居りましたが、此男は鬚を非常に大切にしまして寝る時には袋を被せて居つたくらゐであります。一本抜けても大騒ぎをして居りました。或日の事、彈のいたづらと申しませうか、その大事な鬚を半分だけ持つて行きました。本人はとても悲觀して一層死んだ方がいゝなどいふ言つてゐました。そして残つた半分鬚を淋しうにひねつて居りましたが其後戦死しました。そういふ彈のいたづらを見ますと、彈に眼があるのではないかと思ふ程であります。さういふお話をしますと、いく

らも面白いことがあります。撃たれた時決してやられたなどいふまいと約束してゐました。萬歳とやらうと定めてゐました。何しろ若い者同志ですから元氣なものであります。或日の事でありました。激戦中私の左にゐた兵士の尻に砲彈が半分突きさゝつてゐるのであります。砲彈といひましても三十七ミリと言つて五寸計りの小さなものであります。それを本人は知らずにゐるのであります。砲彈が尻に突き立つてゐても、知らずに居るのであります。私は「オイ尻を見ろ、やられて居るぞ」と言ひますと、彼は「アッ私も萬歳でありますか」といひました。全く痛い萬歳であります。「私も負傷しましたか」といふ事なのであります。

乃木勝典中尉は士官學校の同期生でありましたが、實に壯烈なる最後を遂げました。金州東門外に於て腹を射たれたのであります。從卒佐々木傳太郎といふものに負はれて閻家樓と言ふ村へ運ばれま

した。金州南山の麓に「乃木中尉戦死の所」といふ碑が立つて居りますが、そこで死んだわけではありません。岡家樓といふ村であります。腹を射られたのでありますから、非常な苦みであります。軍醫が何か御遺言はありませんか、と尋ねますと、眼鏡は從卒にやつてもらひたい、保典に會へるなら會はしてもらひたい、と言ひました。しかし、それは遂に間に合はなかつたのであります。やがて勝典中尉は非常に大きな聲を出して「ヨイショ／＼」と掛聲をかけたから終に息を引取つたのであります。最後まで苦しいといふ事を一言も言はなかつたのであります。保典少尉は二〇三高地で戦死をいたしました。乃木將軍の日記に「十二月一日保典戦死の事を聞く。二日朝高崎山に至り同夕刻下山す。東京より林檎二函送り来る、其の一つは保典の分なり」とあります。「其の一つは保典の分なり」しかし此時既に保典亡し——將軍の思ひは如何でありましたらう。

保典少尉戦死の時でありました。第一線から電話で戦死の事を知らせて來ました。乃木大將はいつも部屋の中では夜も蠟燭をつけないで眞闇の中に座つて居られました。幕僚の白井中佐が入つて往くと「何か」と言はれました。「御報告いたします」といふと、燐寸をスツて蠟燭に火をともしました。報告を聞かれる時には、チャント膝を正して、アンペラの上に正座して聞かれます。中佐が「二〇三高地は又失敗に終りました」と言ひますと「然うか、死傷者はどれ位ありましたか」「ハイ、すぐに調べて申上ります」「閣下、それに令息が御戦死になられました」と聲を呑みながらかういひますと、大將はフット蠟燭の火を吹き消して、眞闇にされてしまひました。何ともいへぬ悲痛の光景でありました。戦後將軍が飛彈の方に旅行を爲された時、ある新聞記者が隨いて歩いてゐましたが「何か書いて頂きたい」といひますと大將は「一滴千金男子の涙、多情或は無情に似

たるあり」と書かれました。胸には涙が一杯溢れてゐる、しかし表面は無情に似てゐるのだといふ氣持を窺ふことが出来るのであります。此の一語の中にも當時の大將の氣持を察する事が出来るのであります。

滿洲事變に於ける肉弾三勇士のやうなことは、日露戦争當時にはいくらもあつたのであります。三勇士の斃れたのは、先頭が撃たれた爲に、破裂の時間に狂ひを生じて斃れたのであります。最初から此勇士を火にしたのではありません。止むを得なかつたのであります。旅順ではかういふ事はいくらもありました。地下を掘りながら進んで往つて、そこに爆薬を仕掛けて、地上に吹きぬいて、又そこから進んで行くのであります。行くのは最早決死隊でなく必死隊であります。爆薬を抱えて出掛ける時彼等は「オイ往つて来るよ、お前等も元氣でやれよ」とまるで停車場で別れでもするやうな調子であります。

人間の命といふものは不思議なもので、敵の砲臺内にもぐり込み爆薬を仕掛けたりしても、體に微傷だに負はずに歸る者もあります。必ず撃たるべき所に往きながら悠々と引上げて來た者もありません。餘りに勇敢なので彈の方で遠慮したのかも知れません。

不覺を取ること、卑怯と言はれることは、何よりも不名譽であることはいふまでもありません。死は恐れないが、死にも意義のあるものでなければなりません。無駄死をしたくない、させたくないのであります。その極端な例が、あの捕虜であります。捕虜になるに、ついでには／＼と同情すべき事情がありませんが、我が武士道としては許されぬことでもあります。私の友人で某海軍大尉は捕虜になつて舌を噛み切つて死にました。

私が滿洲國であります。それを飛行機に乗つて見るのですから、向ふから「見ちやいかん」と云ひましてもスツカリ見えるのであります。何處が國境かといひますと、川の眞中が國境となつて居ります。その川の又眞中が國境であります。川上から壘を流すと、その流れて行く線が國境なのであります。其眞中である國境に匪賊は石墻を作つて日滿軍から追はれると逃げこんでしまひます。實に厄介至極なものであります。國境の向側を飛行機で見ますと、露西亞の兵隊が隨分居ります。昔吾等が戦争をしたのは、コイツ等の親爺かなと思ひました。御承知のトーチカと云ふのが、東の國境に四千あるのであります。旅順の要塞とか何とか云ふやうな物は、飛行機の良い目標であります。トーチカは小さな堡壘で、昔の要塞を合理的に分解したたものであります。そのトーチカの中には機關銃もあり、大砲もあります。小さなお饅頭のやうな形をして點々として各所にあり

私に昨年飛行機に乗りまして露滿國境を視察して參りました。それを見ますと眞に危機だ、戦争はこゝから起るか、といふ氣持が浮きました。東の國境は狭い川でありまして、其向側が露領で、コチ

が書いてあるのであります。日本語に譯すと、「ヘノ／＼モヘサン」とか「武藏坊辨慶」とか書いてあるのであります。之れは捕はれた時、本名を名乗ることを耻ぢて「陸軍歩兵一等卒ヘノ／＼モヘサン」とか、「上等兵武藏坊辨慶」とかデタラメなことを云つて死んで行つたのであります。其心持を察する時に涙なしには居られません。

私は昨年飛行機に乗りまして露滿國境を視察して參りました。それを見ますと眞に危機だ、戦争はこゝから起るか、といふ氣持が浮きました。東の國境は狭い川でありまして、其向側が露領で、コチ

ます。要塞のやうな大きなものでなく、小さなものが各所にバラ撒いてあるのがありますから、其一つへボンと當つても外のは何の關係なしに生きて居ります。然ういふものがベター一面にあるのであります。何しろそれが四千からあるのであります。そしてそれを背にして越境して來ます。それが今の現在状態なのであります。こちらにシツカリしたものがあれば、越境はしますまい。これは子供でもわかることでもあります。國境を視察致しまして、誠に危いといふ事を泌々感じました。此儘に措いて良いか、と云ふことを考へますと、覺えず身を寒うしない譯には行かなかつたのであります。

日露戦争後茫々三十二年感慨無量に堪えません。昨年も旅順の古戦場に參りまして地下の戦友に別れを告げて參りました。もう再び滿洲に來ることもあるまいと、地下の戦友たちに線香を上げて歸つたのであります。地上にあつて、地下の戦友を思ひますと、昔の事が目の前に繪

鐵砂を見て居りますと當時の面影が偲び窺はれるのであります。此の中には色々なものがあります。シャツのボタンもあります。今のボタンと違ひまして瀬戸のボタンであります。斯んなものを掻き集める中にも昔の戦友の面影が偲ばれるのであります。之は旅順又は滿洲あたりの山の古戦場の石でありまして（石塊を示し）非常に固いものでコツ／＼と掘つて、一日僅かに二十センチしか掘れなかつたこともありました。これは露軍の機關銃の彈であります。機關銃彈を示し）これでサン／＼やられました。私は此所に一個の水筒を持つてまゐりました。（水筒を示し）當時の水筒はかやうに黒いのであります。之に五個の彈丸が當つて居るのであります。（いち／＼その彈痕を示し）之を佩びて居つた人は何うなつたか定めし無数の彈丸を浴びて斃れたことと思ひます。

といふものは人間生活の一つの型ではないか、とも思はれるやうな世態であります。われ／＼は戦争といふことを考へないで生きて行けないとさへ思ふのであります。さういふ今の國際狀勢なのであります。さういふ世の中にあつて人間は死よりも勝たなければならなかつたといふ、當時の有様を一個の水筒に依つて想像して頂き、三十二年前の日露戦争が如何にはげしかりしかと思ふて頂きたいのであります。こゝに（國旗を示し）國旗を皆様に見て頂きたいと思ふのであります。之は明治三十八年一月一日、旅順戦の最後である望臺砲臺の絶頂に掲げた國旗であります。此の國旗が翻繚と輝く中に旅順は開城を致したのであります。實に國實的な國旗であります。茲に今一つ（血染の國旗を示し）私は自分といふことを申上げたことはありません。唯一人の士官と思ふて頂きたいが實は私の血を以て染めた國旗であります。敵の砲臺も

してくれと申しました。私はあすの突撃にこれを着て陛下の御ために戦死をいたします」といひました。私はこれを聞いて泣けて來ました。母親が恩愛の形見である襦袢を着て明朝の突撃に立派に戦死をしようといふ、其けなげな姿を古戦場に立つて思ひ出したのであります。私は、此所に當時の記念と言へば記念ですが、皆様に御覽に入れたいと思つて持つてまゐりました。三十二年前の日露戦役の中に私といふものを、お見出しなつたならば、それは私と思はず、當時の一士官と思ふて頂きたいのであります。その一つはこゝにある古戦場の土であります。（赤い土を示し）私は二〇三高地の古戦場に立つた時、何とはなしに邊りの土を掻き集めて持つて歸つたのがこれであります。土と云つても全部鐵片であります。此の中には大砲の彈子もありません。小銃の彈もありません。「鐵血山を覆へし山形改まる」といふ乃木大將の詩の通りで全部鐵片なのであります。此の

のやうに現はれるのであります。或日の事でありました。眞暗な晩に隣の天幕で話聲が聴えました。初めて戦争に來た補充兵であります。それが上等兵に對して「上等兵殿愈々あすの朝は突撃でありますか」とたづねますと、上等兵は「然うだ、明日の朝は突撃だ。お互に立派に戦死をしようぞ」とはげましました。すると、その補充兵は「さうでありますか。では私はシャツを着替へたいと思ひます。が宜敷う御座いますか」といひました。「いゝとも／＼お前のいゝやうに」と答へました。やがて天幕から外へ出たものがあります。私は隣の天幕から見ると、眞暗な中でガサ／＼と何かやつてゐます。それはその補充兵が背囊を解いて中から白い切れを出して居るのであります。上等兵は顔を出して「それは何か」と云ひますと、白い切れをさげながら、「之は母親が呉れた襦袢であります。お前が戦死をする時には此の襦袢を着て死んでくれ、お國の爲めに立派な戦死を

占領することも出來ずして、其砲臺の前に倒れた戦功のない私であります。その時自分の傷を包んだ國旗であります。之は私と思はずに、當時の一兵士と思ふて頂きたいのであります。誠に今日となりて當時を追想致しまするとき感慨に堪えぬものがあります。十萬人の人を斃しました古戦場、それは決して死んでゐないのであります。地下の人たちは生きてゐるのであります。日露戦争は三十二年前のための戦争でなく、今日、イヤ長い將來のための戦争であつたと思ひます。と一層この感を深くするのであります。私は茲に皆さんに昔話を申上げたに過ぎません。永い間御静聽を得ました事を有り難く御禮申し上げます。

x x x

# 浦賀支所職員の挺身救難記

果敢！ 激浪と闘ひ人命を救助

一  
暖い湘南地方では櫻の便りもちらほら聞かうといふ三月の十一日、突如同地方を襲つた物凄しい暴風雨に、風浪を冒して浦賀港に避難中であつた貨物船五月丸

(松山市眞島氏所有一四五噸)は浦賀港口蛇畑海岸で沈没の悲運にあひ、乗組員七名は折から非常召集中であつた浦賀少年刑務支所職員諸氏の英雄的な救助作業によつて一時大和艦内に收容され、職員の手厚い看護を受けて九死に一生を免れた。この快報に接した行刑局長は「人命救助の報に接し欣快に堪へず職員を多とす」と打電、更に刑務協會は記者を現地に派遣して英保支所長から親しく當

日の情況を聞くことを得た。昨年快天丸遭難の當時、職員收容者の悲壯な行動に名を謳はれた浦賀支所は、こゝに再び新しい榮光によつてその歴史を飾つたのである。

## 二

記者は横濱から湘南電車に便乗、海沿ひの鐵路を浦賀へ向けてひた走つた。沿線は麗らかな春光につままれてどこにも嵐の慘禍を偲ばせる跡はない。麥畑の間に桃や連翹の花が點綴し、ゆるやかに起伏する丘陵の彼方に早春の空が青い。浦賀驛から三崎通ひのバスに乗換へ蛇島海岸で下りると、早くも行手に碧緑の海が

展らける。行くこと半町ばかり、やがて漁船の蔭から灰色に塗裝した浦賀少年支所——廢艦「やまと」の船尾が現れた。淺黄の作業服に身を固めて立働いてゐる少年受刑者諸君の甲斐々々しい姿が手にとるやうに見える。マスト高く青赤白の氣象旗が翻へり、船尾にはひとときは鮮かな日章旗が海風に鳴つてゐる。

來意を通じて傳馬船に乗せて貰ひ、こはく艦のタラップを駈け登ると一気に支所長室の扉を叩く。やがて支所長の御案内で艦橋を改裝した應接室に通されたが、四方の窓から見渡される風物は陸地に馴れた眼にはまことに素晴らしい。甲板で熱心に作業してゐる少年諸君の顔色も海の陽にやかれて、はちきれるほど健康だ。

英保支所長は「船乗り同士が困つた時助け合ふのは至極あたりまへの事ですから、實は本省に報告するにも極く控へ目にしたやうな譯ですが……」と謙遜しな

がら、ぼつり／＼當時の情況を物語る。見るからに頼もしい楮顔の奥に、柔かい眼差しが話の進むにつれて次第に熱を帯びてくる。

(寫眞は英保支所長と挺身救助に向つた職員七氏)

## 三

十日夜から吹き募つた風は春といふのに篠つく雨さへ伴つて、十一日は朝から凄しい暴風雨であつた。激浪は蛇島海岸の岩壁を乗り越えて道路を襲ひ、泡立つ海面は丈餘の波濤が悪鬼のやうに咆哮する。流石の大和も右に左に激しいローリングを続け、舷側に碎ける波のしぶきと、横なぐりに吹きつける豪雨に叩かれて至る所に雨漏りのする有様に、英保支所長は早朝から全職員の非常召集を行ひ萬一の場合に備へた。浦賀支所では嘗ての關西大暴風雨の際には二日



二晩全職員が艦内に籠城した苦闘の記録をもつてゐるが、十一日はその時につぐ荒れ方だつたといふ。

丁度正午を過ぎる頃であつた。交代で忙しい晝食をかつこみながら何氣なく舷窓越しに沖を眺めた手塚看守は遙かに浦賀港目指して難航中の一隻の貨物船の姿を認めた。この報は手塚看守から神保部長、神保部長から英保支所長の許へと電光のやうにリレーされたが、見れば貨物船は右舷にくつと傾き、怒濤は甲板を越えて白いしぶきをあげてゐる。もはや航行も困難な有様で沈没は誰が見ても時の問題としか思はれぬ。見渡すところの港の船舶は港内深く嵐を避け、陸地には人ツ子一人の影もない。この時英保支所長の頭を掠めたものは昨年一月三十日、第二快天

丸遭難當時の漁船成出丸の献身的な救出作業だつた。海に生きろ者には海に生きる者の掟がある、「よし船乗りは相身たがひだ、あの船は我々が助けよう」英保氏の決意は即座にきまつた。

直ちに職員を召集した支所長は作業技手深山間作、看守部長神保隆二、看守榎田八右衛門、同杉本仁三吉、同大津守三、水夫鈴木初藏、小田兼三郎の屈強な職員七氏をよりすぐつて嵐の中に悲壯な救援命令を發した。風浪はこの頃いよ／＼暴威を振ひ、船具もマストも船員も吹きさらはれるばかりの勢ひである。

この間にも五月丸は港内深く避難することを諦めたものか、辛うじて針路を左に轉じ蛇島海岸の淺瀬へ乗り上げて沈没を免れようとするものゝ如くである。喘ぎつゝよろめきつゝ吹き流されるまゝに刻々五月丸は大和に近づく、船内の惨状

は最早や手にとるやうに見える。帆はずた／＼に破れて風に委され、船尾は早くも激浪の中に没しつくしてゐる。僅かに海面に残つた船首には数名の乗組員達が半裸體のまま、狂氣のやうに手を振つて救を求め姿がある。波をかぶり全身に飛沫を浴びて何かを叫んでゐる様子だが、咆え狂ふ風濤に阻まれて聴きとることは出来ない。

職員と少年達は我を忘れて艦首へ走り寄つた、そして聞える筈はないのだが、思はず「頑張れ——助けに行くぞ——」と両手を振りかざして絶叫したのであつた。ことに感じ易い少年達は、危険を忘れて甲板から身を乗り出し職員に制止された者も少くなかつた。だが、この時位る少年達が可愛く思はれたことはない……とは記者に洩らした一職員の述懐である。

この間にも救助の準備は着々と進められた。危険を冒して風下の舷側に二艘の傳馬が降ろされ、七名の職員は輕装して小舟におどり込んだ。一艘は神保、植田、杉本、鈴木、四氏、一艘は深山、大津、小田の三氏、いづれも百戰錬磨の海の猛者揃ひではあるが、如何にせん風は針路の眞正面から吹きつけて、傳馬は忽ち木の葉のやうに波に翻弄されるばかりである。頭上に襲ひかゝる激浪に抗して顛覆を防ぐのが一仕事、ともすれば艫も波に攫はれさうだ、海水は容赦なく侵入して瞬く間に踝まで水にひたる。一時は逆風に阻まれて心は逸れど一步も進めぬ窮境に陥らねばならなかつた。だがかへり見れば、母艦大和の甲板には英保支所長はじめ職員、少年達が聲を洩して聲援してゐる、前には五月丸船員の救ひを求むる狂喚の姿がある。……我々の命にかけ

て、いな浦賀支所の名譽にかけても、誓つて我々は救はねばならぬ、神々よ照覽あれ……七名の勇士の胸に熱鐵の如く灼きついた決意は、この悲壯な熱情のひとつぢであつた。

かくて惡戦苦闘二十分餘、辛うじて五月丸に近附くことが出来たが、近附いたとはいへ不用意に舟を寄せれば傳馬はひとたまりもなく弾き飛ばされてしまふ、七名の苦心は並々ではなかつた。氣合ひをはかつて五月丸の船首にカギ棹を打込むこと二度三度、やうやく船棹で巧みに間合ひを調節、潮時をはかつて一人、二人、三人と必死の努力で七名の全乗組員を救出した。救ふ者も救はれた者も我知らず嵐の中に手を握つて、はふり落つる涙をどうすることも出来なかつたといふ。かうして救助者を收容した二艘の傳馬が追風に乗つて母艦大和に漕ぎ歸へる

と、職員、少年達が期せずしてあげた萬歳の聲は風浪を壓して鳴りとよみ、感謝と感激との壯美な情景を現出したのであつた。時正に一時半——

支所では半死半生の五月丸の乗組員、福地船長以下七名の入達を艦内の圖書室に收容して早速炭火をおこし毛布や熱い茶を給して冷え切つた軀を暖めるなど看護に萬全をつくしたが、幸ひ只一名の負傷者もなかつた。五月丸はこの日、夜も白々と明ける頃、嵐を冒して東京港を出帆、廣島縣吳を目指して航海中であつたが、途中大島附近で激浪のため積荷のボックスに海水が浸入して危険に瀕したので、浦賀港へ向け避難中だつたといふ。救助後しばらく五月丸は打ちひしがれた惨めな姿を波間に漂はしてゐたが、間もなく船尾から激浪の中に吞まれ、今は僅かに二本のマストを水面に残すばかりで

ある。

四

……なるほど英保支所長の指さす方を眺めると、大和の沖合に二本のマストが淋しく波に洗はれて立つてゐる。あたりの海面はつや／＼かな緑碧色に激んで、當時の惨状を偲ぶよすがもない。その頃折よく大和に居合した當時の殊勲者神保部長と鈴木氏も話の列に加はり、遙かに房總の山々を望む艦橋で爽快なひと時を過すことが出来たが、咄々と思ひ出を語る兩氏の質朴な話振りには深く心をうたれるものがあつた。

英保支所長に別れを告げて再び岸壁に立つと、赤々と夕日に照らされた艦尾に、「やまと」の三字が新らしい感動をこめて讀まれるのであつた。

### 作業の榮

#### ◇ベニヤ板の新種類と用途

ベニヤ板は三枚の板を、シンに一枚、表に一枚、裏に一枚とそのめい／＼を木目を別の向きにして合せてあるから「そり」のない丈夫で軽い點、また加工もきいて曲げる事も出来る點が重寶なので家具室内裝飾界の寵兒となつてゐる。それに家内工業で製作も極く簡単に出来るので、今では新興工業の一つとして、年に九億平方米も産出される。近頃は改良が加へられ金属や石の代用はもとより、紙の代りをする變り種まで飛び出してきた。

眞鍮パイプの代用として手すりに使はれるものはベニヤ練棒といはれ直徑八分から六分位まで丸、半丸、四割と種類があり、芯を巻く表皮は著色自在だから面白いものが出来てゐる。さを細く

すればステッキにも使へるから軽いものを好むものには、愛用されるだらう。石の代用には板の上に塗料を流したアーテックスといふベニヤ板が造られ關西で用ひられてゐる。また楓などの高級品の木目を踏寫して下級の木材を生かすことも行はれてゐる。

次に紙に代はらうとしてゐるのは、ベニヤ板の襖がそれで、ごく最近特許を得て静岡地方で造られ、同地方と東京の一部で賣出され始めた。ベニヤ板に古代柄や壁柄の襖模様や松竹梅などの腰模様を印刷し、全く襖紙と見違へる出来榮えで、拭つても消えず、これならどんなに亂暴に扱つても破れる心配がない。子供の多い家庭や寄宿舎などにはもつて來いだらう。

最近では金属張りの（亜鉛引銅、銅アルミなどと結合した）ベニヤ板が研究され、英國では研究の域を脱して實用品として賣出されてゐる有様である。

#### ◇春に適しい花飾り臺の作り方

一鉢の草花が家庭に和やかな光と暖かい雰圍氣を齎すことは云ふまでもないが、簡単に窓の出張りへ鉢をおくだけではなく花飾り臺（フラワア・スタンド）といふものを作つて、同じ室内に花を飾るにも趣きのある所を出したいものである。ドイツの家庭などではこれをブルーメン・シュタントと呼び非常に流行してゐるが、それだけに色々變つた趣向を凝らしたものが出来てゐる。日本ではまだ一般に普及しないので、地方などでは簡単に既成品を手に入れることは難かしい。

花飾り臺の製作は極く簡単に、廢物を利用して素人でも作れるものだ。といつてもそこに幾分の制限はある。先づ大きさをからいへば、あまり場所をふさぐものは適しない。何しろこの花飾り臺を室内

におくといふことは生活を楽しくすると共に、それを合理的にもしなければならぬのだから、重過ぎて動かすのに骨の折れるやうなもの、あまり嵩張つて部屋

材料は水にぬれても錆びたり腐つたりしないもので、しかも簡単に掃除の出来るものが宜しい。この點鉢を置く臺板はガラスとか、陶器とか乃至は木の板にラ



を不便にするやうなものは適しない。

構造の點をいへば簡単に面白いものが一等だが、若し色を塗る場合は餘り悪どくなく上品に、そして周囲の壁や什器にマッチするものでなければいけない。

ツクなどを塗つたものが實用的でしかも優美である。

また部屋の構造によつてはフラワア・スタンドでなくとも、壁の凹んだ所か出づ張つた所、又は窓框などを利用して其

處に鉢臺となるものを取付けても面白い。要は小さい部屋でもその空間を利用して楽しく合理的な室内花壇を作らうといふ趣向である。

日本座敷にもこのフラワア・スタンドは決して不調和ではない。日本座敷には日本座敷に調和するやうに、例へば芯棒に竹などを使へばよい譯である。（寫眞はドイツのフラワア・スタンドの一例、支柱は鐵チューブ、臺板はラック塗りの木板、赤と黒とで美しく彩色してある。）

#### ◇大森洪太著『英國三大裁判悲劇』

内 一、蘇國女王メーリーの審判

二、ジェイン・グレイ姫と當時の世相及裁判

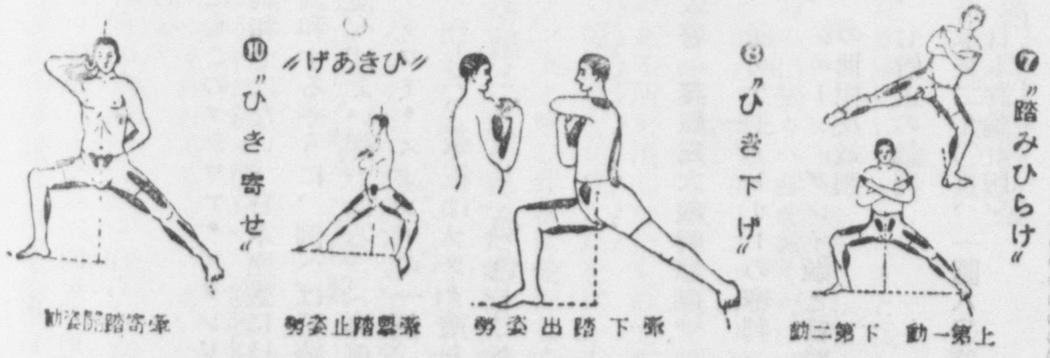
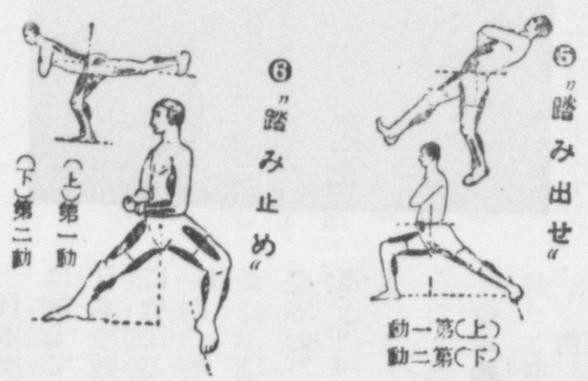
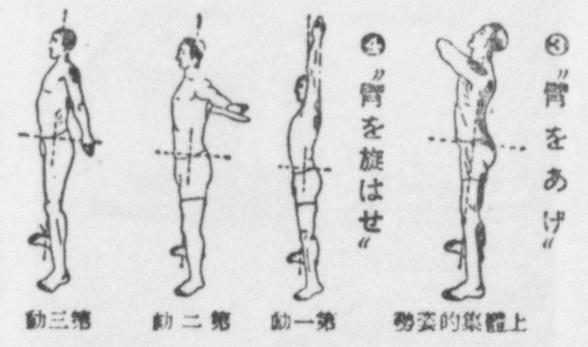
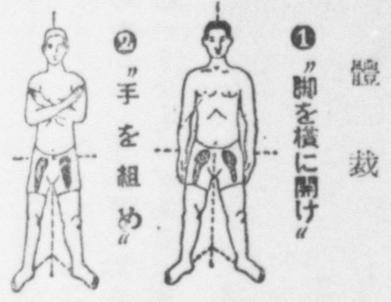
容 三、七僧正の裁判

（本文二九〇頁、一圓八〇錢 日本評論社版）

### 體位向上を計る袖珍體操

五分間で効果十分

國民の體位向上は現下の我國の重要問題であるが、今回第十六師團軍醫部員軍醫大尉醫學博士岡江久義氏がこれに着目して室内と室外を問はず誰でも五分間足らずで至極簡単に實施出来る袖珍體操ともいふべきものを考案、近く管下各方面で實施することとなつた。その大要を圖解によつて示すと次の通りである。



### 刑務所便り

大阪、京都、三重三刑務所  
對抗野球リーグ戦

大阪京都三重三刑務所野球部は去る十月二十二日の日曜日を期して京都山科醍醐小學校グラウンドに華々しく一戦を交へた。當日各刑務所野球軍はこの一戦こそ我が野球部の歴史を飾るべきものと戦前既に必勝の覺悟をもつてシートノック其他豫備工作に發洩たる意氣を見せる。午前拾時大阪對京都との試合にリーグの幕は切つて落された。熱戦に續く熱戦六合にして十四對六を以て大阪軍先づ一勝す。

大阪京都の試合後三チーム和氣譚々裡に晝食を了へ少憩あつて大阪對三重の一

戦が開始さる。今日の大阪軍は過日一度三重軍に苦杯をなめたることに鑑み、復讐戦として應援團を組織し、赤襪日の丸扇等持ち出し猛烈に應援を開始す。これに對し三重軍は無言の内に全員一丸となつて勝たずんばやまざるの意氣を以て對峙す。午後一時大阪軍先攻に試合を開始し、左のスコアで三重軍榮冠を收む。

大阪軍 (先)	0001220
三重軍	一二三四五六七
	0000321A
	CA-5

以上の試合で大阪軍は二戦一勝一敗、三重軍は一戦一勝、京都軍は一戦一敗となり、三重軍は京都軍との試合に破るれば三者同率の白熱戦となり、三重軍勝てば三重軍優勝となるわけである。されば三重京都の一戦こそは三重軍にとつて最後の覇權を獲得する可否の岐れ目なれば、三重軍は必勝の意氣各選手の面上に現はれ、午後三時三重軍先攻に試合は開始さる。京都は地元のことなれば應援盛なり、亦大阪に一敗し是非三重を倒さん

と殺氣滿々たり。されど三重軍は大阪軍を破り氣をよくして居ることゝて京都軍を一蹴、五回コールドゲームにて三重軍はこゝに優勝を獲得した。

三重軍 (先)	212038
京都軍	一二三四五
	0000000

斯くして三重軍は大阪軍を六A五に、京都軍を八對零に破り、本日の覇權を獲得した。それより京都刑務所俱樂部に一同會して和氣譚々裡に晝食を了へ、本日の試合話しに華を咲かせ再會を約して袂を別つた。尙ほ左に各チームのメンバーを打撃順に記す。

- 京都チーム
- 泉 (中)
  - 伊藤 (左)
  - 茅野 (投)
  - 赤塚 (遊)
  - 原田 (三)
  - 津山 (捕)
  - 西井 (右)
  - 滿石 (一)
  - 長谷場 (二)
- 大阪チーム
- 福田 (投)
  - 高貴 (二)
  - 岩崎 (捕)
  - 伊達 (中)
  - 美濃部 (左)
  - 高見 (右)
  - 坂元 (三)
  - 宇佐見 (一)
  - 安藤 (遊)

三重チーム  
 井橋田西津田下本丸  
 西高竹大今森木山丸  
 (投) (左) (三) (遊) (捕) (中) (左) (一) (二)

埼玉縣浦和刑友會の誕生

浦和刑務支所

松の香りも未だ門々に漂ふ一月十七日午後一時、浦和刑務所演武場に於て當所退職々員の大懇親會が開催せられた。當日は遠く東京、川越方面よりの參會者もあり絶好の快晴に恵まれて會する者五十餘名、他に現職員とし幹部及古參看守數名招待せられ頗る盛會且親睦に満ちた會合であつた。

定刻近くになれば三々五々何れも言交した如く白々と陽に照映える外塀を懐し相に打見上げ、更に應舎、事務室を一巡して今更の如く想を新にし聽て會場たる演武場に到れば此處も亦かつて同僚と武を練り身心の練習を勵みし所、一つとして感懐の種ならざるはなく、識ると識らざるを問はず和氣満々たる雰圍氣場内に漲

り、退職後兎角疎遠になり勝な相互の親睦、融和を計る本會は既に開會に先だちて半ば其の目的を達したる觀があつた。

抑も本會の趣旨は會員相互の親睦、退職者の職業斡旋、現職員との連繫等を旨とせるも、要は退職各員間に醸せる懐昔の情が漸次具體化するものにして、此の話を聞かれた双木支所長はやゝともすれば吏道の弛廢、人情の浮薄を嘆く近時、斯る會の成立は特に重大なる意義ありと認め、大いに賛意を表され會場その他に付出来る丈の盡力を約束せられたので急速に其の實現を見たものである。

定刻、先づ島崎要助氏の開會の辭に次いで藤井元浦和刑務支所長は會の成立経緯、目的を説明し更に本會發展の意義深き事を強調し一同に多大の感銘を與へ、續いて双木支所長現職員を代表して、あらゆる艱難辛苦を克服し、文字通り晨に残月を戴き夕に夜露を踏むの激務、職務の特殊性に依る重大なる責任、或は様々不平不満にも繞りまらず孜々として職務

を全うされた先輩諸氏に對し衷心より謝辭を述べ、去る者は日々に疎く、況や人情紙の如く人心利己の爲に汲々たる時、今尙舊を忘れず相結び當刑務所のために力を致され、後輩の指導に盡力される事は當所としても之に優る欣びなく、本會の成立が如何に現職員に好影響を及ぼすかを論じ、今後共益々鞭達指導されん事を切望し、次で談事に入り滿場一致を以て會長、藤井藤藏、顧問、双木支所長、幹事、島崎、岡田、子島、龍島、町田、内田の六氏、會名は埼玉縣浦和刑友會と定め、毎年少くとも一回大會を開催すべき事を可決し、規約その他に關しては特に會員の自由意志に依る事として何等拘束的なるものを設けざる事とした。引續いて酒宴に移れば、ひとしきり懷舊談に花が咲き、自慢の珍藝奇聲が續出する。

中でも我等を感激せしめたるは八十三歳の安田沖次郎老の訥々たる挨拶であつた。問々に餘興に招いた岡田一行の掛合、

寸劇等の餘興ありて時の經つを知らず滿場陶然、瞎に山海の珍味なしといへども、盃に有るは真心籠めたる双木支所長寄贈の美酒、左右に座するは幾星霜苦樂を俱にせる舊知の友、なんぞ之に勝る快あらんや。

席上一職員の感懷あり、  
 席上偶成

青巒春色日雲邊。垂柳隨風帶淡烟。  
 綺坐共觀詩未就。鴉聲落處月如弦。

青嶂含煙雪後天。明亭把酒會群賢。  
 羽觴未滿金園數。窓外暮鷺已蒼然。  
 かくて午後五時獅子舞を最後として盛會裡に刑友會第一回の會合を終り再會を約して別れたのであつた。

願れば浦和刑務所も明治十四年の創立以來幾變遷、所長も代を重ねる事十八代、其の間社會狀勢の變化に伴ひ刑罰の觀念、行刑の思潮も變化し、國家亦益々多事ならんとしてゐる。此の秋に方り我等また便々たるべからず、温古知新、一

致團結、衆智以て時局の認識に資し、更に國家、行刑界の爲に微力を傾倒せん事を期する次第である。

第十一回漁撈水産訓練修了式

浦賀少年刑務支所

昨年八月一日以來六ヶ月に亙り漁撈並に水産品加工製造作業を主として訓練養成中であつた第十一回漁撈水産訓練生の修了式は、去る二月二日午後一時より大和艦内教誨堂に於て有意義に舉行された。神奈川縣三崎水産試験分場長本田光吉技師、日高浦賀漁業組合理事、香椎小田原所長來臨のもとに、全國八刑務所より選拔移送された訓練生二十四名はこゝに目出度く終了證授與の日を迎へたのである。

當日は宛も二千哩の波濤を蹴つて鮪群滿載の報國丸が堂々歸港した翌日のこととて、孰れも大漁の微笑と卒業の感激に燃え將來の戮力協心を誓ひ合ひ、配布の大福餅に舌鼓を打つた。

式次

- 開會ノ辭 國歌合唱 勅語捧讀
- 修了證書授與 所長ノ訓示講師ノ挨拶
- 來賓ノ祝辭 訓練生答辭
- 當所歌齊唱 閉式ノ辭

祝辭 (朝倉神奈川縣水産試験場三崎分場技師)

本日茲ニ漁撈訓練修了式ヲ舉行セラレ本席末ニ列シ一言祝辭ヲ述ブルハ余ノ欣快トスル所ナリ。抑々當所ニ於テ年久シク施行セラルル此種漁撈訓練ハ世界ニモ二三ヲ數フル程度ニシテ極メテ異色ナル訓練作業ト聞ク、我等ガ生ヲ享クル皇國日本ハ四面海ニ圍マレ盛ナル水産業ニ伴ヒ最モ適切ナル訓練作業タリ。諸子ハコノ漁撈作業ニ訓練ヲ受ケソノ修了式ニ證書ヲ授與セラル同慶ニ堪エザルナリ。

曩ニ余等講師トシテ委嘱ヲウケソノ學科ノ一部ヲ擔當ス。然レドモ公務ノ餘暇且遠隔ノ地ナルヲ以テ充分ナル講述ヲ爲シ得ザル憾アリト雖モ能ク此短期間靜肅熱心ニ勉勵セラレタル諸子ノ勞ヲ多トス

ベシ。

惟フニ漁撈訓練ノ本義ハ水産ノ開發ニ在リ。實ニ洋々タル海洋コソ我等ノ對象ニシテソノ修得スベキ技術妙カラズ。即ち漁船ノ操縦、運航無線電信知識、海洋ノ變化、漁具ノ使用法、漁族ノ習性、漁法、漁獲物ノ處理等熟練研究ヲ要スルモノ極メテ多シ。向後實際作業ニ當リ注意深ク體驗修得セラルベシ。渺々タル紺碧ノ大洋コソ人生修練ノ良キ道場ニシテ温キ慈母ノ懷ナリ。相共ニ人格ノ陶冶ニ努メ、汝レガ活躍ノ舞臺タラシメヨ。海洋開拓ノ責務ニ忠實ナル又報國ノ所以ナルベシ。聊カ所感ノ一端ヲ述ベ祝辭トナス。

修了生答辭

本日茲ニ私達訓練生ノタメニ斯克モ盛大ナル修了式ヲ舉行下サレ所長様始メ諸講師方ノ御來臨ヲ忝シ且ツ御鄭重ナ御祝詞ヲ頂戴致シマシテ吾々ノ欣幸之ニ過グルモノハゴザイマセン。

顧ミマスルニ私達大和艦ニ收容セラレマシタ當初ハ漁撈作業並ニ海洋航行ニ關

スル知識乏シク甚ダ心細ク感ジマシタニモ拘ラズ幸ニモ訓練生ニ選拔セラレ六ヶ月ノ間種々先生方ヨリ御懇篤ナル御指導ヲ頂キマシタ御蔭ニヨリマシテ今後一人前ノ海國日本男子トシテ國家ニ忠勤ヲス

キンデ世界ニ雄飛スベキ自信ヲ把持スルコトヲ得マシタ次第テ唯感激ノ涙ニ咽ブバカリデゴザイマス。

私達如何ナル善業ニヨリマシテカ世界無比ノ日本帝國ニ生ヲ享ケ此ノ榮譽アル大和艦ヲ修養ノ道場ニサセテ頂キコノ光榮ト感激トヲ滿身ニ負フコトガ出來マシタデセウカ。此ノ意氣ニ揮ヒ立テ更生ノ一路恙ナク邁進致ス覺悟ヲ今更ラニ心底深ク銘記致シテ居リマス。何卒一層ノ御黨陶ヲ賜リ此ノ私達ノ目的達成ニ御助勢下サイマスマヤウ念願ニ堪エナイ次第デゴザイマス。誠ニ拙辭ナガラ修了生一同ニ代リ些カ謝意ヲ申陳マシタ。

因ニ訓練生ノ修得したる學科並ニ實科は次の如くである。

(學科) 海上氣象學、水産生物、海上

沈靜する時期を待たなければならぬのである。殊に冬期鮪漁撈は比較的航海期間の長いのと、季節が荒風波の多い時なので一航海中には必ず一、二回之の暴風の御見舞を受けることは初から覺悟してかゝらなければならぬのが常例になつてゐる。

斯くして少年報國丸はあらゆる困難と戦ひ乍ら勇壯快活な漁撈作業を繼續すること十二日間、數々の海の幸を獲物としたが、その大體は大物百二十尾に達し其の種類は女梶木、眞梶木、めばち、きはだ、黒皮、まんだい、等最も大なるものは一尾で八十貫匁もあり最も小さき物でも一尾十貫以下のもはなく、その他尾長鮪百四十尾、これが一尾平均の目方約三貫位尙添へ物として鮫八十尾位を獲た。

本船としては之れだけの漁獲物を得れば満船でこれ以上はどうしても漁船に入らないために、一匹廿貫以上もある鮫等は約二百尾はあつたが之等は止むを得ずして、ひれのみを切り取り肉は海中に投捨

衝突豫防法、航海運用、水産大意、漁具漁網、漁船學、(實科) 漁網編成、漁船操艦、手旗信號、水産加工製工、近海漁撈、遠海漁撈、

少年報國丸鮪釣實況

昨年八月に孤々の聲をあげた當所の遠洋漁船少年報國丸は斯界全般より寄せられた期待に背かず、處女航海の鯉漁をトップとして、昨年十一月初旬迄の秋刀漁迄文字通り息もつがせぬ活躍を續け、其の度に専門家の漁船を遙かに凌駕する大漁を爲し、各方面より驚異の眼を以て注目せられつゝあつた。それで當所の職員は勿論の事雄圖勃々たる收容者の凡てが一致協力して其の期待に背かざらん事を誓ひ、其の能率の増進に邁進する事になり、昨年十一月十八日に初の鮪漁に出港したのである。乗組員は職員十三名受刑者二十五名計三十八名で、食糧燃料は約五十日分を積載した上に漁獲の材料としての餌が龍大な重量で一尾約七十匁位の

て、歸らざるを得なかつた。そして十二月十六日に、ドツシリと沈んだ船尾に見して滿船大漁を思はせつゝ堂々歡呼の嵐を浴びて無事母港浦賀に入航したのである。出港してより數ふれば二十八日振りである。其の間明けても暮れても渺々たる海原のみで孤島の片影だも見ずに過して來たので、乗組員一同の目に住みなれた母港の山川草木磯千鳥などがどんなに懐かしく映じた事か？其の感慨こそ海上生活を直接に經驗した者以外には恐らく想像が出來ないもので、歸り來るもの之を迎へるものも目頭が唯感喜の涙で熱くなる有様である。

而も豫期以上の大漁をして來たので一同の心は日本晴、口々に「御目出度う」「御苦勞様」などと云ふ慶びと祝ひと慰めの言葉を受けて日本一の男子になり、掛辭も勇ましく獲物の陸揚を終つた。

調定額四千三百餘圓、期せずして一同の口から『少年報國丸萬歳』を稱へた。思へば昨年の今月彼の快天丸遭難の悲

慘事を思ひ浮かぶれば感慨更に新にして  
涙なきを得ない。斯くして本船は鮪第一  
回の航海を上々の首尾を以て終り、更に  
豊漁の夢をはらみつゝ、第二の新年を迎  
へ、正月七日に再び第二航海の船出をし  
たのである。

今年最初の漁場は野島岬から九百哩、  
之を半徑とした廣範圍の海原を舞臺とし  
て存分の活躍を續け一月三十日には満  
船、漁獲物の數は第一航海よりも多く二  
月一日冷風朝霞を突いて浦賀に堂々凱旋  
した。相憎當時漁價低落の爲水揚高は三  
千六百餘圓で第一航海の時よりも約六百  
圓の減少を見たが、之れは時の相場の事  
とて人力の如何ともする能はないもので  
ある。只積めるだけ積んで歸港したのだ  
から、本船としては大成功であつて、今  
や第三航海を急いでゐる。

巡回映畫に關する收容者の  
感想録

小倉刑務所

映畫少年靴屋を觀て (六八三番)

映畫少年靴屋を觀て、感じた事は、今  
は亡き吾が父の事である。精一の父は貧  
しき中にも吾が身に學問がないため世間  
狭い思ひをして來たのでせめて子供にだ  
けは教育を受けさせてやりたいと、組合  
の共同貯金をやめてまで四人の子供を學  
校に通はせた。吾が亡き父は赤貧洗ふが  
如き暮しの中にも吾が子の教育は忘れな  
かつた。然るに吾れは其の父の眞意を計  
る事も出來ずに不孝の限りを盡して身に  
數犯の前科を重ね、只一回の安心をさせ  
る事も無く遂に此世を去らせたるを思へ  
ば、同じく父の眞意を計らず學校をやめ  
ようとした精一の孝心に比し實に恥かし  
き限りである。又精一の父は其の身の病  
ひ重き中にも、精一が校長の靴の手入れ  
不充分なるのも知らずに安心して眠つて  
居る間に修理してやらんとして遂に立て  
なくなつたのは、吾が父が息を引取る間  
際まで罪の子の吾が身の歸りを待ちわび  
て、家の上り口まではひより、吾が身の

映畫感想

(六九三番)

一、ゴム靴にもあれほどの勞力なり機力  
を費すかと思ひました時、物は大切に  
すべきものだとつくづく考へさせられ  
ました。と共に其の何物に依らず製作  
に従事するに當りましたは、如何に廉  
價に出來得る品物でも相當責任を以て  
製作に従事せねばならんことを痛切に  
感じました。

一、漫畫に就きましたは此父あつて此の  
子ありとでも云ふのでせうか、無言の  
中にも日々慈愛の親の手にめぐまれな  
がら、たとへ貧しくとも親子水入らず  
の暖い氣持を充分に味はされました。  
一、貧困の中にも人の子の親として我が  
子の幸福の爲に汗みどろになつて貧苦  
と戦ふ父の其の苦しみを深くも察した  
精一少年が、幼な心に抱く大きな空  
想！然も眞剣な希望！それも一瞬にし  
て打のめされたいいけな姿！一たま  
りもなく私の頬には涙がつかはつてゐ  
ました。だが勇氣百倍強く親の苦衷を

歸りを待ちきれずに去つた事を思ひあは  
せれば、ここにも無限なる親心の慈悲を  
感ずる。親なるかな親なるかな、然るに  
吾は子として子の務めを果さず、又親と  
して親の務めを果さず、何を以つてか人  
と云ふべき。精一は父なき後佛間に四人  
の弟妹を集め父母の代りに四人を育てる  
事を誓つた。そして立派に少年靴屋とし  
て世間の人を感心させた。然るに吾は只  
一人の吾子をも満足に育てる事が出來な  
い。吾子を満足に育てる事が出來ないの  
みならず、今は其行衛さへも何處に居る  
やらわからない。さぞや吾が子は罪の父  
を弔ねて泣いて居る事であらう。

精一が年若い身で四人の弟妹を立派に  
育てたに比し、吾が身の不甲斐なさをし  
みくとなさげなく思ふと同時に、之を  
よき機會として心氣一轉亡き父の爲めに  
今は行衛さへわからぬ只一人の吾子の爲  
めに立派な人間に更生すること眞の人の  
道と思ふ。かくしてこそ映畫少年靴屋を  
觀た眞の意義があることと思ふ。

した。

下關支所の建國祭

皇紀二千五百九十七年二月十一日、け  
ふ梅花馥郁として薫る紀元の佳節を迎  
え、全日本國民は皇運の無窮と、竹の園  
生の彌榮を壽ぎ奉る萬歳の唱和は大地を  
揺かし天にこだまするばかりであつた。  
吾が下關支所に於ては、この日の未明

大國旗は表門に掲げられたのであつた。  
然し夜來より降りしきる霧雨に職員も收  
容者も皆空を仰いて歎息の態であつたが  
時計が午前九時を報ずる頃から天候も  
けふの佳節を壽ぐ如く回復し、表門の大  
國旗も町の軒毎に掲げられた小國旗も、  
微風にへんぼんとはためき、職員の前肩  
章も、けふは殊更らキラ／＼と輝く如く  
名實共に瑞氣の色は全所内に溢れるばか  
りであつた。

午前九時鈴木所長以下各職員參列の下  
に嚴肅な拜賀式は舉行され、建國の昔を  
偲ぶと共に竹の園生の彌榮を壽ぎ奉り引

映畫感想

(六四七番)

察して家計を援けんとする孝心を思ひ  
ました時、自分も又一人の子の親であ  
り乍ら其の子を顧ることなく、たゞ自  
分自身が一時的な慾望に満足して放埒  
に振舞つてきた過去の生活が一時に悔  
いられてなりません。そればかりか私  
には老いた母親にも口と言ひ盡されぬ  
程の色々の心配をかけました事を考へ  
ますと唯々言ひ知れぬ慚愧の思が泌々  
と迫つてまいります。今度こそ如何な  
る迫害、如何なる貧苦にもへこたれる  
ことなく今日迄の汚名を注ぎ、老先短  
かい母親にも安心させ一人の子にも父  
としての愛情に報ひなくてはならない  
ことを痛切に感じた次第であります。

漫畫に就いて架空の映畫の中にも諷刺  
と長き教訓即ち百姓太郎が殿様に向つて  
千兩箱は不用です、百姓に必要な馬を呉  
れと言つた言葉には、父の平常の心を良  
く知つて父に對するこよなき孝養と、自  
分の天職に安んずる心を味ふ事が出來ま

續いて收容者の拜賀式に移る。拭き清められた教誨堂に容を正す受刑者百二十餘名。鈴木所長、藤本教誨師、大隅戒護主任、光永、原の各部長其の他の關係者列席裡にプログラムは大隅戒護主任に依つて進められ、先づ所長の告辭に次いで東方遙拜、君が代、紀元節奉祝歌……「雲に聳ゆる高千穂の」……所長も教誨師も、其の他の者も囚人も皆んな泣いてゐる……キラ／＼と双頬に光る感激の涙數條……太陽なきとがびとの心を麗朗なる世界にいざなふ瞬間でなくてなんであらう。嗚咽の聲充つ場内は嚴肅な雰圍氣が漲つてゐる。プログラムは進められて鈴木所長の教育勸語捧讀、訓示、藤本教誨師の教誨等二時間餘にわたつて式はとこぼりなく終了した。この日朝晝夜の三食膳も街に溢れる建國料理とは異なれども彼等囚人にとつては限りなき楽しい建國料理の献立であつた。

内)外に非常時の叫ばれる今日、この佳き日を迎えて收容者は等しく緊揮一同息を呑み手に汗を握る。思はざる番狂はせに本人同志が呆氣に取られ爆笑の渦を捲き起す場面も時に展開せられ、終始朗らかに無邪氣に正々堂々演武は進行し其處にいさゝかの邪氣も街氣も見受られぬ。勝敗よりも先づ精神といふ會長の訓示趣旨期せずして各員の態度に表明せられた。此の正しい武道精神の發露こそ名刑武道部員日頃の修練の美果が茲に發揮せられたものであらう。午後二時三十分、柔劍道共に激戦四十餘合にして個人試合の番組は終り輪轉試合に移る。腕に自慢の猛者を選びすぐつての輪轉仕合こそ洵に火の出るやうな熱技と力戦の華々しい世界である。肉弾相搏つ接戦また接戦、觀衆を美技に酔はせ熱戦に湧き立たせること正に十數合、三時半全演武の幕を閉ぢる。榮冠を獲得せる諸氏の氏名は左の通り、

- 劍道部 一等田中藤雄、二等成瀬鏡一、三等水野一三。柔道部 一等近藤肇、二等伊藤愛治、三等大村作太郎。

番、國運の伸張、發展に一段の努力を捧げ建國の礎、愈々固からんことを期したことと思ふ。(中原記)

### 恒例演武大會次第

名古屋刑務所

- 一、昭和十二年二月二十一日正午より
- 一、名古屋刑務所内教誨堂に於て
- 一、開會の辭(廣演武係長) 一、會長訓示(河邊所長) 一、審判員の注意
- 一、武道試合 一、賞品授與 一、閉會の辭(所長)

### 概況

例年陽春の候に舉行せらるゝ恒例の演武大會を今年は特に其の開催期を早め寒稽古終了式と併せ兼ねて二月二十一日正午を期して開催せらるゝ事となつた。この日春猶淺けれど快晴に恵まれて朗らかなる大會日和。過ぐる酷寒に萬難の試練を踏越へて連日の稽古に鍛へ上げられた力と技と心魂の結晶を今日のこの榮ある舞臺に發揮せんと緊張した氣持に充たさ

れた柔劍道選士連の、又は日頃の修練に自信の腕を撫して活躍を期待してゐた人の待望の裡に開かれた今日の大會、其の張り切つた選士連の意氣で開會の時間の迫りつゝある演武場は折からの春寒も蹴飛す程の熱意に包まれてゐる。愈々正午開會。全員道場の中央に整列、會長、副會長、審判の諸先生方其の他幹部諸賢の御來場を待つて演武係長の開會の辭に始まり河邊會長より武道の眞髓と試合に就ての注意等懇篤なる訓示あり全員靜肅裡に拜聴。終つて零時半武技開始。劈頭左の四氏に依つて柔劍道形の儀式が嚴肅に行はれる。

- 大日本帝國劍道形
  - 打太刀 鍊士 宮内武雄
  - 仕太刀 三段 林 重留
  - 大日本講道館投之形
  - 捕 三段 岩田益吉
  - 受 三段 鈴木彌之助
- 出場の選士何れも必勝を期して接戦また接戦、美技力闘の華々しさに觀戰の一

演武終了と同時に一同道場中央に集合整列、賞品授與式に移る。嵐のやうな拍手の裡に前記輪轉仕合勝者に會長より親しく授賞せられ續いて寒稽古施行に際しての有功者宮内鍊士以下六名、寒稽古中皆勤者の劍道部加藤清三段以下八名、柔道部鶴見初段以下十五名に各々賞狀並に賞品を贈られる。終つて會長の閉會の辭あつて榮ある大會は茲に無事終了した。時に午後四時。

### 雪中集團散歩

北海少年刑務所

當所では、去る二月十四日寒風尙膚をつく嚴寒の頃、第一級受刑者の集團散歩を取行して、大いに北海健兒の意氣を示すと共に、教化上數々の尊き體驗を得た。以下施行の要項を記す。

- 一、施行年月日 二月十四日(第二日曜)
- 午前十時より約六時間。
- 二、参加受刑者 一級者八名
- 三、引率者 所長、戒護課長、教務課

長、教師二名、看守部長一名、教練擔當看守二名。

四、施行の目的及場所並行程 札幌市外藻岩村圓山にある札幌神社參拜並同神社外苑宮ノ杜山野にいたる耐寒行軍を兼ね、スキー練習をなす。當所を距る約七軒の地點

前日参加受刑者の健康診斷をなしたる後、當日の参加人員は國防色の作業服、並帽子に、下着として自辨購入の襪衣一枚を増し、耳にも自辨購入の耳覆を使用せしめ、且晝食とスキーを携行せしめた。引率者は背廣或はスキー服を着用して午前十時支關前に整列し、所長より目的場所心得等集團散歩施行上の訓示があつた。

此日夜來よりの降雪猶止まず、朝來亦新雪三〇糎餘を加へ、當日迄の積雪一三〇糎以上に達す。氣温は零下四度前後を昇降するも一同元氣潑刺として出發す。途中人家渺き間道を選みつゝ、午前十一時半官幣大社札幌神社に着く。

神苑は老杉古柏鬱蒼として天を衝き、蒼古幽邃全く俗塵を離れ崇高敬畏の感に打たれ、自ら襟を正さしむる處である。新築された白木造りの神門前にて、一同口を噓ぎ拜殿前に整列するや、教務課長より札幌神社の祭神及起原並昨秋畏くも天皇陛下本道行幸の御砌り御親拜あらせられしを傳へ、次で神社参拜の法式を教へ、終つて拜殿に歩を進め、一齊に拍手暫時黙禱すれば平素の邪念忽ち拂拭せられて靈感の身に迫るを覺え、今更ながら生を我が日の本の國に享けしことを感謝する。

参拜後所長の指圖により、社務所より除雪の道具を借り約四十分間神門より拜殿に出る間の除雪奉仕作業をなして意義ある参拜を終り、急ぎ外苑宮ノ杜の東方丘陵地に到る。丘は眺望甚だ佳にして銀嶺遙かに輝き、野も山も一切の諸相は白銀にきらめく雪に飾られ、清淨其のもの世界である。此處に於て教練擔當看守指揮のもとに

雪中戦闘に必要なスキー隊を編成し、分隊散開教練を実施せしむ。スキー練習の不足と、前夜より朝來の新雪の爲に動作は意の如くならず、やゝ惱まされたるも、一同元氣百倍雪降りしきる中に壯快なる雪中教練を行ひ、一時半一旦休憩し風當り妙き適地に位置して、携帯の午食をとる。

午後二時再び集合宮ノ杜の北西三角山に向つて強行軍すべき想定により、各々歡呼して出發す。難行なる登行に次で豪壯なる滑降に移り、雪煙をあげて滑走し、荒井山、海鼠山を一巡し、よく困苦に堪え、些かの疲労もなく、剛健にして痛快なる猛行軍を行ひ、豫定の午後四時を稍過ぐる頃無事歸還した。

告

本號は原稿不足につき「漢詩欄」及び「短歌欄」を休載します。振つて御投稿を望む。

- 本會々則第八條ニ依ル二月分  
表彰慰藉者
- 一、銀杯壹箇宛(退職) 鴛田藤一外拾三名
  - 一、銀杯壹組(退職) 菊地巳之松
  - 一、金拾圓也(退職) 高橋庄藏
  - 一、金壹百九拾貳圓也(死亡) 今井彌一郎外七名
- 以上



雜記帖より

犯罪の科學的捜査法緒につく

司法當局は所謂人權蹂躪防止の一方策として科學的犯罪捜査研究部を創設する意向があり、これに要する經費は昭和十三年度豫算に計上する方針であるが、右は最近人智の發達に伴つて犯罪の手法も次第に巧妙となり捜査技術がこれに伴はない傾きがある處から、全國主要都市の検事局に科學的犯罪研究部を設置し、警察當局とも聯携を保つて犯罪の捜査を科學と心理學の兩方面から研究し、從來屢々採られたやうな無理な取調べ方法を根絶せんとする案で、時代に適應する新施設として注目されてゐる。

從來司法當局では司法制度の革新と相俟つて司法警察官の素質向上、犯罪の科學的捜査に力點を置き昨年八月以來検事が管下の警察署を巡回して犯罪捜査の講習を行つてゐるが、今後は更に之を一層徹底せしめ法律上の手續きや理論方面の研究に止まらず捜査の實務に就て一々科學的に指導して行かうとするものである。例へば既済の公判記録を取寄せ或る事件の端緒が如何にして把握出來たか、捜査に當つた警察官の記録、檢事の補充的捜査、被告の自白、公判に於ける供述と判決結果等を詳細に比較検討し、事件の科學的分析を通して自白強要に依らざる捜査の理想境に到達しようとするものである。これが具體的方策に就ては同問題研究の爲めに昨年ドイツに赴いた司法省刑事局の大竹書記官が鋭意立案に當つてゐる。

故有馬典獄遺稿集刊行會

我が國監獄改良運動の先驅者として全國數萬の受刑者、釋放者から「我等の父」と仰がれてゐた故典獄有馬四郎助氏の歿後昨年は丁度三周年に當るが今回有馬氏の遺徳を追慕する人々によつて三週年を有意義に記念するため心床しい遺稿集刊行會が設けられ、全國の有馬宗の人々に嵐のやうな拍手を以て迎へられてゐる。同刊行會は泉二新熊氏を實行委員長に、發起人として司法行刑關係、社會事業團體、宗教關係の諸名士を網羅し、遺稿集の上梓のほか、有馬氏の創設にかゝる横濱家庭學園に胸像を建て故典獄の燃ゆる如き人間愛の姿を永く後世に傳へることゝなつた。なほ會員は廣く全國に募集し、應募會員には横濱刑務所が印刷中の遺稿集(申込金一口一圓、三口以上應募會員には裝飾版、其他の會員には普通版)を頒布する筈、申込期限は本年十二月二十日である。

小菅三井保健技師學位を授與さる

小菅刑務所保健技師三井文夫氏は「レ」線生物學的作用ニ於ケル時間的因子ノ影響ニ關スル實驗的研究」と題する主論文以下副論文八篇を提出中であつたが、三月醫學博士の學位を授與された。同氏は京城醫學專門學校を卒業後、大正十一年五月巢鴨刑務所に奉職、その後宇都宮・前橋の各刑務所を経て昭和六年來小菅に勤務中であるが、慶應大學醫學部藤浪教授及び芥川衛生官の指導の下に激務の餘暇をさいて研究に従事、右の學位論文を完成したものである。

殊に副論文『ツベルクリン反應陰性受刑者ノ胸部レントゲン所見』の一篇は、受刑者の結核調査の上に新しい光を投げかけたもので、中年受刑者の約九十パーセントはツベルクリン検査の陽性反應即ち結核の徴候を表すものであるが、残る十パーセントの陰性反應

者も胸部のレントゲン検査によつて更らに結核たりし徴候を發見さるゝ者が少くないことを周密な實驗によつて立證、行刑衛生の分野に輝しい足跡をのこしたものである。なほ刑務所勤務の保健技師の中、學位所有者は今回の三井氏を加へて六人を數へることゝなつた。

獄窓に贈る更生の鐘の音

(豊多摩刑務所元看守の佳話)

東京市中野區沼袋町の明治寺の曉鐘は朝々毎に三里四方に鳴り渡り、附近の豊多摩刑務所一千餘名の受刑者達に毎朝和やかな響きを傳へ、荒んだ氣持に沁々とした人間味を喚びさましてゐる。この鐘をつくのは元同刑務所の看守で今は雇として勤務する楠喜作氏(六一)であるが、受刑者達に温い慰めを送りたいと自ら進んで明治寺の鐘撞きを引受けたのが昭和六年の三月、看

守勤務の激務の中にも、春夏は四時、秋は五時、冬は六時と缺かさず夜の白々と明ける頃鐘樓に登り、鐘九つ、拾鐘一つ、觀音經普門品を誦しながら受刑者のために「更生の鐘」を撞き鳴らしてきたものである。更に昭和八年退職後請はれて雇として勤務する傍ら、この慣しは絶ゆる日もなく爾來六年間續いたのであつた。受刑者の中には、毎朝この澄明な鐘の音をきいて監房の窓を開き心靜かに合掌する者もあるといふ。

この佳話がふとした事から吉田所長の耳に入り、平素楠老人の誠實な性格に注目してゐた同所長は「これあるかな」と膝を叩いて感動、近く適當な機會に表彰する意向であると聞く。

無名氏寄贈獎學資金追加さる

昭和十年四月、無名氏の名で某氏から下級刑務官の子弟にして中等學校在

學中の優秀者獎學金として協會宛に相當金額の寄附があつたことは先年既報したが、更に今年三月同じく無名氏の特志により相當金額の追加があつた。追て協會は該當者の調査を行つた上、給與者を決定する筈である。

自殺に關する統計的研究

内務省防犯課では警視廳管下の昭和六年から十年に至る五ヶ年間の自殺者一萬五千六百三十三名につき、自殺の原因、手段、年齢別、性別、時刻別、月別等に分類して自殺の科學的分析を進めてゐるが、その結果は自殺者の原因は病苦、手段は毒物、年齢は二十歳から三十歳まで、性別は男、時刻は午後十時、月別は五月がそれ〴〵最も多いことが判明した。それを更に各項目について人數を擧げて説明すると以下の如くである。

- \*原因 病苦三二九九人、家庭不和一三二五人、精神錯亂一一三九人、憂鬱一〇八五人、失戀一〇〇〇人、生活苦九二三人、失業七六六人、情死五二二人
- \*手段 毒物六八二四人、噴火口投身二四五二人、入水二二四三人、縊死一七九二人、電車飛込七四三人、刃物五一五人、汽車飛込四四二人、ガス三三〇人
- \*年齢 二十歳—三十歳七五九八人、十六歳—二十歳二四一六人
- \*性別 男九九六六人、女五六八七人
- \*時刻 午後七時頃から漸次増加し同十時頃から最高で四八七人、同十一時頃は四八六人と漸次下り坂となる。
- \*月別 五月六七〇人、三月六六〇人、四月六四五人、十月は一番少なくて四二八人である。

\*氣象 氣象關係は最近三ヶ年の自殺者八千九百十人と中央氣象臺發行の氣象月報に基いて調査したが、溫度では六十五度から八十度まで、氣壓は七五四ミリから七六二ミリの間、溫度は二度から六度、二十度から二十三度までの日が自殺者最も多く、雲量は〇・五(密雲時を一〇として)と九・五の日の多いことが統計の上に表れた。ところが濕度、溫度、氣壓等の高い蒸暑い日は一年中でも比較的日數が多いのでその日數を以て自殺者數を割ると、蒸暑い日に必ずしも自殺者が多いことにならぬので、今回自殺と氣象關係につき更に複雑な調査に乗り出すことゝなつた。

「讀者の頁」原稿募集

- 五百字詰原稿用紙六枚以内
- 毎月十日〴切
- 讀者の頁と封筒に朱書のこと



### 海外異聞録

#### ◇英國に於ける刑務所異聞

イギリスのゲルンセイといふところにある刑務所のこと、最近その刑務所の囚人たちが夜になると刑務所を抜け出て、翌日朝食ごろになるとヒョッコリまた監房に歸つて來るといふ奇怪な事實をつきとめた看守たち、ある夜、深更に囚人の非常呼集をやつたところレスピレルといふ一囚人がゐないことが分り警戒中、そこへ歸つて來た件の男を捕へて取調べたところ、その男が刑務所のドアや門の合鍵を作つて、他の囚人たちと一緒に看守の隙をねらつてはエスケープをきめこんで妻子に會ひに行つたり、ダンスに出かけてゐたことを自白囚人たちの朝がへりは特に異聞の一つであらう。

#### ◇花嫁の繩つき旅行

ブルガリア、ベルニツク市のある若い警官が美人と結婚したのはよかつたが、蜜月旅行に出たくもその費用がなく、さんぐ頭を絞つた末、可愛い新妻の兩手に捕縄をかけ、犯人護送と見せかけて蜜月旅行と洒落たものだ。計畫は圖に當つて、まんまと避寒地へ、温泉へと遊び廻つたが、天網恢々疎にして漏らさず、列車中で接吻してゐるところを車掌に見付けられ「犯人と警官がキッスするとは怪しい」といふので、到頭化けの皮が剥がれてしまつた。但し裁判官が粹を利かせて三ヶ年の執行猶豫となり、楽しい家庭を営んでゐるといふこと。

#### ◇米國に問題を起した「小兒結婚」

最近米國で續げざまに二組の「小兒結婚」(チャイルド・マリッジ)が行はれ、全國に大センセーションを捲き起した。一組はテネシー州のチャールリー・ジョンズなる二十二歳の青年と僅か九歳のユニーニス・ウィンステッド嬢、いま一組はニューヨーク州のスタンリ

イ・バックス君(一九)とレオナ・ロシア嬢(一二)の間に行はれたもので、然もロシア嬢の如きは妊娠してゐるといふ風説すら傳はり、各方面の物議を醸してゐる。右二組の結婚はいづれも年齢を偽つて州政府の許可を得たものであるが、米國では州によつて結婚法が區々で、結婚年齢の如き全然制限のない州すらあり、今後この種の結婚が流行する虞れがあるので米國政府當局では風教上害ありとして、全國的に劃一の「小兒結婚禁止法」を考究中のことである。

#### ◇ドイツの偽物展覧會

ドイツのニュルンベルグ市の博物館で「偽物展覧會」といふ變つた展覧會を催したが、出品した主なるものは先づ發掘品で、一八八〇年ごろに大した評判だつた石器時代の發掘品が約五千點、之が悉く偽物で古色蒼然、如何さま千古の夢を見てゐる様ではあるが、近代の動物の骨や軟質の石で造られたものばかり、それから青銅時代の怪しい發掘品四十點、其他いづれも偽造専門家の手になつたもので、歐洲の有名な蒐集家や某博物館までマンマと擱ま

されたといはれる。面白いのは、これ等偽物の傍に真正銘の發掘品を並べて觀衆の比較研究に供へた事である。

#### ◇紐育市長の毒舌と獨逸の憤激

ニューヨーク市長フイオレオラ・ガーディア氏は去日のユダヤ人婦人部會の席上でナチス政權の人種政策を論難、特にヒットラー總統を痛烈にこきおろし「ヒットラー總統は褐色のシャツをまとつた狂信者である、ヨーロッパの擧亂に寧日もない、ニューヨークでは一九三九年世界博覽會を開催するが、その節「地獄館」を特設して狂人の蠟細工人形を本尊として陳列しよう、開館式は不肖がお引受しよう」と述べた。この毒舌にベルリン言論界は一齊に筆陣を張つて「ユダヤ人の親方」ラ・ガーディア市長膺懲を主張し、ドイツ國民の憤激は殆ど頂點に達し、ワシントン駐在のドイツ大使ハンス・ルツテル博士は本國政府の訓令に本づき國務省にハル國務長官を訪問「ラ・ガーディア市長の右言辭はドイツ國の元首並に國民に對する重大侮辱である、ドイツ政府としては到底黙過でき

ない」と嚴重抗議したのに對し、ハル國務長官は政府として遺憾に堪えない、との意中を洩らしたが、當の市長ラ・ガーディア氏はこのドイツ政府の抗議にも一向平氣の様子で、重ねて「ナチスから今更抗議でもあるまい、地獄館には是非あの狂信者を鎮座させたいが、いかなる名匠もヒットラーやナチス政權の惡魔振りを十分描き出すことはできない」と皮肉つてゐる。

#### ◇心臓豫約販賣の珍廣告

米國ミネソタ州ムーアヘッドの或る新聞紙に心臓豫約販賣の廣告を出した風變りな男が現れセンセーションを起した。その珍廣告とは「七十歳の男、畸形的な心臓の所有者、學術上大いに参考になる男子が千ドルで死骸の豫約販賣を望む、蓋し千ドルを以て短い餘世を樂しまんがためなり」といふので、警察當局で早速廣告主を探査したところ、身装りのキチンとした好個の老爺だつたとのこと。

#### ◇二十一歳の女判事出現

米國ミネソタ州オツシアといふ小さな町に最近、二十一歳になつたばかりのブロンドの若き女判事が出現して評

判になつてゐる。彼女はミルドレッド・ヘルマーといふ處女。未だ州立ミネソタ大學法學部の學生だが、區裁判所に人が足りないところから數多の學生を尻目に任命されたといふ秀才、午前中は學校の講義に出席し、午後は法服を纏つて法廷で裁判するといふ二役振り、しかも紅唇をついて出る判決は却々要領を得てゐる頗る評判とある。

#### ◇歌手の殺人事件

米國一の人気歌手ローレンス・チベツトが相手役を刺殺したといふ舞臺をこのけの大棒事が出来た、去る一月末ニューヨーク・メトロポリタン歌劇場でオペラは正に最高潮に達し、主役のチベツトは短剣で相手のバリトン、ジョセフ・ステルチニを刺すところだつた、どうしたはずみか小道具の短剣が一寸ステルチニの胸をかすめて小傷を負はせた、勿論大したことではないので同君は元氣に演技を終り、幕が下りると舞臺裏で簡單に手當してもらつたのである。ところがそれから四時間後ステルチニは死んでしまつた。果してチベツトの負はした傷によるものか、何等か他の原因があつたのか、檢視の結果が未だ發表されないので解らないが、不可解の事件としてセンセーションを起してゐる。

選後短評 花 蓑

こゝに短評を試みた句は必しも優れた句を抜擢したものでないことを断つておく。何せんとするすべなくに寒日和 原始林 作者は北海道の人である、北海道では早くから雪が降り始めて冬に入れば深い雪に鎖されて了ふ、やがて春が来て雪の解けるまでは何をしてもなく多龍をして暮すのが普通の状態である、今日は寒中に珍らしい良い日和である、こんないゝ天気には何かしたらと思ふのだけれども何をすることも雪の中でどうするすべもない、と言つたのである、雪國に住む人の心持が切實に現はれてゐる、句の上には雪といふ文字は使つてないけれども作者が北海道の人であるところから自ら雪國の情趣を傳へることになつてゐる、作者と作品とを離しては理解することの出来ない渾然たる一句をなしてゐる。

竹馬のつゞいて渡る浅瀬かな 滴水 竹馬に乗つた子供がひとつづきになつて浅瀬を渡つて行くところは村落風景として一つの繪でもある、郷土趣味の豊かな句である。

毎月 募集 刑政俳壇 題當季隨 意切毎月十日 限用紙官私製葉書

鈴木花蓑選

何せんとするすべなくに寒日和 山 札幌 宇和島 同 今津滴水 同 今津頼風 同 今津頼風 同 栗城竹穂 同 栗城竹穂 同 五十嵐梅露 同 五十嵐梅露 同 苔生舟子 同 苔生舟子 同 霞舟子 同 霞舟子 同 吉田水 同 吉田水 同 佐竹坡 同 佐竹坡 同 草川守 同 草川守 同 出立牛歩 同 出立牛歩 同 木村星路 同 木村星路 同 本間一字 同 本間一字 同 葉雪のふりふる中を軍樂隊

菜の花を小壺に活けて炊夫かな 頼風 菜の花の一、二本を小壺に活けて厨房の一隅に置いてある、それは炊夫のたしなみである、白い帽子に白い割烹服を着て――洒落れた炊夫である、作者は刑務所に勤めて居る人であらうからこんな刑務所の炊事場の寫生であるかも知れぬがそれはどこの厨房の寫生であつても一句の情趣に變りはない。

探梅や歌の人麿詩の李白 梅露 探梅といふやうな風流事はいづれ騷人雅客の多いことであらうがこの句はそれを有名な歌の人麿と詩の李白の二人に代表させて表はしたものである。

苗札の土によごれて讀み難し 苔生子 苗床にはいろ／＼の苗が栽培されて一々名札を立てゝあるのだがその一つは土によごれて讀み難いといふのである、讀めないところになか／＼床しい趣がある。

今鳴きし外の千鳥のまた鳴きぬ 草川守 今千鳥が鳴いたと思ふとつゞいて他の方角で別の千鳥がまた鳴いたといふのである 暗闇の海の空に瞬いてゐる星が幽かに見え てる、どこで鳴いたのか分らぬが一瞥又一 一聲と二羽の千鳥の續いて鳴いたのを聞いて 作者には心ゆくものがあつたであらう。

暖かに草根木皮匂ひけり 春の波誘ひ合うて寄せて來る 生き残る金魚少なや水温む 城山もアドバルーンも霞みけり 露の露二つ並んで水に影 春の川流るゝままの筏かな 驛々にボスター多し春の旅 浪裏をはしる陽筋や暮遅き 正面に暑寒別岳晴れたり若布刈る 多晴や岸一列の水砦 宿直や花見に誘ふ電話など 鐘の音も間遠なりけり花夕べ 轉や宮居の木立奥深く 新築の間のなき家や隙間風 家裏の桑畑ひろし揚雲雀 肱川の長き筏や水温む 春の潮ポイント並べて待ちにけり 宿直や春行く雨のよもすがら 多晴や牛車のつゞくと猫の戀 入り残る月ほの／＼と猫の戀 芽柳の水づくほとりにバスを待つ 肥運ぶだんだら畑や陽炎へる 薫風や籠の中なる茄子苗 椿より椿をわたる目白かな 蘭燈の影淡くして夜半の春 春めきし小庭の土の濕りかな

朝鮮 福島 宇和島 同 今津滴水 同 今津頼風 同 栗城竹穂 同 栗城竹穂 同 五十嵐梅露 同 五十嵐梅露 同 苔生舟子 同 苔生舟子 同 霞舟子 同 霞舟子 同 吉田水 同 吉田水 同 佐竹坡 同 佐竹坡 同 草川守 同 草川守 同 出立牛歩 同 出立牛歩 同 木村星路 同 木村星路 同 本間一字 同 本間一字 同 葉雪のふりふる中を軍樂隊

朝鮮 福島 宇和島 同 今津滴水 同 今津頼風 同 栗城竹穂 同 栗城竹穂 同 五十嵐梅露 同 五十嵐梅露 同 苔生舟子 同 苔生舟子 同 霞舟子 同 霞舟子 同 吉田水 同 吉田水 同 佐竹坡 同 佐竹坡 同 草川守 同 草川守 同 出立牛歩 同 出立牛歩 同 木村星路 同 木村星路 同 本間一字 同 本間一字 同 葉雪のふりふる中を軍樂隊



京都所長  
 神戸所長  
 司法屬(行刑局)  
 免本職(宮城)  
 小樽支所長六七  
 看守長(函館)六〇  
 松本支所長  
 免本職(前橋)  
 旭川支  
 八戸支所長兼青森  
 看守長(網走)九級  
 京都  
 免本職(川越少)  
 鷹見町支  
 免本職(岐阜)  
 吳支所長(五級)  
 高田支所長  
 鳥取支  
 高知  
 宮崎  
 沖繩  
 府中  
 姫路少

三月二十日

同 所長心得  
 同 戶田作造 (神戶)  
 同 本田清一 (長崎)  
 同 阿部友藏 (宮城)  
 同 齊藤良介 (函館)  
 同 松井菊次郎 (金澤)  
 同 渡邊市作 (前橋)  
 同 小鮎房吉 (八戸支)  
 同 高橋龜治 (網走)  
 同 川村卓郎 (旭川支)  
 同 平田弟一郎 (函館)  
 同 太田卯八 (川越少)  
 同 田畑明照 (鷹見町支)  
 同 伊藤勝重 (岐阜)  
 同 美谷島正男 (吳支)  
 同 富永久一 (高田支)  
 同 高橋龜一 (鳥取支)  
 同 小澤義親 (高知)  
 同 森田朋行 (京都)  
 同 城元吉 (沖繩)  
 同 吉永夫 (宮崎)  
 同 泰野親 (宮崎)  
 同 鈴木勇 (姫路少)  
 同 鈴木勇 (府中)

刑法並監獄法改正調査  
 委員 會書記ヲ命ス  
 (朝鮮總督府)  
 十二月二十八日  
 保健技師 尹 晏 燮 (光州)

從七  
 願免(本官特賞略)  
 典獄補八等  
 七級公州刑務所清州支所長  
 金泉少年刑務所長  
 海州刑務所長  
 看守長十級  
 西大門刑務所  
 一月十五日  
 典獄補 今井新次郎 (清州)  
 典獄補 栗本眞一郎 (金泉)  
 典獄補 貴島貞四 (平壤)

從七  
 典獄補 石部武一 (西大門)  
 二月十三日  
 藥劑師兼  
 作業技師  
 高山賢太郎 (西大門)

願免(特賞略)  
 看守長十級  
 清津刑務所  
 (滿洲國司法部)  
 二月二十二日  
 看守長 遠藤二郎 (清津)  
 看守長 長澤松次郎 (海州)

調任作業技師叙委任  
 三等級月俸八十五圓  
 派在新京監獄辦事  
 營繕用品  
 技師兼司  
 法部技師  
 中島榮

◇◇◇ 行刑統計 ◇◇◇

昭和十二年一月入出監並月未入監人員 (△減)

Prison Population during the Month of January 1937

受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	總計		備考
					男	女	
51,977	47	4,628	462	9	56,204	919	57,123
3,463	982	2,292	536	2	7,078	197	7,275
3,722	885	2,539	587	2	7,541	194	7,735
51,718	144	4,381	411	9	55,741	922	56,663
51,977	47	4,628	462	9	56,204	919	57,123
50,704	293	5,019	422	14	55,542	910	56,452
△ 259	97	△ 247	△ 51	0	△ 463	3	△ 460
1,014	149	638	11	5	199	12	211
1,014	149	638	11	5	199	12	211
1,014	149	638	11	5	199	12	211

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區分スルハ左ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計	不詳	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	51	1	1	1	52	1	2	1	1	1	2
滿洲國	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
西亞	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
總計	54	3	4	4	55	3	5	4	4	4	5

2,454人ヲ含ム

行刑統計

昭和十二年二月中入出監並月末在監人員 (△減)

Prison Population during the Month of February 1937

受刑者 刑事被告人 勞役場留置者 乳 總計	越員	入監	出監	現員	前月末日 現在	前年同月 末日現在	増減	
							前月比較	前年比較
51,718	4,506	4,453	51,771	51,718	50,352	53	1,419	
144	1,272	1,242	174	144	828	30	654	
4,381	3,097	3,175	4,303	4,381	5,325	78	1,022	
411	778	648	541	411	388	130	153	
9	1	4	6	9	9	3	3	
55,741	9,428	9,296	55,873	55,741	53,004	132	131	
922	226	226	922	922	898	0	24	
56,663	9,654	9,522	56,795	56,663	53,902	132	107	
備考	受刑者現員中ニ朝鮮人		2,458	人ヲ含ム				

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男女	52	1	2	1	54	2	1	1	1	2
滿洲國	男女	1	2	1	1	2	2	1	2	1	2
北米合衆國	男	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
總計		56,663	9,654	9,522	56,795	56,663	53,902	132	132	107	107

訓令通牒

(刑政第五〇卷 第四號)

收容者看讀用書籍購入ニ關スル件

(司法省行甲第一四七四號ノ一) 行刑局 昭和十一年十二月九日

收容者看讀用書籍トシテ別紙ノ通刑務協會ヨリ送付方取計置候

間購入相成度所要費用ハ別途豫算増額可相成候  
追右書籍中ニハ刑務支所ニ配付スヘキモノモ含居候ニ付配付  
上左記ニ御留意ノ上可然御取計相成度候

- 一、乙種書籍中「〇印」アルモノニシテ二冊以上ナルトキハ各支所共順次一冊宛適當配付相成度
- 一、支所ニ配付スルトキハ甲種乙種ノ種別其ノ他必要ナル事項ハ遺漏ナク通知相成度

書目	著者	發行所	單價	冊數	種別	備考
旅順攻圍軍	木村毅	講談社	一、三〇		甲種	
日本精神の本質	井上哲次郎	廣文堂	一、八〇		甲種	
我等の日本精神	徳富猪一郎	民友社	一、六〇		甲種	
文字を使ふ法	高田琴三郎	千倉書房	一、五〇		甲種	
明治天皇と輔弼の人々	渡邊幾治郎	同	一、五〇		甲種	
私は斯ふ思ふ	平生夙三郎	同	一、三〇		甲種	一、二級用



新國民道德概論	近衛文麿清談錄	世界生物寫真集	儒教倫理學	職業指導二十講	日蓮聖人御遺文	大乘佛教思想論	圖花と花壇	新看護學教科書	碧巖集講話	心の行方を追うて	禪門佳話	教育讀本
井上哲次郎	伊藤武	岡田彌一郎 本田正次	齋藤要	増田幸一	高佐貫長	木村泰賢	山本光郎 富本光郎	碓氷龍太 本庄決三	秋野孝道	田部重治	菅原洞禪	佐々木秀一
三省堂	千倉書房	三省堂	第一書房	三省堂	本化聖典 普及會	明治書院	三省堂	南山堂	丙版社午	第一書房	丙版社午	刀江書院
三、三〇	一、二〇	一、五〇	一、八〇	二、三〇	三、〇〇	三、八〇	三、八〇	三、八〇	三、八〇	一、〇〇	一、〇〇	一、二〇
一乙種	乙種	乙種	甲種	乙種	乙種	乙種	乙種	乙種	乙種	乙種	甲種	甲種
								病舎看病夫用				

科學界の偉人	千字文詳解	禪生活十二ヶ月	沈黙の疑問	觀無量壽經	國體本義の明徴	莊子講話	讀日本外史	同	光瑞縦横談	佛教より觀たる 正信迷信の區別	戲曲二の宮金次郎	文化倫理の根本問題
吉松虎暢	西有慧觀	山田靈林	得能文	佐藤春夫	池田直孝	山口察常	頼成一	同	大谷光瑞	岩野眞雄	小島櫻晃	吉滿義彦
實業社之	西東書房	第一書房	同	大版社東	章華社	同	同	同	實業社之	大版社東	修道館	新生堂
二、〇〇	一、八〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、二〇
甲種	乙種	乙種	乙種	乙種	乙種	乙種	甲種	甲種	乙種	甲種	甲種	乙種

法華經大講座(第四卷)	小林 一郎	平凡社	一、五〇	一	乙種	
孔子	田崎 仁義	三省堂	一、二〇	一	乙種	
幕末西洋文化と沼津兵學校	米山 海吉	同	一、二〇	一	乙種	
來るべき時代のために	宇田 尙	東洋思想研究所	〇、五〇	一	乙種	
愛國婦人讀本	愛國婦人會	三省堂	〇、五〇		甲種	女用
放送料理一千種(野菜編)		日本放送協會	一、五〇		甲種	女用
手本を婦人手紙の書方 主とせる	鷹見 芝香	三省堂	一、七〇		甲種	女用
隨風流生活	西川 一草	第一書房	一、五〇		甲種	一、二級用
現代婦人の生活	塚本ハマ子	同文館	〇、八〇		甲種	女用
近世日本國民史(全五十卷)	徳富猪一郎	民友社	五、〇〇	一組	乙種	

◇受刑者看讀用私本ニ關スル件

(司法省行甲第一、五四一號) (行刑局 昭和十一年十二月二十三日)

昭和十一年八月ヨリ十一月ニ至ル間ニ於テ各刑務所ヨリ受刑者看讀用私本ノ審査方照會アリタルニ對シ審査ヲ爲シ看讀許可シ

タルモノ別紙ノ通ニ有之是等ノ書籍ハ各所ニ於テモ私本トシテ看讀許可相成差支無之候ヘ共其ノ實際ノ取扱ニ當テハ仍個人ノ思想學識出所後ノ職業等諸般ノ事情ヲ考慮シ適當ニ御處理相成度候

自昭和十一年八月 至同 十一月 受刑者看讀用私本許可書目	
イ之部	偉人全集 大隈重信傳 馬場 恒吾 改造社 〇、五〇 第二種
オ之部	お菓子とパンの作り方 鈴木又三郎 三耕社 〇、五〇 第一種
カ之部	玩具工藝 西川 友武 金星堂 二、〇〇 第二種
キ之部	幾何學初歩學方考(方解き方講義) 藤森 良藏 青野 魁堂 一、〇〇 第一種
ク之部	軍擴景氣の發展と投資法 齋藤恒之助 千倉書房 一、五〇 第二種
ケ之部	

經濟學講話	氣賀勘重	松華堂	二、八〇	第二種
現代隨筆全集第四卷	福岡益雄	金星堂	二、〇〇	第二種
同 第六卷	同	同	二、〇〇	第二種
同 第九卷	同	同	二、〇〇	第二種
現代の書簡	服部嘉香	誠文堂	一、五〇	第一種
コ之部				
子供レ器械と模型	山田義朗	金正堂	一、五〇	第二種
更訂國史の研究上下	黑板勝美	岩波書店	三、五〇	第二種
シ之部				
少年ルミと母親	楠山正雄	富山房		第二種
子規全集	正岡子規	改造社		第二種
新約聖書全解	米田豊	ホーリネス 教會出版部	一、五〇	第一種
修道生活	竹田豊三郎	顯眞學苑 出版部	〇、五〇	第一種

初臨池關鍵	上田桑鳩	興文堂	二、五〇	第二種
信仰親鸞聖人	倉田百三	大東社	一、五〇	第二種
實用園藝	東京府立 園藝學校	明文堂	四、五〇	第二種
實驗和洋御菓子製法	梅田矯菓	大倉書房	三、〇〇	第二種
神國日本	小泉八雲	第一書房	一、〇〇	第二種
眞宗安心の手引	名和淵海	京都中外 出版社	〇、二五	第二種 大正十四年版
ス之部				
隨筆草木志	牧野富太郎	南光堂	二、〇〇	第二種
セ之部				
生活哲學藝術	谷川徹三	岩波書店	二、二〇	第二種
全植物圖鑑	松島種美	巧人社	三、五〇	第二種
旋盤と其作業	稻葉實	太陽堂	一、五〇	第一種
タ之部				

初歩	代數學方考、方解き方講義	藤森良藏	山海堂	一、一〇	第一種
猛る	空中艦隊	小泉泰明譯	香風閣	一、二〇	第二種
助けられる者	の悩み悦び	柏木庫治	日本大學天 理教青年會	〇、二〇	第二種
テ	之部				
茶話	全集	薄田泣菫	創元社	〇、八五	第二種
ツ	之部				
土田杏村全集	第十三卷 文學論と歌論	土田杏村	第一書房	一、五〇	第二種
圖案構成	と其の應用	萬富三郎	寶文館	四、五〇	第二種
テ	之部				
哲學	と人生	帆足理一郎	新生堂	二、四〇	第二種
帝國憲法	述義	上杉愼吉	有斐閣	五、五〇	第二種
ト	之部				
ソム	科學大系二卷	小倉謙 津崎滿治譯	大鏡閣	三、二〇	第二種

童	心	殘筆	安岡正篤	新英社	二、五〇	第二種
獨習英語	の學び方入門	澁谷新平	成昭社	一、五〇	第二種	
童	心は微笑む	蘆谷蘆村	日本童話協 會出版部	一、六〇	第二種	
ナ	之部					
南洋	讀本(上卷)	東亞經濟 調査局	改造社	一、五〇	第二種	
楠公	遺言の書	星兵三郎	モナス	一、五〇	第二種	
ニ	之部					
肉弾	流血の丘	櫻井忠温	新潮社	一、五〇	第二種	
終篇	蓮上卷	三上於菟吉	黎明社	一、五〇	第二種	
ハ	之部					
俳句	作法講座三卷	志田義秀 外	改造社	二、〇〇	第二種	
白隠	禪師とその語録	木村岫三	甲子房社	一、二〇	第一種	
フ	之部					

ブルターク英雄傳	鶴見祐輔譯	改造社	一、〇〇	第二種
モ之部				
木材工藝叢書 全四十卷	大樽 恕一 外	洪洋社	〇、七〇	第二種
セ之部				
山と溪谷	田部 重治	第一書房	一、〇〇	第二種
ヨ之部				
幼兒への理解	霜田 靜志	刀江書院	一、三〇	第二種
ラ之部				
腰透シ彫刻(切抜細工)	池田仲次郎	帝國建築協會	三、八〇	第二種
間板				
ワ之部				
和名詩朗吟集通釋	谷田作一	秋文堂		第二種
漢				

◇收容者心理ノ調査研究ニ關スル件

(司法省 行 第一四二號  
行刑局 昭和十二年二月十七日)

(小菅 刑務所長宛)  
川越少年

標記ノ件ニ付テハ昨年四月二十日行甲第五四九號通牒ニ基キ豫

テ御處理相成居候處今般貴所ヨリノ心理考查報告審査ノ結果將來尙左記ノ要項ニ依リ施行相成度及通牒候

- 一、適性検査ノ結果作業賦課妥當ナラザリシモノハ可成適當ナル作業ニ轉業セシムルコト
- 二、現在收容中ノ刑期十年以上ノ受刑者ニシテ心理考查未了者ノ全部(小菅刑務所分)
- 三、心理考查ノ結果精神薄弱者及精神變質者ト決定シ特殊處遇ヲ爲スノ要アリト認メラルル者ノ中其ノ程度著シキモノハ八王子少年刑務所ニ移送スルコト(川越少年刑務所分)

◇收容者ニ戶外運動ヲ勵行セシムルノ件

(司法省 行 甲 第一六八號  
行刑局 昭和十二年二月二十四日)

收容者中屋内作業ニ從事スル者ハ身體ノ均勢運動ニ缺クル所アルノミナラス蒼天ヲ仰キテ新鮮ナル空氣ヲ呼吸シ或ハ日光ノ恩惠ニ浴スルノ機會乏シキ爲身體ノ新陳代謝機能弛緩シ從ツテ健康ヲ害シ或ハ姑息因循ノ性質ニ陥ル虞有之様被認候間爾今左記

ノ要領ニ依リ戶外運動ヲ行シ健康ノ増進ニ留意セラル、ト共ニ屋内作業ニ對スル能率ヲモ一層向上スルノ方途ニ資セラル、様努メラレ度候  
追テ右施行ノ上ハ其ノ概況、收容者ニ及ホシタル影響等承知致度候條收容者中ヨリ感想録二三ヲ提出セシメ其ノ寫ヲ添附御報告相成度候

- 一、戶外運動施行ノ日及時間  
雨天ノ外毎日午前午後ニ定メラレタル十五分宛ノ休憩時間
- 二、戶外運動施行ノ場所  
各工場又ハ舍房最寄ノ空地
- 三、戶外運動施行ノ方法  
各工場又ハ舍房毎ニ其ノ擔當看守ノ指揮ニ依リ收容者ニ適スル體操及行進運動ヲ行ハシムルコト

- 四、戶外運動施行ニ付テノ注意  
前項ノ場合ニ於テ人員過多ナルトキハ適當數ノ集團ニ分割シ得ルコト
- イ 新鮮ナル空氣ヲ充分呼吸シ日光ノ恩惠ヲ可及的享受シ呼

稱又唱歌等ニ依リ發聲ヲ爲サシメ精神ヲ爽快明朗ナラシムルト共ニ團體訓練ニモ努ムルコト

ロ 體操ハ徒手體操又ハラヂオ體操トス

唱歌ハ追テ指定スヘキモ夫迄ノ間ハ便宜上軍歌中元寇ノ歌、勇敢ナル水兵、道ハ六百八十里等ヲ唱和セシメラレ度コト

ハ 晝夜獨居拘禁ニ付セラレタル者ニ對シテハ從前ノ通運動ヲ爲サシメラル、ハ差支ナキモ其ノ運動ノ種類方法ニ付考慮シ改善スルノ意圖ニ出テラレ度コト

ニ 戶外作業ニ從事スル者ニ對シテモ團體訓練的運動ヲ課セラレ度コト

ホ 戶外運動中指揮統制ニ服セス專恣ノ所爲アル者ハ運動ニ出場セシメサルコトヲ得

ヘ 尙戶外運動時間中空員トナリタル工場、舍房等ハ其ノ間ヲ利用シ工場、舍房ノ空氣ヲ新鮮ナラシムルト共ニ火氣等ニ付テモ勿論細心ノ意ヲ拂ヒ遺憾ナキヲ期スルコト

◇備藥箱設置並其ノ内容及取扱手續備藥箱内容品中  
左ノ通り改ム右訓令ス

備藥箱内容品

消耗品中

品	目	數	稱	員	數
手指消毒用リゾールガーゼ	瓦	一〇〇			

ヲ加ヘ

(司法省 行甲第一六九號)  
行刑局 昭和十二年二月二十四日

藤劑ノ配合中

沃丁ヲ	ヨ 一・三
ヨードカリ	〇・五
アルコール	三・八・二
	ニ改ム

◇衛生材料取扱規則別表中左ノ通り改ム右訓令ス

(司法省 行甲第一八五號ノ一)  
行刑局 昭和十二年三月三日

別表 衛生材料

一、器械

(一) 保健衛生器械中

×一書籍類消毒器」ヲ加フ

(三) 診療器械中

○精神検査用具ノ

「久保式知能検査具」ヲ除ク

○内科用具ニ

「吸液器」「滴注球」

「イルリガートル臺」ヲ加ヘ

○外科用具中

「汚物投入器」ヲ除キ

「布帕鉗子」「器械盤臺」ヲ加ヘ

○眼科用具ニ

「眼科用刀架」ヲ加ヘ

○耳鼻咽喉科用具ニ

「扁桃腺全摘出鉗子」ヲ加ヘ

○泌尿器科用具ニ

「尿道洗滌膿盤」ヲ加フ

(四) 調劑器械中

「漏斗臺」ヲ加フ

二、藥 物

(一) 保健衛生藥品中

「食鹽」ヲ加フ

(二) 検査藥品中

「ロゾール酸」「バルサムエキズ」

「硫酸ソーダ」劇「醋酸鉛」

毒「昇汞」ヲ加フ

(三) 診療藥品中

「ゲラチン」ヲ「ゼラチン」ニ

「滅菌ゲラチン液」ヲ「滅菌ゼラチン液」ニ夫々名稱ヲ變更シ

「抱水クロラール」「ペルーバルサム」

「ラノリン」「ブポノール」

「サロミン」「硝石」

「スルホナール」ヲ除キ

「イスウルクス」「チトラール」

「カンポリジン」「カンフェナール」

「ネオニイレミン」「ウワウミン」

「グリテール」△劇「マラリア血清」

「フスタギン」「コクサンニバ」

「アルシリン」局「松脂硬膏」ヲ加フ

(四) 製劑中

「甘澱散」ヲ除ク

四、其ノ他ノ物品中

「汚物投入器」「菫蕪」

「洗濯ソーダ」ヲ加フ

◇衛生材料取扱規則別表中改正ニ關スル件依命通牒

(司法省 行甲第一八五號ノ二) 行刑局 昭和十二年三月三日

標記ノ件本日訓令相成候處右ハ醫學ノ進歩發達ニ伴ヒ我が行刑衛生ニ於テモ保健診療ノ適正ヲ期スル爲逐次指定衛生材料ノ改善ヲ爲スノ要アルヲ認メラレ曩ニ全國各刑務所ノ醫務職員ヨリ提出ニ係ル多數ノ意見ヲ再三檢討斟酌シタル結果ニ依リ夫々改正セラレタル次第ナリ就テハ新ニ追加セラレタル品目ニ付テハ良ク其ノ組織性能ヲ考究シ充分ニ之ガ活用ヲ圖リ以テ行刑衛生ノ萬全ヲ期スル様致度候

追テ新ニ追加セラレタルモノノ制定數及從來ノ指定品ニシテ制式定數等ノ改正セラレタルモノハ別紙ノ如ク尙廢止トナリ

タル藥品ニシテ殘存スルモノハ出來得ル限り使用相成度候

別紙

衛生材料ノ制式定數等指定ノ件

新ニ追加セラレタル品目ノ制式定數

(一) 保健衛生器械

一、器械

品目	制式	數稱	定數	備考
書籍類消毒器		具	—	—
(三) 診療器械				
○内科用具				
滴注球	一個	個	—	—
イリリガートル臺	一個	個	—	—
液器	ポテイン氏	具	—	—
○外科用具				

器械盤臺	消毒盤一個 伸縮自在	具	一	—
布帕		個	六	四
○眼科用具				
眼科用刀架	二十個架	個	—	—
○耳鼻咽喉科用具				
扁桃腺全摘出鉗子	高橋氏	個	—	—
○泌尿器科用具				
尿道洗滌膿盤	眞鍮製	個	—	—
(四) 調劑器械				
漏斗臺	鐵製臺附	個	—	—
二、藥物				
(一) 保健衛生藥品				
品名	摘要	使用シ得ザル刑務所	備	考
「シ」ノ部				

食鹽 昇水調製用

(二) 検査藥品

ロゾール酸 收容人員百人未満

「ハ」ノ部

バルサムエキス

「リ」ノ部

硫酸ソーダ 收容人員百人未満

「サ」ノ部

醋酸鉛 劇

「シ」ノ部

昇汞 收容人員百人未満 毒

(三) 診療藥品

「イ」ノ部

イスウルクス	
「チ」ノ部	
チトラール	收容人員百人未満
「カ」ノ部	
カンポリヂン	
カンフエナール	
「ネ」ノ部	
ネオニイレミン	
「ウ」ノ部	
ウワウミン	
「ク」ノ部	
グリテール	
「マ」ノ部	
マラリア血清	△劇

「フ」ノ部	
フスタギン	
「コ」ノ部	
コクサンニバ	
「ア」ノ部	
アルシリソ	
「シ」ノ部	
松硬膏	局
四、其ノ他ノ物品	
品目	制式
汚物投入器	足踏開閉式黄銅製
葯 蕪	
洗濯ソーダ	
瓦	個
備考	使用シ得ザル刑務所
備考	診察室、室治療、手術室、齒科診療室、検査室、調劑室ニ置クコト
器法用	

從來ノ指定品ニテ制式定數等改正ノモノ

一、器械

(一) 保健衛生器械中

噴霧器制式中ノ「スプレー」ヲ除ク

(二) 検査器械中

バーナー制式中ノ「石油バーナー」ヲ除キ

同 制式中ノ「ブンゼンバーナー」ノ定數ヲ收容人員五百人以上「二」同上五百人未満「一」ニ改メ

顯微鏡ノ定數ヲ收容人員五百人以上「二」同上五百人未満

「一」ニ改メ其ノ備考欄ニ「二臺ハ油浸装置附ニ非ズ」ヲ加フ

(三) 診療器械

。診察用具中

診察用机ノ備考欄ニ「二個以上ノ診察室アル場合ニハ各室ニ備

フルコトヲ得」ヲ加ヘ

手指消毒器ノ定數ヲ「醫師及保健助手數」ニ改メ

保温手洗装置ノ制式「石油用」「炭火用」ニ改メ其ノ備考欄ノ

「水道設備ナキ所ニ使用」ヲ除キ「二個以上ノ診察室アル場合ニハ各室ニ備フルコトヲ得」ヲ加フ

。外科用具中

鉗子ノ制式ニ「ペアン氏止血鉗子(長サ一二cm)」ヲ加ヘ其

ノ定數ヲ收容人員五百人以上「六」同上五百人未満「三」トシ

肛門鏡ノ制式ニ「有柄肛門鏡」ヲ加ヘ其ノ定數ヲ收容人員五

百人以上「一」同上五百人未満「一」トシ

把針器ノ定數ヲ收容人員五百人以上「三」同上五百人未満

「二」同上百人未満「二」ニ改メ

骨手術器械ノ備考ヲ「骨鑷、刺鋸、骨膜剝離子(曲、直)ハ

收容人員五百人未満ノ所ニ各一個ヲ備フルコトヲ得」ニ改ム

。耳鼻咽喉科用具中

咽喉注射器ノ定數ヲ收容人員五百人以上「一」同上五百人未

滿「一」ニ改ム

。泌尿器科用具中

尿道注射器制式中前部用ノ定數ヲ收容人員五百人以上「三」

同上五百人未満「二」同上百人未満「一」ニ改ム

。齒科用具中

齒科用注射器ノ制式ヲ「二c.c.浸潤麻痺注射針」ニ改ム

二、藥物

(二) 検査藥品中

「血液型標準血清」ノ摘要ニ「アルファベーター」ヲ加フ

(三) 診療藥品中

「ロート坐劑」「乳酸石灰」「ヘキサメチレンテトラミン」

「磷酸コデイン」「タンナルビン」ノ使用シ得ザル刑務所ノ

「收容人員百人未滿」ヲ夫々除キセノ部ニ「セラチン」備考「局」

(四) 製劑中

「プロト氏液」成分ヲ「醋酸鉛、明礬、水」ニ改ム

四、其ノ他ノ物品中

牛膽汁ノ制式ニ「粉末膽汁ヲ含ム」ヲ加ヘ

綿布類制式中ノ「布製片眼帶」ヲ除キ

諸用紙ノ制式ニ「白血球種類計算用紙」ヲ加ヘ其ノ數稱ヲ枚

トシ硝子壘ノ制式ニ「チエーデル油容器」ヲ加ヘ其ノ數稱ヲ

「個」トス

◇陸軍記念日ニ關スル件

(司法部 行甲第一八〇號) 行刑局 昭和十二年二月二十七日

從來三月十日陸軍記念日ニ當リテハ其ノ前後ノ免業日ヲ利用  
シ或ハ其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ニ因メル軍事講話教誨等夫  
々施行相成居候義トハ被存候へ共記念日當日ニ於テ適當ナル現  
役又ハ在郷軍人ヲ招聘シ受刑者ニ對シ有益ナル軍事美談戰爭實  
話其ノ他當日ニ因メル軍事講話ヲ聽取セシムルハ行刑教化ノ實  
ヲ學ケル上ノ一助タルハ勿論受刑者ノ改悛ヲ促進スルノ機會ヲ  
與フルニ適切ナルモノ有リト被思料候ニ付爾今右趣旨ニ基キ貴  
所管轄師團司令部ニ對シ現役又ハ在郷軍人中ヨリ適當ナル講演  
者ノ推薦ヲ依頼シ三月十日陸軍記念日當日ニ於テ一般受刑者ヲ  
シテ之ヲ謹聽セシムル様御取計相成度尙右ニ關シテハ既ニ當局  
ニ於テ陸軍省側トノ協議モ相整ヒ別紙寫ノ通各師團宛通牒相成  
候條爲念申添候

追テ右施行ニ要スル時間ハ監獄法施行規則第五十八條第四項  
ノ規定ニ依リ作業時間ニ通算相成度現役將校タル講演者ニ對  
スル謝儀ニ付テハ陸軍本省トシテハ考慮ノ外ナル旨ニ有之候  
間可然御取計相成度候  
尙支所ニ於テモ可及的施行相成様貴官ニ於テ御取計相成施行  
ノ上ハ報告相成度候

陸普第九〇三號

刑務所ニ於ケル陸軍記念日講演ニ講師派遣方ノ  
件通牒

昭和十二年二月二十五日

陸軍省副官 寺倉正三

從來三月十日陸軍記念日ニ際シテハ全國刑務所ニ於テ劃一的ナ  
ル記念事業ヲ舉行シアラサリシ處爾今該記念日ニ於テハ受刑者  
ニ對シ記念日ニ因メル報國美談等ノ講演ヲ實施スルコトニヨリ  
愛國心ヲ喚起セシメ併テ行刑教化ノ實ヲ擧ケ度旨司法部行刑局  
ヨリ依頼シ來レルニ就テハ貴師管内刑務所ヨリ申出アリタル際  
ハ努メテ現役又ハ在郷將校ヲ派遣シ之レニ便宜ヲ與ヘラレ度依  
命通牒ス

◇監獄官制中左ノ通り改正ス

(勅令第三十二號) 昭和十二年三月十二日

別表中千葉刑務所ノ項「千葉郡都村」ヲ「千葉市」ニ改ム  
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 法學協會雜誌

第五十五卷 第四號  
昭和拾貳年四月一日發行  
定價五十錢送料二錢

東京帝大 法學協會發行

## 論說

裁判理念型と國際裁判(一)……東京帝國大學教授 横田喜三郎  
共犯の獨立性と刑法改正草案(一)……法學士 草野豹一郎

The Future of Law……Professor in the Harvard Law School. Roscoe Pound.

## 資料

「法理學」といふ語について……東京帝國大學教授 小野清一郎  
デンマルクの「動産抵當制度」東京帝國大學教授 我妻榮

## 紹介

最近商法學界の收穫(石井照久)  
ウエルツェル著・刑法に於ける自然主義と價值哲學(小野清一郎)

## 判例研究

民事訴訟法判例批評(一七六)……東京帝國大學 加藤正治  
名譽教授

民事法判例研究錄(昭和一一年度・一一)

兼子 一―田中耕太郎―野田良三―菊井維大―川島武宜―齋藤

秀夫―山中康雄―石井照久―我妻 榮―戒能通孝―田中誠二―

末弘嚴太郎―來栖三郎

## 雜報

法理研究會記事「支那問題の真相」

# 法學論叢

## 論說・資料

破産債權の確定……小野木 常

ローマ法史の端緒……田中周友

帝政露西亞侵略政策の基礎(二)……立川文彦

ラウフ「舊派刑法理論の政治的意義」……佐伯千仞

日本海運集會所「仲裁判斷集」……中田淳一

セール「條約改定の法理論」……田畑茂二郎

昭和十二年四月 四月號  
第三十六卷 第四號  
壹冊金五拾錢郵稅壹錢半  
半年分郵稅共金六圓  
一年分郵稅共金六圓

發行所 京都帝國大學法學會  
發賣所 東京 有斐閣

## 判例研究

〔民事法〕先順位抵當權の一部の拋棄と後順位抵當權

〔刑事法〕保險金受取人の指定及變更權

〔公法〕確定選舉人名簿の效力

〔公法〕報學内近況及諸研究會記事

石田文次郎

田島 順

大森忠夫

宮本英脩

大西芳雄

# 法學新報

## 中央大學法學部門機關

第四十七卷 第四號 昭和十二年四月

中立法規の再検討……………教授 松原一雄  
 刑法第六條に所謂法律の變更の意義並に  
 一時法の追及效……………講師 吉田常次郎  
 扶養義務……………講師 和田于一  
 儒帝法學撮要邦譯……………講師 矢田一男

# 正義

### ○ 決議及報告

人權蹂躪問題ニ關スル決議……………理事 長谷川太一郎  
 長崎・鹿兒島兩管内人權蹂躪問題……………理事 近藤倫二  
 調査報告書……………理事 磯山利雄

### ○ 論說

我が憲法と民權……………岩田宙造  
 偽證の横行と其の對策……………山下博章  
 人權蹂躪問題……………鈴木義男  
 土地所有權と地下水……………山下東太郎  
 ○ 時評……………時事短評  
 人權蹂躪問題と今期議會……………時事短評

# 警察研究

### 論說

「歴史の力」と法律の理論……………東京帝大教授 牧野英一  
 最近に於ける司法保護事業の動向……………司法書記官 森山武市郎  
 特殊建築物規則に……………内務書記官 雪澤千代治  
 ついて……………内務書記官 清水重夫  
 選舉制度調査會と……………内務書記官 清水重夫  
 其の答中に就て……………(下)

# 法曹會雜誌

第十卷  
 昭和十二年四月一日發行  
 第四號  
 定價 金五拾錢

## 司法省構内法曹會

振替口座東京一五六七〇番

○ 私立母子間ノ財産犯……………堀區裁判所檢事 山下知賀夫  
 ○ 假差押處分命令ノ異議ニ就テ(二・完)……………横濱區裁判所 小川保男  
 ○ 中世公家法ニ於ケル民事訴訟法……………法政大學講師 細川龜市  
 ○ 代襲相續(二)——直系卑屬ノ家督相續權其三……………神戸地方裁判所 小石壽夫  
 ○ 名判官物語(二十三) 松平信綱其三……………小松吉  
 ○ 法曹會決議 ○ 司法省訓令通牒回答 ○ 大審院判例要旨 ○ 新法令 ○ 雜報

昭和十二年三月五日發行  
 第八卷 第三號  
 冊一四拾錢 年一四圓五十錢

## 發行所 良書普及會

振替東京六四四九番

○ 資料……………山崎 佐  
 ○ 記事……………第一東京辯護士會定時總會  
 ○ 判例研究……………人事法判例研究……………福山 昇  
 ○ 判例要旨……………民事三十四件——刑事二十一件——行政五件  
 ○ 雜報……………○ 會報……………○ 新法令

日本式M・O法(犯罪手口法)に(中の二)……………内務技師 吉川澄一  
 就て……………  
 勞働行政より見た(下)……………警視廳工場課長 鈴木宗正  
 る國民生活安定策……………議院法逐條示解(十三)……………警察講習所教授 有松 昇  
 資料……………新法令の研究……………訓令通牒……………訴訟裁決例……………警察關係  
 判例——質疑應答……………擔當者〔警保局 松尾英敏

### 刑事判例研究

欺罔手段と横領罪(吉田常次郎)——刑法第三十六條と防衛意思(草野豹一郎)……………民事判例研究會

### 民事判例研究

抵當不動産の賣却と詐害行為(岩田新)——連帶債務者の一人の混同と代位(岡村玄治)——動産假差押の場合に於ける換價命令と異議(梶田年)——保證と無償行為(前野順一)——義務承繼に因る訴訟引受(高橋靜一)——株式の讓渡と讓受人の義務(佐々木)假處分に對する債務者の異議(森田豊次郎)

### 海外法律事情

米國「社會保障法」の展望(一野喜三郎)  
 近着外國雜誌論題要目

昭和十二年四月號  
 定價 金五拾錢

## 帝國辯護士會發行

東京市麴町區西日比谷町一番地  
 電話銀座四三八〇・二二五五番  
 振替口座東京七二三九〇番

# 法律學辭典

東京帝大教授法學博士  
末弘嚴太郎  
東京帝大教授法學博士  
田中耕太郎  
全五卷 總索引共  
責任編輯

念記成完卷全

## 特價提供

我が法學界に於ける劃期的寄與として本辭典の出現は社會の凡ゆる方面から熱誠なる歡迎を受けた。本辭典が其内容の高き學理的價值と廣き實用的意義とによつて法律學の普及法律の社會化に貢獻せることと多きは一般に認められる所である。茲に小肆は總索引の出來により全五卷の完成したるを機とし江湖の要望に應へて記念特價提供をなす。完璧なる編輯組織の下に現代日本に於ける各方面の専門權威百四十名の責任ある執筆に成り、大項目主義の採用、學的綜合の實現、實務性の顧慮等幾多の優れた特色を有する本辭典は、研究に學習に實務に當り、何人も之に據つて常に信賴するに足る基準的知識を容易に檢索し得る。現代社會生活の如何なる部面も法律の規制に接觸せざるはなく、法律・法律學に關する知識が須臾も缺くべからざるものとなる時、専門家、實務家、學習者は固より、社會の各方面の士はこの好機を逸することなく本辭典を座右に備へらるべきである。

每巻拂 (隔月一回配本)  
特價五圓八十錢  
一時拂 (全巻即時配本)  
定價七〇〇 送料四五  
特價廿五圓五十錢  
定價三〇〇 送料一九五  
總索引  
定價四〇〇 送料三三〇  
與倍判平均約七一〇頁  
總索引三八二頁  
背革角革裝上製函入  
特價期限四月三十日  
內容見本進呈

岩波書店  
東京神田一ツ橋・東京七四一六  
責任編輯

# 岩波六法全書

### 事項索引及參照條文附

法學博士  
末川博 編著

特價一・七〇  
定價一・九〇  
送料一五袖珍型一四九六頁

## 昭和二十二年版

### 短期特價提供

一期限五月三十一日

劃期的六法全書として本書の出現してより七年、其の間絶えず内容の補正、形態の改善に完璧を期し、常に最新最良のものとしてその聲價は年を逐うて高まりつつある。今本書の特色の一端を挙げれば、(一)參照條文の明確、基本的諸法典の各條に附する參照條文は特殊の技術によつて明瞭ならしめ、引用また適正である。なほ昨年度版に於ては憲法の部門に就き、本年度版に於ては民事訴訟法の參照條文に就き全面的増訂を施した。(二)事項索引の完備、事項による條文の檢索は至便を極め、殊に本年度版に於ては民事訴訟法事項索引の改訂整序を行つた。(三)内容の豊富、所謂六法のほか廣く地方制・産業法規・税法等に互る多數の法令と各種改正法律案を收め、更に本年度版に於ては不穩文書臨時取締法・思想犯保護觀察法・退職積立金及退職手當法、其他最近に至るまでの新・改正法令を網羅した。編輯の周到、校正の嚴密、價格の低廉等は固より本書の夙に誇りとする所であるが、茲に本年度版に於ける各部門の改訂は其利用價值を愈々増大するに至つた。學界、法曹界、實務界の益々普ねき利用を望む。

東京神田一ツ橋 岩波書店 東京替振  
〇四二六二



50<sup>e</sup> Année N<sup>o</sup> 4

Avril 1937

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

H. Takikawa

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Y. Takase et S. Makimura. — La classification des prisonniers juveniles du point de vue de la capacité économique et l'efficacité de leur travail pénitentiaire (fin).

K. Tsuji, ancien directeur de la Prison d'Osaka. — Chronologie du système pénitentiaire dans l'ère Meiji.

Mouvement des idées à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice